

平成30年度 租研会員の税制改正意見集

平成29年10月

公益社団法人 日本租税研究協会

は し が き

本冊子は、本年7～8月に、(公社)日本租税研究協会における会員各位の平成30年度の税制改正に向けて、各会員から寄せられた意見・要望を集約したものです。

これは、租研事務局において各意見・要望を項目別に分類したものであり、同じ項目について異なる意見や相反する意見が含まれておりますが、会員各位の意見・要望を、基本的に全てそのまま掲載してあります。

なお、平成30年度税制改正に向けての(公社)日本租税研究協会としての意見については平成29年9月4日に「税制改正に関する租研意見」を既に表明しております。

平成29年10月

公益社団法人 日本租税研究協会

目 次

国税の部

I 法人税

1 法人税法

(1) 実効税率の引き下げ等	1
(2) 受取配当等の益金不算入	2
(3) みなし配当	4
(4) 有価証券の評価	4
(5) 減価償却資産の償却等	5
(6) 資産の評価損	7
(7) 役員の給与等	8
(8) 寄附金	10
(9) 貸倒損失	11
(10) 引当金	11
(11) 欠損金	12
(12) リース資産の償却等	13
(13) 租税法規定と会計基準の乖離調整	13
(14) 特別法人税の廃止	15
(15) その他	16

2 連結納税制度

(1) 連結納税制度全般の整備	20
(2) 適用対象子会社の範囲	20
(3) 子会社欠損金の持込制限の緩和	20
(4) 連結納税の開始時・加入時に伴う資産の時価評価	21
(5) 連結納税制度に係る計算規定の整備	21
(6) 申告・納付期限の延長	22
(7) 連結納税グループからの離脱	22
(8) 連結納税加入・離脱の届出の簡略化	23

3 グループ法人税制

(1) 100%グループ内の法人間の寄附金	23
(2) 損金算入限度額計算における完全子会社法人株式の償却損相当額の扱い	24
(3) 中小特例の適用	24

4 組織再編税制

(1) 組織再編成に係る適格要件の緩和等	24
(2) 組織再編成に係る計算規定・評価方法等の整備	26
(3) 国際的組織再編税制の整備	28

5 租税特別措置法（法人税関連）

(1) 研究開発税制	29
(2) グリーン投資税制	31
(3) 交際費の損金算入	31
(4) 特定資産の買換に係る特例措置の延長・恒久化等	31
(5) 土地譲渡益課税（土地重課）の廃止又は延長等	32
(6) 特定目的会社・投資法人に係る課税の特例	32
(7) 海外投資等損失準備金・金属鉱業等鉱害防止準備金制度等	33
(8) 地震・災害・公害対策等の特別措置	34
(9) 生産性向上設備投資促進税制・所得拡大促進税制	35
(10) その他	36

6 国際課税関連

(1) 移転価格税制	37
(2) 外国税額控除制度	39
(3) 外国子会社合算税制	42
(4) 外国子会社配当益金不算入	49
(5) 租税条約等	50
(6) 過大利益支払税制	52
(7) BEPS 勧告への対応	53
(8) AOA・その他	55

II 所得税

1 所得税法

(1) 所得税制度全般	57
(2) 給与所得関係	57
(3) 譲渡所得	57
(4) 所得控除	58
(5) 源泉所得税	60
(6) その他	61

2 租税特別措置法（所得税関連）

(1) 金融所得課税の一体化の推進等	62
(2) 「国際金融センター」の実現に向けた市場環境整備	62
(3) 特定口座制度の利便性向上に係る税制措置	63
(4) NISA（少額投資非課税制度）及びジュニアNISAの恒久化、拡充及び簡素化のための税制措置	63
(5) 個人投資者のリスクテイクを支援するための税制措置	64

3 確定拠出年金税制等の見直し

Ⅲ 相続税・贈与税

(1) 相続税評価額等の見直し	66
(2) 死亡保険金の相続税非課税限度額の拡充・維持	66

Ⅳ 消費税

(1) 消費税制度全般	68
(2) 仕入税額控除	69
(3) 申告・納付期限の延長等	74
(4) その他（電気通信利用役務の提供含む）	75

Ⅴ その他の国税

(1) 印紙税	77
(2) 登録免許税	78

地方税の部

Ⅰ 地方税全般

(1) 地方税制度全般の抜本の見直し	81
(2) 法定外税	81
(3) 連結納税制度の導入	82
(4) その他	82

Ⅱ 住民税・事業税

(1) 申告納付先の一元化	84
(2) 外形標準課税の算定方法・記載様式の簡素化	84
(3) 外形標準課税における課税標準の見直し	85
(4) 法人住民税額の計算	87
(5) 個人住民税	87

Ⅲ 事業所税

(1) 事業所税の廃止等	88
(2) 課税標準の見直し	88

IV 固定資産税

(1) 償却資産に対する固定資産税の廃止	89
(2) 償却資産税の評価額算定方法と法人税法上の減価償却制度の統一	90
(3) 固定資産税の負担の軽減	90

V 不動産取得税

(1) 不動産取得税	92
------------	----

その他の部

I 環境・エネルギー税制

(1) 地球温暖化対策のための税の見直し	93
(2) 軽油引取税の減免	93

II 納税環境の整備

(1) 納税者権利憲章の法制化等	94
(2) 法人税の納付	94
(3) 税務調査における負担軽減	94
(4) 更正の請求期間の延長	94
(5) 申告期限の延長	95
(6) 充当・還付加算金の順序の明確化	95
(7) 代表者等の自署押印	95
(8) 納税証明書（未納の税額がないこと）	95
(9) グループ内の申告書作成業務の効率化（税理士法の緩和）	95
(10) 各種税制の簡素化及び手続きの合理化	95
(11) 電子申告・納税システム	96

I 法人税

1 法人税法

(1) 実効税率の引き下げ等

【理由】

- ・ 法人実効税率は着実に引き下げられているが、企業の中長期的な成長力・収益力、ひいては立地競争力を強化するという観点から、更なる法人実効税率の引き下げを実施すべきである。
- ・ 段階的に引き下げることにより、その度にシステムの変更や社内資料の再作成等を比較的短期間に行わなければならないなど、相当程度の実務上の負担が発生する。したがって、今後、段階的な引き下げに際しては、実務上の負担や問題点・準備も考慮いただき、十分に予測可能・準備可能な内容にて決定してほしい。
- ・ 企業の競争力/日本の立地競争力強化のために重要であるため、法人実効税率25%（中国・韓国並み）の実現を要望する。
- ・ 平成28年度税制改正において、法人実効税率が20%台まで引き下げられた一方で課税ベースの拡大が図られた。今後は、ネット減税による法人実効税率の国際水準までの引下げを要望する。
- ・ これまでの税制改正により法人実効税率は20%台へ引き下げられたが、外形標準課税等の強化により企業の実質的な税負担は必ずしも下がっていない。本邦の法人実効税率はOECD諸国やアジア諸国に比べ未だ高い水準にあり引き続き税率引き下げを検討する必要があるものの、従来のように外形標準課税等の強化と合わせた法人実効税率の引き下げは限界に近づいていると考えられるため、更なる引き下げにあたっては慎重に検討すべき。
- ・ アジア近隣諸国やOECD諸国では立地競争力強化のために継続的な法人実効税率の引下げが行われている。また、世界で最も税率が高いとされてきた米国において、我が国を上回る大幅な税率引下げが検討されている。

企業の国際競争力を高め、製造業の国内立地維持・国内雇用確保のため、我が国においても法人実効税率は欧州並みの30%程度まで引き下げられてきたが、税率引下げによる財源として課税ベースの拡大等が実行された結果、企業間の負担調整が行われたのみで、実質的な税負担減にはつながっていない。国際的なイコールフットィングの観点や経済再生という政策目的も踏まえると、実質的な税負担減を実現することが重要であり、税率引下げに伴う財源確保のために縮減された諸制度は、本来あるべき姿に戻すべきである。
- ・ 平成30年4月以降の法人税率が23.2%まで引き下げられることとなったが、地方税を含めた日本の実効税率は未だに国際的に高い水準にあることから、さらなる法人税率の引き下げを要望する。但し、引き下げを実現するために課税ベースを拡大の結果、金融業にとって課税の公平性を欠いた税制とならないよう要望する。
- ・ OECD各国やアジア諸国と比較して依然として高水準にあり、日本企業の競争力強化、国内雇用確保、行き過ぎた節税対策の防止等の観点から、（課税ベースの拡大を伴わない）更なる税率引下げを要望する。
- ・ 税制改正により法人税の実効税率は段階的に引き下げられる傾向にあるが、依然として我が国の法人税実効税率は諸外国と比較して高水準である。企業の海外流出国際競争力強化の観点から引き下げを望む。

(2) 受取配当等の益金不算入

1) 連結法人株式等及び関係法人株式等以外の株式等に係る受取配当等に対する益金不算入割合の引上げ

【理 由】

- ・ 完全子法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等にかかる受取配当金について、益金不算入割合を撤廃し、全額益金不算入とすること及び関連法人株式等に係る負債利子控除は撤廃することを要望する。

受取配当に対する課税は二重課税であるので、制度の改正をお願いしたい。

- ・ 国内受取配当金は、株式等保有割合に基づいて受取配当金の益金不算入率が定められている。受取配当金に課税されると二重課税が生じる為、全ての受取配当金を益金不算入としてもらいたい。
- ・ 平成27年度以降、受取配当金に係る益金不算入割合が持分25%以上の配当について100%、25%未満が50%という割合から変更され、5%超～1/3以下までが50%、5%以下が20%となった。配当は税引後利益が原資であり、いわば二重課税といえる範囲が従前よりも拡大傾向にあるため、全額益金不算入或いは益金不算入範囲の拡大をして頂きたい。

また関連法人株式等にかかる負債利子控除計算についても事務負担の観点から撤廃頂きたい。

- ・ 配当支払法人/受取法人間での二重課税解消のため、出資比率の制限なしに全額益金不算入とすべきである。
- ・ 法人が受け取る株式の配当金等（受取配当等）については、配当元の法人で既に法人税が課されているため、「二重課税の排除」を目的とした「受取配当等の益金不算入制度」の仕組みが設けられております。本制度は確立した税理論に基づくものであり、このような二重課税排除の仕組みは諸外国においても広く導入されております。

しかしながら、平成27年度税制改正において、法人実効税率引下げの代替財源として、持株比率5%以下の株式について、益金不算入割合が50%から20%に引き下げられました。

本制度の縮減は、税理論に反した課税強化であり、法人の株式保有意欲を減退させ、株式市場の健全な発展にも少なからずマイナスの影響を与えているものと考えます。受取配当等益金不算入制度について、「二重課税の排除」の観点から議論を行うことを要望します。

- ・ 受取配当等の益金不算入制度は「二重課税の排除」を目的とした制度であり、その趣旨を鑑みると完全子法人株式からの配当と、それ以外の株式からの配当に差異はいたため、等しく100%益金不算入とされることを望む。
- ・ 二重課税の完全な排除の観点から、持株割合に係らず全額益金不算入とすることを要望します。
- ・ 関連法人株式等の出資比率要件を「1/3超」とする場合、3社共同出資の合弁会社が要件を満たさないこととなり、国内事業会社の再編の阻害要因となっていることから、「1/3以上」への引下げを要望する。
- ・ 関連法人株式等以外の株式等にかかる配当等の50%・80%は二重課税となっている。二重課税排除の趣旨に沿って、持分割合に係わらず、全額益金不算入とすることを要望する。

また、外国子会社配当についても、国内への利益還流を促すため、100%益金不算入とすることを要望する。

- ・ 二重課税防止の観点から、受取配当金の益金不算入割合を100%とすること。
- ・ アメリカ・イギリス・ドイツなどの主要国では70%～100%の割合を益金不算入としており、二重課税の防止・国際的な競争力の確保のため、日本でも益金不算入割合のさらなる引き下げを要望する。
- ・ 二重課税、かつ財源対策のために趣旨が歪められた税制と認識しており、襟を正して税制を見直すべき。「連結法人株式等」および「関係法人株式等」以外の株式等」に係る受取配当等に対する益金不算入割合の引き上げ及び負債利子控除の撤廃、簡素化を要望。
- ・ 受取配当金に対する課税は二重課税であるため、全額益金不算入とすることを要望する。
- ・ 二重課税の排除、また、負債利子控除は事務負担は大きい影響額は僅少である為、受取配当金の全額益金不算入、また、負債利子控除の廃止を要望する。
- ・ 二重課税の状態を排除する必要があるため、出資比率に関係なく、全額益金不算入を要望する。
- ・ 会社が剰余金の配当を行う場合、支払を受けた者において配当課税や法人税課税が行われることとなるが、そもそも、剰余金の配当の分配原資は企業の税引き後利益であるため、配当金は、潜在的に二重課税の問題

を有している。

現在の配当控除や益金不算入制度では十分に二重課税の調整が図られているとは言えないことから、二重課税の排除を徹底するための措置を要望する。

2) 負債利子控除の撤廃・簡素化等

【理由】

- ・ 国内関連法人からの受取配当金について、税制の簡素化・事務負担の軽減及び国内事業再編の促進を図るため、関連法人株式等にかかる国内受取配当金の益金不算入額算定において控除することとされている負債利子の規定を廃止すること。また、関連法人株式等の出資比率要件を「1/3超」から「1/3以上」に引き下げを要望する。
- ・ 関連会社株式に係る益金不算入額の算定における負債利子については、他の株式と整合性を欠きつつ算定に多大な事務工数がかかるため廃止を要望します。
- ・ 一定区分の株式からの配当にだけ残されている負債利子控除を廃止することを要望。当該区分だけ負債利子を認識する合理的な理由が乏しく、事務を簡素化するため。
- ・ 平成27年度改正により、負債利子を控除するのは、関連法人株式等のみとなったが、通常の事業会社は株式取得のために借り入れることは少なく負債利子控除はそぐわないと考えられる。そこで、事務負担の観点からも廃止を要望する。
- ・ 国内受取配当の益金不算入制度については、課税ベース拡大の観点から平成27年度税制改正において見直しが行われている。同見直しにおいては、国内受取配当等を内国法人の支配を目的とした株式保有にかかもの（完全子法人株式等／関連法人株式等）と資産運用を目的とした株式等にかかもの（その他の株式等／非支配目的株式等）に区分の上、その他の株式等および非支配目的株式等にかかる受取配当について負債利子控除計算の対象から除外された結果、関連法人株式等にかかる受取配当についてのみ負債利子控除計算規定が適用されることになっている。

また、事業活動の性質上、企業が国内の子会社や関連会社への事業投資により企業集団を構成する一方で、取引先との関係構築目的を含むポートフォリオ投資等を多く有する場合には、恒常的に事業再編や資産入れ替えをおこなっていることもあり、これらの企業において実務上、負債利子の計算に相応の事務負担が生じているのも事実である。

したがって、同一所得に対する二重課税の排除という制度本来の趣旨、国内配当にかかる取り扱いの統一により企業活動や業種に対して中立で簡素な税制とすること、及び税務申告及び税務執行上の簡便性を実現することを目的として、その他の株式等／非支配目的株式等と同様に関連法人株式等についても負債利子計算の廃止を要望する。

- ・ 通常の事業会社は株式取得のために借り入れることはなく、負債利子控除はそぐわない。存続する場合でも、事務効率化のため、負債利子控除を定率計算としてほしい。
- ・ 受取配当益金不算入の対象となる負債利子の算定方法の見直しと業態に応じた算定方法の創設を要望する。具体的には、以下のとおり。

①借入金等に係る負債利子については、借入目的の疎明を前提として、控除する負債利子に含めないこと。

現行の負債利子の計算は、株式等を取得する目的ではないことが明らかな借入金等に係る負債利子まで含めることとなっている。これら借入金等に係る負債利子については、借入目的の疎明を前提として、控除する負債利子に含めないように要望するもの。

②負債利子は受取利息と支払利息のネット後とすること。

金融機関は、資金の貸借による利ざやを獲得することを業としていることから、このような業態の特殊性を勘案した負債利子の算定方法、例えば外形標準事業税の純支払利息のように、受取利息と支払利息をネットするといった算定方法の創設を要望するもの。

③金利スワップの繰延ヘッジ損益・特例処理損益相当額を、負債利子控除の支払利子から除外すること。

銀行は金利スワップをファンディングのためではなく、ALMオペレーションの一環として（金利リスクマネジメント目的で）行っている。このような業態の特殊性を勘案した負債利子の算定方法の創設を要望するもの。

- ・ 一般事業会社では負債利子控除を行う対象となる受取配当金の額の影響度が低いにも関わらず複雑な計算を必要としており、業務の効率化のため廃止して頂きたい。

3) 議決権による持株割合算定の提案

【理由】

- ・ 現行法では発行済株式数のみで判定を行っているが、発行済株式又は議決権のいずれが多い割合で判定を行うものとするを要望。

議決権ベースで3分の1を超えているものの、種類株式の発行により発行済株式ベースでは3分の1以下となるケースが生じる。

平成27年度税制改正時に、関連法人株式等の判定に係る持株割合については、会社法で特別決議を阻止できる3分の1を想定されているものと理解しております。

当該趣旨を鑑みれば、受取配当等の益金不算入の持株割合の判定の基礎に議決権を入れるべきものと考えられる。また、国外配当等益金不算入の取扱いとも整合する取扱い。

(3) みなし配当

1) 自己株式の取得に係るみなし配当規定

【理由】

- ・ ToSTNeT市場における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用した自己株式の取得にみなし配当規定の適用を認めることを要望する。

ToSTNeT市場は、法令23③一の「金融商品取引所の開設する市場」に該当するため、ToSTNeT-3を利用した自己株式の取得は、みなし配当規定の適用がある自己株式の取得には当たらないと解釈されている（平24.5.25東裁（法）平23-233）。

確かにToSTNeT-3を利用した自己株式の取得は金融市場内での取引ではあるものの、取引所の時間外に行われるものであり、実質的には相対取引と同様であると考えられる。また、法的手続や事務負担等のビジネス上の観点からToSTNeT-3の利用が望まれる場合においても、税務上の取扱いが障害となり、ToSTNeT-3の利用が見送られるケースが多くみられる。こうしたToSTNeT-3の利用を阻む税務の要因を排除するためにも、ToSTNeT市場を「金融商品取引所の開設する市場」から除外する規定を設けていただきたい。

2) 外国法人株式に係るみなし配当計算

【理由】

- ・ 外国法人にその発行株式を買取ってもらう場合、当該外国法人の財務諸表上の資本金及び資本剰余金の金額を国内法上の資本金等の金額とみなして、みなし配当の金額を簡便的に計算する特例の明文化を要望する。

出資先の外国法人が資本の払戻し、あるいは自己株式の取得等を行った場合、株主である内国法人が本邦税法に基づくみなし配当額を計算するにあたって、本邦税務上の資本金等の金額（法令8条）を算出することが困難な場合が多い。

したがって、現実的には、外国法人の財務上の資本金及び資本剰余金の金額を国内法上の資本金等の金額とみなして、みなし配当の金額を簡便的に計算することを容認する立法的な解決が必要。

(4) 有価証券の評価

1) 有価証券の期末評価方法について、利息法による償却原価法を認めること

【理由】

- ・ IFRSを強制適用される法人は有価証券の償却原価法について利息法が適用されることになる。一方税務上は定額法しか認められないため、会計上、税法と同じく償却原価法を採用していた上場企業にとっては利息法への変更と共に財税差の集計管理も併せて対応しなければならなくなるため、有価証券の保有種類、保

有量の大きな銀行にとっては膨大なシステム対応コストや実務負担が増加することになる。

2) 自己査定等による無税償却の認容と損金算入要件の緩和

【理由】

- ・ 有価証券の期末評価を資産自己査定と同じ基準での無税償却を可能とすることを要望する。或いは、貸出金等の債権が貸倒損失以外にも個別貸倒引当金の損金算入が可能のように、有価証券に関しても損金算入要件の緩和を要望する。

銀行等の金融機関は業種特性として有価証券を大きなボリュームで保有。現行は発行法人が破綻した場合等極めて厳格な損金算入要件のため、巨額な財税不一致額を発生させている。このため、財務・税務の二つの償却基準への習熟が求められ、事務負担・管理負荷が過大となっている。

3) 種類株式の譲渡損益

【理由】

- ・ 種類株式を法61の2⑭に定める事由により譲渡をした場合において、法61の2⑭各号に規定する株式等で、その譲渡をした種類株式の価額とおおむね同額の株式等の交付を受けたときは、その種類株式につき譲渡損益は生じないこととされている。

しかし、どのような場合に「おおむね同額」といえるのか明記されていないことから、この規定の適用を躊躇してしまうケースがある。したがって、法令上、その意義を明らかにしていただきたい。

4) 取得価額に含めるべき金額の範囲の明確化

【理由】

- ・ M&Aのデュー・ディリジェンス費用については有価証券の取得価額に含める必要があるが、費用の範囲を明確にすべき。

5) (非適格) 現物出資により取得した有価証券の取得価額

【理由】

- ・ 事業の移転を伴う非適格現物出資については、被現物出資法人の発行する株式の現物出資時の価額とすることを要望。

実務上、特に被現物出資法人が上場株式の場合などは被現物出資法人の株式の価額を以って譲渡対価の額が計算されるものの、現物出資を行う法人の株式の取得価額の書きぶりに齟齬があるため、直前に当該株価が急騰した場合などに問題が生じる。

6) 上場株式以外の有価証券

【理由】

- ・ 上場株式以外の有価証券についても、一定の形式基準による評価損の損金算入を認める旨の明確化を要望する。上場株式の評価損計上については、監査法人のチェックを受けて継続的に使用される形式的な判断基準を認める旨、国税庁Q&Aにおいて示されている。一方、非上場株式についても、監査法人からの要請により一定の形式基準を設定し評価損を計上しているのが実情である。監査法人のチェックにより恣意性が排除されていることは上場株式と何ら変わりなく、非上場株式も同等に取り扱うことが合理的と考えられる。

(5) 減価償却資産の償却等

1) 損金経理要件の撤廃

【理由】

- ・ IFRS導入により減価償却資産の会計と税務の乖離がより一層大きくなる傾向にあるため、損金経理要件の撤廃を要望する。
- ・ 会計と税務の乖離が大きくなりつつある昨今の現状を考慮すると、会計処理を税務処理の要件とする必要

性は低下しているため、損金経理要件の撤廃を要望する。

- ・ 減価償却に関する損金経理要件を撤廃すること。
- ・ 税法と会計上の償却費計算方法の乖離が大きくなってきており、損金経理要件の意義が薄れている為、本要件を廃止してもらいたい。
- ・ IFRSにおいて会計基準の見直しが進み、会計と税務の乖離が一層、大きくなることが予想されるため、減価償却費について損金経理を要件から撤廃して頂きたい。
- ・ 損金経理要件が無くとも課税上の弊害が生ずると思われず、当該要件によって納税者は非常に煩雑な申告調整実務を強いられているため、減価償却等の損金経理要件の撤廃を要望する。
- ・ 減価償却の損金経理要件によれば、会計上の償却年数が税務上の償却年数よりも長い場合、損金算入が認められるのは税務上の償却限度額よりも少ない会計上の減価償却費となるが、国内でも導入が進んでいるIFRSでは、企業によって利用可能と予想される期間を償却年数としているため、企業が会計基準としてIFRSを導入した場合、会計上の償却年数が税務上の償却年数より相当程度長くなり、税務上の損金算入メリットを享受できないケースが想定される。
したがって、IFRS導入企業が会計監査で会計上の償却年数が適正と認められている限り、損金経理額を超え、かつ償却限度額に達するまでの減価償却費については、税務調整による損金算入の容認を要望する。
- ・ IFRSなど、会計が大幅に変更している中、会計と税の乖離が進むことから、徒に事務負担が増加している。損金経理要件が無くとも課税上の弊害は生じないため、減価償却の損金経理要件の撤廃及び繰延消費税の損金経理要件の撤廃を要望する。
- ・ IFRS導入に伴い固定資産の減価償却計算は、税務と会計の乖離が大きくなると予想されるため、減価償却費について損金経理を要件から撤廃していただきたい。

2) 少額減価償却資産の損金算入制度の拡充・限度額の引き上げ

【理由】

- ・ 事務負担効率化の観点から少額減価償却資産の限度額の引き上げ、少額減価償却資産として損金処理できる範囲を10万円未満から30万円未満とすることを要望します。
- ・ 税制の簡素化及び経済の活力維持を図るため、取得価額30万円未満の少額減価償却資産を即時損金算入とし、併せて、一括償却資産の3年償却制度を廃止することを要望する。

3) 一括償却資産の損金算入制度の廃止

【理由】

- ・ 一括償却資産については企業会計上は費用として処理されております。税務申告で加算処理が必要となっております。会計処理と整合性を持つことにより会計と税務の乖離の低減に結びつきます。したがって、少額かどうかの判定を20万円未満とし、一括償却資産の損金算入規定を廃止していただきたい。

4) ソフトウェアの償却期間の短縮

【理由】

- ・ 研究開発費は発生時に全額損金処理することを認め、特に企業会計と税務会計の乖離が甚だしく納税実務に多大な負担がかかっている研究開発用資産及び自社利用ソフトウェア開発費については新会計基準の会計処理に合わせ即時償却を可能とすること。

5) 電話加入権の損金算入

【理由】

- ・ 資産性がなくなっている実態に即し、一時損金算入を認めるよう要望したい。
- ・ 加入権返還による返金も無く、市場における流動性も無い現状から、損金算入できるようにすることが、経済実態を正しく反映することとなるため、電話加入権を減価償却費等により損金経理した場合、損金算入できるようにしていただきたい（長期に渡っての損金算入でもよいので、最終的には0円までの損金算入としていただきたい）。

- ・ 電話加入権の減損損失の損金算入を要望する。例えば、上場有価証券の評価損の損金算入テストを行い、一定要件（使用実態、時価等）を満たせば損金算入できる制度として頂きたい。
電話加入権の減損損失については、既に一般市場において経済的価値が暴落している為、たとえ1年以上遊休状態であったとしてもそれを理由に税務上損金算入は認められない。
しかしながら、他の固定資産とは異なり、電話加入権は世間一般として使用実態が無くなりつつあり、IP電話やスマートフォンの使用に移行している為、社会通念上、市場価格までの減損損失は認められるべきと考えられる。
- ・ 電話加入権については、譲渡が認められており、市場が形成されているという理由から、資産性があるものとして減価償却ができないとされている。しかしながら、昨今、市場における一般電話加入権の売買価格も低下し、資産性が薄れていると言われている。したがって、取得価額10万円未満の少額資産と同様、一時の損金算入を要望する。

6) 定率法の維持

【理由】

- ・ 定率法の廃止は、企業の新規設備投資を抑制する恐れがあるため、機械装置、工具・器具・備品、車両運搬具については定率法を継続すべきである。

7) 国外PEに帰属する減価償却資産の償却の方法

【理由】

- ・ 国外PEに帰属する減価償却資産の償却方法をPE所在地国会計基準によって認められた償却方法によっている限り（但し、一括償却によっている場合を除く）、当該償却費に計上された金額を各事業年度の損金の額に算入する金額の限度額とする。具体的には、措令39の15②三と同じ取り扱いとすることを要望。
海外拠点においては現地基準と日本基準の二重管理で極めて負担が大きいことに加え、瑣末な過誤により多大な事務コストが生じている。AOAにおいて独立企業間原則が徹底される中、現地会計・税務で容認される償却方法を認めることは自然な取り扱いであり、実際に外国子会社合算税制においてはそのように取り扱われており、（金額の重要性含め）課税上の弊害はない。

8) 資産除去債務に掛る減価償却費の損金算入

【理由】

- ・ 会計と税務の平仄を合わせるために、影響額が大きい資産除去債務に掛る償却費の損金算入を認めてもらいたい。

9) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

【理由】

- ・ ガス事業においては中小企業者が多く、本制度は減価償却資産の管理等の事務負担軽減やパソコン等の少額減価償却資産の取得促進による事務処理効率化を図ることに活用されており、延長を要望する。

(6) 資産の評価損

1) 有価証券の評価損・減損損失の損金算入要件の緩和

【理由】

- ・ 有価証券評価損の企業会計と税務会計の乖離について、実務の煩雑さを解消する観点から税法上の判定要件を緩和し、企業会計と同様の基準とすること。
また、有価証券の評価損に係る損金経理要件を撤廃し、退職給付信託資産（有価証券）についても一般の上場有価証券と同様の基準で評価損の計上を認めること。
- ・ 別表5上と資本等の金額の調整欄に、会社が存在する限り差異が残り続けるが、何十年もその差異の発生

経緯を残しておくのが困難な場合が生じる恐れがある。欠損金を引き継げる場合には損の二重取になる恐れがあるため、損金不算入としているが、欠損を引き継げない場合には損金としてよいしてほしい。

2) 固定資産の評価損・減損損失の損金算入要件の緩和

【理由】

- ・ 事業撤退や収益性低下により減損した関係会社株式や固定資産の減損損失の損金算入をしてほしい。会計と税務で長期にわたるかい離が生じがちな減損損失については、実務負担の緩和の観点から、会計基準に合わせることを要望するもの。
- ・ 固定資産の減損損失について公正妥当な経理処理として会計上容認されたものについて、法人税法上も損金算入を容認してほしい。会計制度との調和を図ることが、事務負担の軽減など企業の競争力確保のために資すると考えられるため。

(7) 役員の給与等

損金算入要件の緩和・明確化

【理由】

- ・ 平成29年度の税制改正により、平成29年4月1日以後に支給または交付に関する決議をした役員給与については新法が適用されるが、平成28年度に同決議を既に実施した企業についても（条件が適合すれば）損金算入を認めてほしい。

当社は平成28年6月の株主総会にて、在任時交付型の株式交付信託制度の採用を決議し、同年9月に信託を開始したが、信託期間を3年間で設定したため、次回の交付信託の設定（平成31年度）まで、新法の適用は受けられず、結果として先行して導入した会社が損をする状態となっている。過年度分まで損金算入させる必要はないが、29年度より前に導入した企業についても29年度以降の報酬額について損金算入できるようにすべき。

- ・ 業績連動給与の定義は、「・・・株式又は新株予約権の数が役務の提供期間以外の事由により変動するもの」となっている。しかし、付与される数が、固定給与額を基礎とし、付与時の株価に応じて変動してしまうものは、業務連動給与から除外することを要望する。

業務連動給与のうち、ストックオプションに係る退職給与については、役務の提供期間以外にも、職位に応じて固定報酬額に相当する新株予約権を付与することある。そのようなケースでは、交付される数は変動するが、決まった金額が給与となることから、業績に連動して役員への経済的利益が変動しない為、損金不算入とする理由がない。

- ・ 役員給与の一部について損金算入が可能となっているが、損金算入要件が複雑であり、その手続きも煩雑であることから、会社法に基づき適法に職務執行の対価として支給されている限りにおいては、原則損金算入を認めるべきであると考えられることから、役員給与については、原則損金算入可能とする事を要望する。
- ・ 職位ごとの算定方式の開示が必要で、実質的に個人毎の支給額が計算できてしまう。これは制度導入の妨げになっているため、有価証券報告書等における開示要件を緩和してほしい。
- ・ 役員への給与については、定期同額給与、事前確定届出給与又は業績連動給与のいずれにも該当しない場合にはその全額が損金不算入とされる。この制度の趣旨は法人の利益を恣意的に変動させ、法人税の負担を不当に減少することを防止することであると解されるが、社会通念上相当と認められる役員給与は役務提供の対価であることから損金算入を認めるべきである。

上記の改正がなされない場合においては、以下の点について改正の検討を望む。

- ①法令が実務を反映した内容でないため、多くの通達やQ&Aが出されており、制度がより複雑なものになっている。特にQ&Aにより、損金算入のための新たな要件が付加されているようにも思われる部分があることから、法令の抜本的な改正が望まれる。
- ②実務上、日割りで役員給与が払われることがある（例：6月25日から6月30日までなど）が、この場合の定期同額給与の考え方が不明確である。
- ③使用人兼務役員に関する規定の見直しを望む。たとえば、金融業界においては、個人ごとにボーナスの額

が異なることは当然であり、比較使用人を用いて算定する方法には限界がある。

- ・ 出向と定期同額給与の関係について、法人税基本通達9-2-46は、①株主総会決議要件 ②出向契約要件の二つの要件を満たすことを前提として、出向先法人の支給形態により定期同額給与等であるか否かの判断を行うこととしているが、この二要件を満たさない役員給与は、ただちに損金不算入とされるのかを明確にすることを要望する。

法人税基本通達9-2-46は、左記二要件を満たさない場合は、法人税法34条の定期同額給与、事前確定届出給与に該当せず、損金の額に算入されないことを想定していると考えられる。しかし、法人税法34条の条文上は、(国税庁の通達解説に示されたような)「あらかじめ定められたところに従って支給される」ことや「株主総会等での決議」を要件とはしていない。法人税基本通達9-2-46は、法人税法34条を適用して損金の額に算入される場合の例示としての形式基準を掲げたものでしかなく、これらの要件に該当しないものでも、ただちに損金不算入とすべきものではないことを明確にする必要がある。

- ・ 役員に対して支給する(退職)給与のうち不相当に高額な部分の算出方法を明確化することを要望する。
役員に対して支給する給与が過大であるかどうかは、その法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する給与の支給状況等に照らして判定することとされている。しかし、同種同規模の法人であっても地域等の要素により支給額に差が生じることが考えられる。また、地域別、業種別、規模別の役員(退職)給与の支給額を確認することは現実的に困難である。

したがって、不相当に高額な部分の算出について具体的な基準を設けるか、過大であるかどうかの判定に必要となる役員(退職)給与の支給状況等に関する資料を公表していただきたい。

- ・ 2017年4月28日に経済産業省から公表された「『攻めの経営』を促す役員報酬-企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引-(平成29年4月28日時点版)」Q54(「第3 事前確定届出給与に関するQ&A、3. 事後交付型リストラクテッドストック」のセクション)において、複数年にわたる勤務期間を経たあとに適格株式が事前確定届出給与として交付される場合には、対象勤務期間の各事業年度において交付決議時価額を按分した額を損金算入することが考えられると解説されている。

このQ54の回答の根拠として示されている法人税法施行令第71条の3からは、按分した費用の額について損金算入が認められる旨を読み取ることができないことから、この場合の損金算入時期を法令上明らかにしていただきたい。

なお、事後交付型リストラクテッドストックには譲渡制限が付されたものもあると理解しているが(同手引Q49)、譲渡制限が付されたリストラクテッドストックである場合における損金算入時期の取扱い(Q54と法人税法第54条(譲渡制限の解除が確定した日を損金算入時期とする規定)との関係も同じく明確化していただきたい。

- ・ 2017年度税制改正前における利益連動給与は、その要件の一つに「利益の状況を示す指標の数値が確定した後1ヵ月以内に支払われ、又は支払われる見込みであること」と規定されている(法令69⑩一)。また、これに係る法人税基本通達9-2-20では、「利益に関する指標の数値が確定した時とは、(省略)定時株主総会において計算書類の承認を受けた時をいう」と定めている。

法人税法34条には損金算入時期が規定されていないことから、法人税法22条により債務が確定した時において利益連動給与を損金に算入することとなると考えられるが、「債務が確定した時」とは、上記の通達で示されている計算書類が承認された定時株主総会が開催された時であるのか否か、明確化していただきたい。

特に、2017年度税制改正により、複数年にわたる業績連動指標を用いることができることとされたことから、損金算入時期を明らかにすることは重要であると考えられる。

- ・ 外資系日本子会社とその業務執行役員に業績連動給与を支給する場合の規定を整備することを要望。
平成29年度改正により、一定の要件のもと、同族会社(非同族会社の100%子会社等)がその業務執行役員に支給する業績連動給与を損金の額に算入することが可能となった。

この一定の要件のなかには、算定方法の金商法第24条第1項に規定する「有価証券報告書」への記載や会社法404条第3項に定められた「報酬委員会」等における決定が含まれている。そのため、外国法人を親会社とする日本の子会社が業績連動給与を支給する場合において、これらの要件を満たすことができるか否かについて、疑義が生じている。

そこで、外国の親会社の本店所在地国における法令に基づき、「有価証券報告書」に相当するもの又は「報酬委員会」に相当するものといえるものであれば、上記の要件を満たすことができるように規定を整備していただきたい。

(8) 寄附金

1) 損金算入要件の緩和及び損金算入限度額の拡大

【理由】

- ・ 実質的に、税金の前払と考えられるため、国、地方公共団体に対する指定寄付金は損金算入ではなく、全額税額控除とすべき。
- ・ 企業の社会貢献を促すためにも、一般寄附金の損金算入限度額を拡大してもらいたい。

2) 寄附金の損金算入限度額における資本金等基準

【理由】

- ・ 平成24年度改正以後、損金算入限度額＝(所得金額×2.5%＋期末資本金等の額×0.25%)×1/4と縮小されているが、昨今2020年オリンピック開催等に関連して一般寄付の要請を受ける機会が増大していること等から、この限度額を従前の「1/2」に戻して頂くことを要望します。併せて、期末資本金等の額が資本金＋資本準備金の額を下回る場合には資本金＋資本準備金の額を用いることとする改正を行うことを要望します。

平成27年度改正により地方税法（事業税外形標準資本割及び住民税均等割）に関し、期末資本金等の額が資本金＋資本準備金の額を下回る場合には資本金＋資本準備金の額を用いることとする改正が行われたことと平仄を合わせて頂くことが合理的と考えます。

- ・ 組織再編等の結果、資本金等の額がマイナスになると、会社規模に応じた限度額計算が行なわれないため、資本金等基準については、B/S「資本金」と税務上「資本金等の額」のいずれか大きい方で計算することを要望。

3) 自己株式の取扱

【理由】

- ・ 平成27年度に地方税の事業税外形標準課税の「資本割」について自己株式は資本金等から控除しないこととなったが、国税の法人税「寄付金損金算入限度額」の期末資本金等の金額は引き続き自己株式は資本金等から控除される取り扱いとなっており不整合が生じていることから、寄付金限度額計算において自己株式の額を資本金等から控除しないことを要望します。

4) 国等に対する寄付金がある場合の附帯税免除

【理由】

- ・ 国等に対する寄付金がある場合の附帯税免除を要望する。

(事業年度中に国等に対する寄付金がある場合、当該事業年度中に支払われた当該国等に対する寄付金の額の範囲内において、当該事業年度の法人税調査等の結果、加算税、延滞税、等の附帯税を免除する)

国等に対する寄付金がある場合、国等への財政上の負担を積極的に行なっている証左であり、かかる法人に対して過小納税等の罰則として附帯税が課されるのは、過度に厳格な取扱いと言える。附帯税の発生はマスコミ報道等で、納税に消極的な企業のイメージを喧伝される場合が多く、そもそもの企業の姿勢と乖離することとなる。

(9) 貸倒損失

損金算入要件の緩和

【理由】

- ・ 有効な意思表示に基づく非関連者間の債権切捨て、債権放棄並びに債権譲渡については税務上も容認すること。
- ・ 関係会社の整理・支援損について現行の要件を緩和し、経営悪化段階での支援を弾力的に認めること。

(10) 引当金

1) 個別貸倒引当金制度の復活

【理由】

- ・ 個別貸倒引当金の対象となる債権は、その殆どが回収の見込めない状態のものであり、かかる債権の損金算入を認めなければ企業財務の健全性を損なう恐れがあるため、個別貸倒引当金の復活を要望する。

2) 貸倒引当金の損金算入要件の緩和・拡大

【理由】

- ・ 一定期間取引を停止している場合の貸倒について、現実に回収の見込のないものについて損金算入を認めてほしい。継続的に行われる取引に限らず、原始取引であっても貸倒が生じる場合があり、経済的合理性を欠いているため。
- ・ 個別貸倒引当金の対象となる債権は回収の見込が低い状態のものである為、全ての法人に個別貸倒引当金損金算入を認めてもらいたい。
- ・ 金融機関が実施している資産自己査定と同じ基準での無税償却を実施可能とすること。特に、自己査定直接償却（Ⅳ分類債権に対する財務上の直接償却）がなされた債権を、同額、同じタイミングで無税直接償却することを認める等を要望する。

各々の金融機関が保有する貸出等の金銭債権は、合併再編等もありそのボリュームが増大しており、不良債権に係る巨額の財税不一致額を発生させている。

償却実務担当者には財務・税務の二つの償却基準の習熟が求められ、その事務負担・管理負荷が過重となっているため要望する。

また、当該要望は欠損金の控除・繰戻還付制度の拡充と併せて導入することが、企業の置かれた環境に沿うものであるため、セットで要望する。

- ・ 金融機関が既存の債務者における借入金を「資本性借入金」(DDS)へ転換する場合に適用できる長期棚上げの個別貸倒引当金の繰入れについて、損金算入が認められる当該借入金にかかる弁済期限の基準を、5年超から3年超に緩和することを要望する。

個別貸倒引当金において長期棚上げという規定があるが、「長期」の概念としては、一般的に3年超という期間の概念も含まれると考えられないか。

銀行としては、DDSを検討する先は早期の債務超過解消が見込める先が対象であり、税務上の取扱いをより柔軟なものにすることにより、より一層のDDS活用が見込まれる（裾野が広がる）と思料される。

- ・ 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の対象となった金銭債権のうち、前回回収から5年以上回収が無い金銭債権については、5年を経過する事業年度における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額から除外する。

一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額から除外した金銭債権は、前事業年度の一括評価金銭債権の貸倒引当金額の範囲内において無税償却を可能とする。（当該償却額は貸倒実績の対象外とする）

銀行の金銭債権には債務者の状況が不明で、回収の手段が無くなった債権が多額に累積している。これらは5年～10年、それ以上、回収されないままの明細も少なくない。債務者の状況が判明していれば、個別評価金銭債権として管理できるが、債務者が行方不明で状況が判明しない明細については、貸倒にもできず、一括評価金銭債権帳簿価額のままとなり、一括評価金銭債権の貸倒引当金（無税）の額をいたずらに膨張させてしまっている。

これらの自体を解消するため、これらの長期歩留まり金銭債権を、前年度の引当金（無税）の金額の範囲内で無税償却を可能とし、一括評価金銭債権の貸倒引当金を適正なレベルに是正することを提案する。当然に、この無税償却した金額は貸倒実績率に影響させることは適当でないため、貸倒にはカウントしない。

3) 債権回収業者（サービサー）が取得した債権に係る貸倒損失の特例の創設

【理由】

- ・ 一般的に、サービサーは債権額より低い価額（例えば1円など）で金融機関等から債権を譲り受けることが多い。このことから、これらの債権につき債務者の資力を確認するためには、サービサーにおける債権の簿価（譲り受けた価額）よりも多額のコストを要する可能性が高く、法基通9-6-2に基づき貸倒損失の計上判断を行うことは合理的ではない。

したがって、サービサー等の場合の貸倒損失計上基準を緩和するよう、柔軟な取扱いを設けてはどうか。

(1) 欠損金

1) 欠損金の繰越期間の延長・繰戻還付制度の復活及び控除制限の廃止

【理由】

- ・ 欠損金の繰越控除は、企業の財政基盤の強化に資するものであり、安定的な事業運営を行っていくために重要であることから、欠損金の繰越期間の延長を要望する。
- ・ 欠損金の繰越期間延長は、企業の財政基盤の強化に資するものであり、安定的な事業運営を行っていくために重要であるため、繰越欠損金の繰越期間の延長を要望する。
- ・ 欠損を計上している会社の収益力向上・業績回復のために繰越欠損金の使用制限を撤廃していただきたい。
- ・ 課税の公平性、国際競争力の強化の観点から、永続的な期間で損益を通算できる制度とすべきである。研究開発期間が長期にわたり、費用と収益の認識タイミングに大きなズレを生じるケースがあり、欠損金の使用制限もあるなかで、限定期間のみ使用可能とする制度では、欠損に紐づく利益が出て、相殺ができない。
- ・ 外国と比較して厳しい制度となっており、企業の構造改革促進を図るためにも緩和を要望する。
- ・ 英国、フランス、ドイツ等、欠損金の繰越制限がない国も多く、国際競争力の観点から繰越期間を延長もしくは期限を定めず繰越可能とし、繰越欠損金の控除制限についても、OECD諸国と比して厳しい制度（米、英、蘭：制限なし、ドイツ：60%、フランス：50%）となっていることから緩和もしくは撤廃すること。また、繰越欠損金の繰戻還付について全ての企業を対象とすることを要望する。

繰越期間を過ぎた欠損金は使用できず、継続企業を前提として通期の所得計算を行う場合には、失効した欠損金相当額の税率相当分は税負担増となる。これにより、欠損金発生以降の通算の企業の税負担は、依然として高い水準にある法定実効税率を上回る状態となるため。また、青色欠損金（連結欠損金）の控除限度割合の引下げにより、青色欠損金（連結欠損金）を有している法人の実質的な税負担が増加しないよう、現在中小企業者等にその規定の適用を限定している欠損金の繰戻しによる還付を全ての法人が適用を受けられるようにするため。

- ・ 欠損金の期限切れが生じると、通算では利益が出ない企業に課税されることとなる。課税の公平性確保及び国際競争力強化の観点から、繰越期限の延長を要望する。
- ・ 欠損金の控除限度額は、平成30年度に50%まで段階的に縮小されるが、欠損のある企業の早期業績回復を促すため撤廃を要望する。
- ・ 欠損金の繰越控除期間が平成30年度から10年に延長されるが、欧米諸国に比べると未だ不利な状況にあることから、更なる延長を図るべきである。
- ・ 欠損金の繰越年限は、米国で20年、欧州の主要国では無制限になっている。この為、欧米並みの期限にしてもらいたい。また、繰越欠損金を保有しているものの課税所得が生じる事から本制度を撤廃してもらいたい。最後に、課税の公平性の面から、全ての法人を対象とすることを要望する。
- ・ 国際的イコールフィッティングの面からも現在の10年は短すぎるため、繰越欠損金の繰越期限を米国並みの20年に延長することを要望する。
- ・ 欠損金の期限切れが生じると、通算では利益が出ない企業に課税されることとなり、課税の公平性確保及

び国際競争力強化の観点から、繰越期限の延長を要望する。

繰越欠損金の控除制限についても、OECD諸国と比して厳しい制度となっていることから緩和もしくは撤廃することを要望する。

- ・ 欠損金の繰越期間は平成30年度より10年に延長されるものの、繰越期間が無制限であるEU諸国と比較すると不利な制度となっているため、欠損金の控除上限を撤廃し、繰越控除期間を更に延長されることを要望する。
- ・ 繰越欠損金の控除には所得の80%制限が課されているところ、制限無しとする。また、繰戻還付制度についても、資本金1億円以上の企業に対する適用停止措置を廃止することを要望する。

2) 欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用

【理由】

- ・ 欠損等法人の欠損金に使用制限がかかる事由に該当するかを判定する際に指標となる事業規模について、法令113の2①一～三に規定する事業区分のいずれにも該当しない事業に係る事業規模の基準を明確にすることを要望する。

法令113の2①一～三では、事業を①資産の譲渡、②資産の貸付け、③役務の提供の3つに区分して事業規模の基準を定めているが、たとえば、投資業などはこの事業区分のいずれにも属さない。

また、投資資産が匿名組合出資の持分などである場合、損失の分配を受けることがあるが、損失分配額が売上金額又は収入金額に含まれるのか否かについても明らかではない。

したがって、たとえば投資業については、投資総額で事業規模を判定するなど、その事業の実態を適切に反映する基準を設けていただきたい。

(12) リース資産の償却等

リースフリーレントの税務処理の明確化

【理由】

- ・ 税法の解釈を明瞭化し、不要な会計と税務との差異を解消するため、税務上のリース取引に該当しないリース（所謂「オペレーティング・リース取引」）について、フリーレント期間がある場合、リース料総額をリース期間に均等按分する費用計上を可能とする規定の明確化を要望。
- ・ フリーレント期間を含む賃貸収入については、会計上、賃料総額をフリーレント期間を含む総契約期間にわたって均等に按分して計上する方法が認められており、また、法人税法のコメントールにも、フリーレントの期間が6ヵ月や1年といった長期に及ぶような場合には、賃料総額を期間按分して収益計上すべき旨の記載がある。

しかし、法人税法及び消費税法上、フリーレント期間がある場合の賃貸借に係る収入・費用計上の方法や消費税の課税売上及び課税仕入れの認識のタイミング等について明確な取扱いが示されているとはいえ、実務上疑義が生ずることがあるため、賃貸人及び賃借人におけるこれらの取扱いを明確にしていきたい。

(13) 租税法規定と会計基準の乖離調整

1) 乖離調整・IFRSへの対応

【理由】

- ・ 昨今、企業会計制度の変更（IFRSへの収斂）が進み、税務会計との乖離がますます拡大しており、二重基準に伴う申告調整項目の増加によって判断と手続きの両面で煩雑化を招いていることから、税務上の取扱いを企業会計上のそれに極力一致させ、簡素化を図ること。
- ・ IFRSの導入により今後会計の大きな変更が見込まれる。会計と税務の乖離が懸念されるが、もとより、会社法・財務諸表等規則に従った財務諸表は、利害関係者に対して正しく会社の財務状況を知らせるために作成されるもので、税金の支払いタイミングを考慮して決定されたものではない。今後税務会計として独立して、法人税において収益・費用の認識基準を企業会計ルールと同様に詳細に基準・計算例などを定めるわ

けではないのであれば、租税法律主義を前提とするなら、財務諸表を超えて損益を調整する必要性はないと考えられる。中小会社において決算の妥当性自体を疑うものであれば、監査を受けた会社については無条件で確定決算の税引き前利益から政治的な目的で行う税額控除のみを調整する仕組みとしてほしい。税務と会計が乖離をすると、申告に際して会計と税務収益の二つの収益計算方法の原理を理解する必要があるが生じ、企業において税務を行うものの負担が大きくなる。運用に過大な負担がかかることとなると、正確性に問題を生じ結果として、税務が誤りを修正するばかりの後ろ向きな実務が増え担い手が少なくなってしまうという状況にもなりかねない。

- ・ 税務会計側でもこの財務会計側の動きと平仄を合わせ、財務会計にて合理的で適正に会計処理されたものについては税務会計側でも損金処理を認めることで、財務会計と税務会計の乖離を是正していただきたい。

昨今、金融商品会計、退職給付会計、減損会計や引当金処理など、企業の実情を適正に評価しその結果を財務会計上に反映させる動きが強まっている。

一方、税務会計の世界では財務会計により要請されているそれらの会計処理について、原則損金不算入としているケースが多く、企業の税務実務担当者レベルでは財務会計と税務会計の差異の掌握に腐心し、事務負担が増大している。企業にとっては決算早期化、開示の早期化のネックとなっているのが現状である。また、税務当局側にとっても税務会計と財務会計の差異拡大が実態の掌握を困難なものとしていると思われる。

このような状況において、棚卸資産の低価法による評価については税務会計側が財務会計側の動きと平仄を合わせる取扱いをご考慮いただいたことは実務担当者として誠に有り難く、他の項目についても財務会計にて合理的で適正に会計処理されたものについては税務会計側でも損金処理を認めることを引き続きご検討頂きたい。

2) 研究開発費用関連の損金算入

【理由】

- ・ 会計制度との調和を図ることが、事務負担の軽減など企業の競争力確保のために資すると考えられるため、会計上容認される研究開発費について法人税法上も損金算入を容認してほしい。

3) 工事進行基準に関する会計基準との齟齬の是正

【理由】

- ・ 請負工事（追加工事含む）の対価の額が期末において確定していない場合の収益計上方法について、現行税法における「該当原価の見積額を対価の額とみなす」とされている基準を、「工事契約に関する会計基準」（合意かつ合理的な見積による）と整合させて欲しい。

現行税法であれば、未確定の追加工事の概算計上額が最低でも損益±0（原価イコール）となり、実態が反映されないばかりか、仮に当該請負工事（本体）が当初より赤字工事であった場合においては、完成工事高の過大計上となり、会計上容認されない。（進行基準工事に赤字工事がない前提で作成された時代の遺物である）

4) 退職給付引当金・賞与引当金の損金算入

【理由】

- ・ 翌期に支払が見込まれる賞与引当金等は計上した期の労務の対価であることから通常の見込とは異なり、債務は確定しているため、全額の損金算入を認めて頂きたい。

5) 金融商品会計

【理由】

- ・ ヘッジの有効性の判定には、多大な事務負荷と実務対応コストが発生するため、ヘッジの有効性の判定に於いて、金融商品会計に関する実務指針158のように一定の場合に当該判定を省略できるようにすることを要望する。
- ・ 企業会計上、ヘッジ取引の実態を反映し、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益を同一の会計期間に認識するためにヘッジ会計が導入されたことを前提に、企業会計と同様、税務上もヘッジ取引の実態を正しく示すよう、

財税不一致を解消することを要望。

企業会計上、ヘッジ取引の実態を反映し、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益を同一の会計期間に認識するためにヘッジ会計が導入されたことを前提に、企業会計と同様、ヘッジ取引の実態を正しく示すとともに、税務上の観点から、デリバティブ取引を利用した利益調整が行われるといった課税上の弊害を防止することを目的とするものであり、企業会計上、ヘッジ会計が適用される取引については、課税上の弊害が認められない限り、原則として税務上もヘッジ処理を行うことで、ヘッジを行うビジネス上のリスク管理を阻害しない。

- ・ 特別な有効性判定の申請書の効力発生時期を「承認を受けた事業年度」からとすることを要望。

新たに特別な有効性判定の適用を受けようとする場合に、現行法においては承認事業年度において適用することが出来ず、制度の企業の経済活動を阻害する要因となり得るため。

(14) 特別法人税の廃止

企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃

【理 由】

- ・ 企業所得に対する二重課税であり、低金利時代に年金資産へ毎年1%課税することは資産運用の大きな妨げとなり現実的でない。既に長年にわたり課税凍結が続いていることから、制度の廃止を要望する。
- ・ 定給付企業年金、厚生年金基金を中心とする企業年金ならびに確定拠出年金は、公的年金を補完する制度として、勤労者の老後生活を保障する上で重要な役割を担っていますが、我が国の急速な少子高齢化の進展に伴い、その重要性は従来以上に高まるものと考えられます。これらの年金制度においては、現在、約1.2%の税率（地方税を含む）で特別法人税が課されることになっていますが（平成32年3月末まで課税凍結中）、昨今の厳しい運用環境下での1.2%の負担は極めて大きく、企業年金制度の持続性や受給権の保全にも支障をきたすこととなります。さらに、退職給付会計により企業年金の積立不足額が負債計上されるため、財務諸効率の悪化を通じ企業格付にまで影響を及ぼすことになりかねません。また、確定拠出年金の場合、企業型年金のみならず、個人型年金の積立金に対しても特別法人税が徴収されることになっており、当該制度の普及・発展の大きな障壁となることが懸念されます。そもそも諸外国の企業年金制度においては、積立金に課税している例はなく、国際的整合性の観点からも大きな問題であると言えます。

試算によれば、仮に特別法人税が復活した場合、25年間の積み立てで年金給付水準が約20%削減されてしまうこととなります。

今後、年金課税について、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討していくにあたっては、運用段階の課税である特別法人税について、より豊かで安定した老後生活を確保するため、また、公的年金を補完する企業年金制度の健全な発展のために、適用凍結ではなく撤廃を要望します。

あわせて、事業主が勤労者の財産形成のために資金を拠出する制度である財形給付金契約や財形基金契約の積立金に対しても特別法人税が課されることになっていることから、財形給付金契約および財形基金契約の積立金に係る特別法人税についても撤廃を要望します。

- ・ 長期金利が低迷する状況下において、企業年金の積立額を減少させ、企業年金財政の健全性確保に支障をきたすものであるため、特別法人税を廃止すべき。
- ・ 拠出時・運用時は非課税、受給時に課税という年金税制の国際的な基本原則の観点から、運用時に課税する現在適用停止中（平成32年3月31日まで凍結）の企業年金積立金に対する特別法人税を速やかに撤廃するよう要望します。
- ・ 特別法人税は、年金の積立金残高に対して約1.2%（地方税を含む）の税金を課すものですが、当該負担は極めて重く、万一課税された場合には、確定拠出年金制度の普及に対する大きな障害になると考えます。

国民の自助努力を促し、確定拠出年金制度を発展・普及させるためには、年金資産に対する運用時の課税を撤廃することが有効と考えます。現在、個人型年金および企業型年金の積立金に対する特別法人税は、平成31年度までの経過措置により課税停止とされておりますが、本税は制度として廃止すべきであると考えます。

- ・ 運用口座にある年金資金全体を課税標準とする資産課税であり、運用損益に係わらず課税されるため、年金資産が多いほど納税額が増えることになる。健全な企業年金制度維持のために廃止を要望する。

- ・ 退職年金等積立金に対する法人税（特別法人税）については、平成32年3月31日迄で課税停止措置の延長期限切れとなる。特別法人税の存在が、確定拠出型年金制度の普及や、企業年金法の下で運用されている確定給付型年金も含めた企業年金制度全般の将来の運用期待に多大な影響を与えることが懸念されるため、撤廃を要望する。
- ・ 勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定を実現し、国際的にも見劣りしない水準の制度とするため、また、主要先進国でこのような積立金に課税している例はないことから、平成32年3月末まで課税凍結されている積立金の特別法人税について撤廃を要望する。

(15) その他

1) 外国の事業体に係る課税の明確化等

【理由】

- ・ 外国の事業体の日本における税務上の取扱いが明らかでないことから、課税上の取扱いについて予見可能性が低く、外国の事業体を利用した投資取引等の障壁となっているため、外国の事業体の日本における税務上の取扱いを明らかにすることを要望する。
- ・ チャリタブルトラスト（慈善信託）が株主である外国法人の完全支配関係の判定を整備し、中小法人に該当するものとして中小法人向けの特例措置の適用を認めることを要望する。

平成22年度の税制改正において、中小法人向け特例措置の大法人の100%子会社に対する適用に制限を設ける改正が行われた。

現行法では、株主が慈善団体に寄付することを最終目的とした「慈善信託」となっている外国法人が、大法人による完全支配関係がある法人に該当するか否かを判定する場合、(1) 平成19年の新信託法施行後に設定された慈善信託は、法法143⑤二ハに規定する法人課税信託の受託法人に該当する（すなわち中小法人には該当しない）と解され、(2) 新信託法施行前に設定された慈善信託は、受益者が特定していないものとして受託者（＝委託者）の資本金により判定を行うものと解されている。

しかし、(2) の場合において、受託者に完全支配関係を有する親会社が存在する場合、その最上位の海外親会社に関する情報を入手することは困難なことも想定される。また、中小法人向け特例措置の適用制限は、親会社の信用力により資金調達や事業規模の拡大等が可能とされる中小法人を対象に設けられた規制であり、慈善信託により実質的な株主が存在しないような外国法人が本規定の制限を受けることは本規定の制度趣旨に合致しないものと考えられる。したがって、慈善信託が株主である外国法人は本規定の制限を受けないよう法令で手当てすることが望まれる。

2) 組合に係る課税の明確化

【理由】

- ・ 法令上組合税制の規定がないことから利用が進まない部分があると思われるため、組合税制を法令上規定していただきたい。その際には組合への一定の現物出資・現物分配については課税繰り延べを認め、パススルーの取扱いを認める方向でお願いしたい。また相続税・贈与税の財産評価において会社形態と比較して過度な負担にならないよう配慮していただきたい。
- ・ 匿名組合契約に基づく利益の分配に係る所得の計算方法を法令上整備することを要望する。
匿名組合事業における支出金額のうち寄附金又は交際費等に該当する金額があるときは、営業者がそれらを支出したものとして営業者の所得金額を計算することが、法人税基本通達14-1-3の逐条解説で示されているが、「等」の範囲が明確とされておらず、税務調整を営業者のみで行うべきかにつき、疑義が生じることがある。匿名組合事業から生じた税務調整項目は、損益分配比率に応じて、営業者及び匿名組合員に帰属するものと取り扱うことが妥当であると考えられるため、その旨法令で明確化していただきたい。
- ・ 出資割合と損益分配割合が異なる場合の帰属損益額の計算方法の詳細を明らかにすると共に、この場合の構成員における課税関係を法令上明記することを要望する。

平成17年の有限責任事業組合法の成立により、出資割合と損益分配割合が異なる任意組合等の組成が可能となった。しかし、この場合の組合員の帰属損益額の計算については、法人税基本通達14-1-2（注）

2において出資の価額を基礎とした割合を用いて計算する方法が例示的に示されているにとどまっている。したがって、法人税法施行令等でその計算方法の詳細について定められることが望ましい。

また、損益分配割合が出資割合と異なる場合、たとえば受取配当等益金不算入制度など出資比率により課税関係が判断される規定の適用にあたり、構成員の課税関係について実務上判断に迷うことがあるため、この点についても法令で明らかにされることを望む。

- ・ 減価償却資産の償却方法及び棚卸資産の評価方法は、法人税基本通達14-1-2(注)3において、組合事業を組合員の事業所とは別個の事業所として選定することができることとされているが、外貨建資産等の期末換算方法の選定については何ら明記されていない。組合事業に係る外貨建資産等の期末換算方法の選定についても減価償却資産の償却方法等と同様に、組合員の事業所とは別の事業所として選定できる旨を明確化していただきたい。

3) 構成員（パススルー）課税の導入

【理由】

- ・ 時代を担うメガベンチャー創出のための税制インフラとして、LLCへの出資者に対するパススルー課税導入が有効と考えられるため、法人税法本法におけるパススルー課税の導入（LLC）等恒久的税制インフラの整備を要望する。
- ・ 外国の事業体について構成員課税か団体課税のいずれかが適用されるか明確でなく、投資スキームの多様化により海外LPS等の個別判断が困難になっている。判例は出ているが、当てはめのための調査コスト、時間も企業にとって大きな負担となっているため、外国の事業体について構成員課税か団体課税のいずれかが適用されるか明確化すること また海外LLCについて所在地国においてパススルー課税を受けることを条件として、我が国税法上パススルー課税を選択できるようにすることを要望する。
- ・ 事業再編・事業再構築を促すため、合同会社での構成員（パススルー）課税を認めるべきである。

4) 信託税制における課税上の取扱い

【理由】

- ・ 信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなして所得税及び法人税を課することとされており、また、受益者が2以上ある場合には、信託財産に属する資産及び負債、収益及び費用の全部をそれぞれの受益者が「その有する権利の内容に応じて」有するものとされている。そしてこれらの考え方は、例えば優先劣後構造といった質的に異なる受益権を有する複数の受益者が存在する場合においても適用されるものであることが、財務省による平成19年度の税制改正の解説（P.294～295）に記載されている。

しかし、このように質的に異なる受益権を有する者が存在する場合における、資産及び負債、収益及び費用のその各受益者への帰属のルールは明らかにされていないことから、法令上新たに規定を設けていただきたい。

5) スtock・オプション付与に係る費用の付け替え

- ・ 平成29年度改正により、個人から役務の提供を受ける法人以外の法人が発行した特定新株予約権が交付される場合にも法人税法第54条の2が適用されることとなった。

特定新株予約権の費用を損金に算入する法人は、その発行法人ではなく、個人から役務の提供を受ける法人であると考えられるが、発行法人からの費用の付け替えの有無・付け替えの額にかかわらず、新株予約権の発行時の時価（役員に対する事前確定届出給与のうち確定数給与に該当するものについては、交付決議時価額）を給与等課税事由が生じた日において損金の額に算入することになるのか、明確にしていきたい。

6) 外資系企業が特定譲渡制限付株式を役員・従業員に付与する場合における費用の取扱い

- ・ 法人税法54条において、「特定譲渡制限付株式」となる譲渡制限付株式の範囲（役員等に生ずる債権の現物出資と引換えに交付される譲渡制限付株式又はその役員等に給付されることに伴ってその債権が消滅する場合のその給付された譲渡制限付株式のうち、役務の提供を受ける内国法人又はその関係法人が発行したも

の)が規定されているが、この規定は会社法をベースとしたものとなっている。

したがって、たとえば外資系企業については、この要件を満たすことができないケースも想定されることから、外資系企業に生ずる譲渡制限付株式に係る費用についての取扱い(損金算入可能であるのか否か)を明確化していただきたい。

7) 外貨建資産等の換算方法

【理由】

- ・ 外貨建資産等の法定換算方法を期末時換算法に統一することを要望する。

外貨建債権債務の換算方法を選定する場合には、その取得日の属する事業年度に係る確定申告期限までに届出書を提出する必要がある、換算方法を選定しない場合には、法定の換算方法(長期外貨建債権等は「発生時換算法」、短期外貨建債権等は「期末時換算法」)で換算することとされている。

しかし、外貨建取引に関する会計基準(外貨建取引等会計処理基準)によれば、外貨建金銭債権債務は決算時に決算時の為替相場により換算することとされていることから、税務上もこれと合わせ、外貨建債権債務が短期であるか長期であるかにかかわらず、法定の換算方法を「期末時換算法」とすることとしてはどうか。そして長期外貨建債権債務について「発生時換算法」を選択した場合のみ、換算方法の届出を行うこととしてはどうか。

8) 繰延資産の縮減・廃止

【理由】

- ・ 税法上の繰延資産の範囲については、法令等において具体的に示されている公共的施設の負担金等の他、「自己が便益を受けるために支出する費用で、支出の効果が1年以上に及ぶもの」という包括的な概念規定が設けられている。このため、どのような支出が税法上の繰延資産であるかの判別が困難であるとともに、償却期間となる「支出の効果の及ぶ期間」の判定も容易ではない。この規定の解釈の違いによる課税の問題も生じることから税法固有の繰延資産は縮減・廃止するべきである。

9) 繰延資産の範囲の明確化

【理由】

- ・ 法人税法施行令14条6号ホに規定する「自己が便益を受けるために支出する費用」について、その便益の具体的内容や範囲が不明確なことから、税務上判断が困難なケースが多い。したがって、「自己が便益を受けるために支出する費用」に該当する場合を限定列挙する等、その範囲を具体的に明確化することを要望する。

10) 確定給付企業年金、厚生年金基金における過去勤務債務等の柔軟な取扱い

【理由】

- ・ 早期の年金財政の健全化に資する柔軟な取扱いとして、以下の措置を講ずることを要望します。

①確定給付企業年金および厚生年金基金における過去勤務債務の一括償却等の導入

近年における市場環境の変動性の高まりや、退職給付に係る会計基準の改正による積立不足の即時認識の適用に合わせて、年金制度においても積立不足額を即時に償却する方法の選択を可能とすることなど、中長期的に過去勤務債務償却を図るだけでなく、母体企業が負担可能な場合には早期の年金財政の健全化に資する柔軟な取扱いとして一括償却も可能とすることを要望します。

②基金型確定給付企業年金における予算に基づく特例掛金の導入

厚生年金基金で認められている、翌年度に発生予定の積立不足額に基づき設定可能な特例掛金について、早期の年金財政の健全化に資する柔軟な取扱いとして、厚生年金基金と同様に予算作成を行っている基金型確定給付企業年金についても特例掛金の設定を可能とすることを要望します。

③確定拠出年金へ一部移行する際の積立不足に対する一括拠出の柔軟化

現在、確定拠出年金へ一部移行時の一括拠出は、移換者の移行部分に係る積立不足額が基準とされ、円滑な移行が可能とされています。平成23年度制度改正前においては、移行元制度の確定給付企業年金

および厚生年金基金の制度全体に係る積立不足額が基準とされており、早期の年金財政の健全化が可能とされていました。

そこで、早期の年金財政の健全化に資する柔軟な取扱いとして、確定拠出年金へ一部移行する際の積立不足に対する一括拠出の範囲を移換者の移行部分に係る積立不足額を下限とし、制度全体に係る積立不足額を上限とすることを要望します。

11) 配当等の計算期間の初日に元本を取得した場合における簡便法の計算方法

【理由】

- ・ 配当等の元本を取得した日とその配当等の計算期間の初日である場合において、配当等の計算期間の「開始の時」に元本を所有していたものとして取り扱ってよいか明らかでない。
「開始の時において所有していた元本の数」には、計算期間の初日に取得した元本の数を含むかどうかを明確にしていきたい。

12) 所得税額控除における株式配当に係る元本保有期間の制限の撤廃

【理由】

- ・ 所得税額控除のうち株式にかかる配当については、その元本を所有していた期間に対応する部分の金額だけが控除されることになっているが、保有期間に関わらず全額控除することを要望する。
平成26年度税制改正で、平成28年1月1日以後受ける公社債等にかかる支払利子、配当金等にかかる所得税額控除の所有期間按分が廃止されており、株式にかかる配当についても同様に全額控除が認めらるべき。
- ・ 二重課税の状態を排除する必要があるため、株式交換により期中に新規株式を取得した場合、その新規取得株式からの配当にかかる所得税については、交換後からを所有期間とみなし、所有期間に応じた割合のみの税額控除となっているが、交換前株式の所有期間と合算して税額控除を考慮することとしていただきたい。

13) 特定同族会社の留保金課税制度の撤廃

【理由】

- ・ 制度の本来の主旨は、個人事業者が法人成りした場合の所得課税と法人課税の不均衡の是正にあり、オーナーへの配当をせず法人に留保することで逃れられる所得課税の補完であったものと考えられる。平成19年税制改正において、本来の射程と考えられる中小企業を資本金1億円基準で除外し、制度は今日に至っている。
資本金1億円超の特定同族会社は、制度本来の主旨に照らして不合理な会社まで留保金課税による追加課税を余儀なくされており、特に法人形態で海外展開している特定同族会社の場合は、法人税で95%非課税とされる海外子会社からの受取配当金に結果として留保金課税が適用される大変不公平な結果となっている。
- ・ 特定同族会社に該当する上場会社を留保金課税の対象から除外することを要望。
特定同族会社の留保金課税制度が設けられた趣旨は、相互に特殊な関係を持つ少数の者が支配する法人が剰余金の分配の時期を遅らせること等により剰余金を留保することを抑止するためであることから、上場会社に対して留保金を課税することは、この趣旨にそぐわないものとする。

14) 事業税の損金不算入

【理由】

- ・ 現行、事業税が損金算入されることにより、法人税等の計算事務が複雑化している。事業税を損金不算入とし、税額計算の簡素化を図るべきである。
なお、企業が負担する税額が全体として増加しないよう、法人税率の引き下げを合わせて実施するべきである。

15) 法人税額から控除する所得税額の計算の所有期間按分の廃止

【理由】

- ・ 現実に徴収された金額を控除されるべきであり、期間按分の必要性が乏しく、業務の煩雑さを解消するため所得税額は所有期間にかかわらず全額控除することを要望。

2 連結納税制度

(1) 連結納税制度全般の整備

【理由】

- ・ 連結納税制度の改善を下記の通り、
 - ①子会社が持ち込んだ繰越欠損金をグループ内で通算できるようにする。
 - ②海外子会社も対象に含める。
 - ③開始・加入時における子会社資産の時価評価を廃止する。等制度の更なる改善を図るとともに、申告書の添付資料を削減する等事務負担の大幅な軽減を図ることにより、連結納税制度導入のハードルを引き下げることがを要望する。

(2) 適用対象子会社の範囲

連結納税適用対象の拡大・緩和

【理由】

- ・ 現行の連結納税制度下では、国内100%子会社のみが連結納税の対象となっているが、企業グループとして既存事業の伸長や新事業の開拓を図っていくためには、より広い範囲で所得を通算し、企業グループ内で納税資金負担を軽減していくことが必要である。従って、出資比率要件を大幅に緩和し、連結納税対象範囲を拡大すべき。
- ・ 経済実態を反映し、事務工数の削減を図るため、またグループ会社経営のさらなる自由度を拡大させるために連結納税対象法人は直接又は間接に100%保有されている内国子法人とされているが、小規模の会社を排除したり、100%子会社以外の会社も対象に含めることを選択できるようにすることを要望する。
- ・ 米国などでは連結納税対象は80%以上の議決権等を有している場合になっている。この為、イコールフィッティングの面から出資比率の条件を緩和してもらいたい。

(3) 子会社欠損金の持込制限の緩和

【理由】

- ・ 連結納税制度導入を躊躇する最大要因の一つであると考えられるため、特定連結欠損金の使用制限を撤廃し、連結所得から控除できるようにしていただきたい。
- ・ 欠損金使用額の計算が複雑化しており、そのことから税効果計算の複雑化を併発させているため、特定連結欠損金の使用は、保有する子会社の所得の限度までとされているが、非特定連結欠損金同様の取扱とすることを要望する。
- ・ 100%買収案件における競合他社との競争上不利になる可能性があるため、連結納税適用開始前・加入前に子法人で発生した欠損金については全て特定連結欠損金として持ち込み可能とすることを要望する。
- ・ 連結納税開始時の親法人の繰越欠損金は連結所得全体から控除可能に対し、子法人は個別所得上限とするのは不均衡。長期保有子法人に対するインセンティブを手厚くしていただきたく、連結納税開始前の特定連結子法人の繰越欠損金を個別所得上限とせず連結所得全体から控除する、とすべき。
- ・ 手続きが煩雑であり、企業の柔軟な組織再編の妨げとなる可能性があるため、連結納税グループ加入時の子法人の繰越欠損金持込制限を廃止すべき。
- ・ M&Aによる事業拡大や、グループ会社を100%化することによるシナジー強化での企業競争力の向上を

- 阻害する要因となっているため、連結納税開始・加入時の繰越欠損金の持ち込みについて制限の緩和を要望。
- ・ 連結納税制度導入を躊躇する最大要因の一つであると考え、特定連結欠損金の持込制限の緩和及び特定連結欠損金の使用制限を撤廃し、連結所得から控除できるようにすることを要望する。
 - ・ 繰越欠損金の持込制限は、積極的な企業買収による企業競争力の増強を阻害する要因となるため、連結グループに加入する子法人等の繰越欠損金の持込制限を撤廃することを要望する。

(4) 連結納税の開始時・加入時に伴う資産の時価評価

時価評価の廃止・緩和

【理由】

- ・ より柔軟な組織再編の実現のため、連結納税加入時に必要となる時価評価を撤廃していただきたい。
- ・ 手続きが煩雑であり、企業の柔軟な組織再編の妨げとなる可能性があるため、連結納税グループ加入時の資産の時価評価制度を廃止すべき。
- ・ 100%買収案件における競合他社との競争上不利になる可能性があるため、連結納税グループ開始・加入時の資産の時価評価課税を廃止することを要望する。
- ・ M&Aや組織再編等の阻害要因となっているため、連結納税グループ開始・加入時の営業権等の資産の時価評価課税を廃止すること。また、特定連結欠損金の適用範囲を拡大し、連結納税適用開始前・加入前に子法人で発生した欠損金については全て特定連結欠損金として持込を可能にすることを要望する。
- ・ 新規連結納税加入時の時価評価は業務負荷が非常に大きい。この為、時価評価の対象資産を限定する等の措置を導入してもらいたい。
- ・ 未実現の損益に対して課税することが、M&Aによる事業拡大の阻害要因となっているため、時価評価課税の廃止を要望する。
- ・ 連結納税開始時・加入時における資産の時価評価の要件を撤廃、もしくは時価評価除外要件の拡大をすること。
- ・ 時価課税による税金負担や時価評価に係る実務対応コストは、積極的なグループ再編による企業競争力の増強を阻害する要因となりかねないため、新たに完全支配関係となる子会社の保有資産に対する時価評価課税を撤廃する又は時価評価不要要件の緩和を要望する。
- ・ 連結納税開始・加入時の時価評価・欠損金切り捨ての緩和をしてほしい（5年超支配関係がある場合や買収対象会社と連結親法人に共同事業要件に準ずる事業関連性があるときは時価評価不要など）。

連結納税適用法人において企業買収をする時に時価評価欠損金切り捨てが阻害要因となっている。連結納税の開始・加入は異なる課税主体が一つの主体になることであるという観点からは適格合併と類似する状況であると考えることができ、適格合併で欠損金の引き継ぎが認めら得るような場合に類似する状況においては、制限を緩和することも合理性があると思われること。これによる乱用の懸念がある場合は、別途個別的租税回避防止規定をいれることで対処することで足りると考えられること。

平成29年度税制改正で簿価1000万円未満の資産について時価評価対象外とされたことは評価されるが、自己創設のれんすべてが時価評価対象外とされたわけではなく、この点でもなお課題が残ると考えられる（営業権すべてを適用除外にするといった対応のほうが明確ではないか）。

(5) 連結納税制度に係る計算規定の整備

1) 収容換地等の場合の特別控除

【理由】

- ・ 連結納税グループ全体で限度額が5,000万円となっているが、単体納税でも限度額が5,000万円であるため、収用の限度額を一律5,000万円として頂きたい。
- ・ 収容換地等の場合の連結所得の特別控除の限度額を、各連結法人ごとに損金算入限度額を計算した後に連結グループ全体で再度損金算入限度額（5,000万円）と比較するのではなく、連結法人各社で5,000万円ずつとすることとしていただきたい。

公共事業における土地の買収を容易にすると同時に、公的強制措置により生じた利益に対する課税の軽減を図るという趣旨から考えると、取用換地等の場合に各社に特別控除限度額が与えられるべきだと考える。

2) 連結納税下における外国税額控除制度の見直し

- ・ 連結納税制度下では、連結グループをまとめて一法人のように捉えて控除限度額（控除枠）を算定し、連結納税グループ全体の国外所得に占める各社の国外所得の割合で控除枠を按分することとされているが、連結納税グループ内の各社で国外所得の金額に偏りがあると、控除枠を使い切れない法人、控除枠が足りない法人が出てきてしまうという不合理が連結納税グループ内で起こってしまう。

連結納税グループを一納税主体としてとらえるのであれば、グループ内で控除枠の不均衡が起こる現行按分方法を改善し、負担直接外国税額等の割合等、より公平な控除枠按分方法を採用して頂きたい。

3) 投資簿価修正

- ・ 連結子法人が連結納税グループ加入前に有していた剰余金を連結納税グループ加入後に親会社に配当する場合、投資簿価修正の対象となるが、連結グループ加入前の課税済所得に対して、連結離脱時に再度、連結納税グループで課税されることになる為、二重課税排除が必要である。また、連結納税採用会社と非採用会社との間で課税の不公平も生じているため、投資簿価修正の対象から、連結納税加入前剰余金の配当による利益積立金の減額分を除外することを要望する。
- ・ 投資簿価修正は、連結納税グループ内で既に課税済みである利益及び損失の二重課税・二重控除を排除することを目的とするものであり、連結納税グループ内で取り込まれてはいない加入前の剰余金を原資とする配当については簿価修正の対象外とすることを要望する。
- ・ 子法人が連結納税グループ加入前に有していた剰余金を連結納税グループ加入後に親会社に配当する場合、株式売却等により当該子法人が連結納税グループから離脱する際には親会社の投資簿価修正の対象となるが、二重課税排除の観点から、これを修正の対象から除外すること。

4) 譲渡損益の計上事由からの除外

- ・ 譲渡損益調整資産である連結子法人株式に関し、当該子法人を被合併法人とする適格合併を行った場合に、現状では過去連結子法人株式の移転時に繰り延べた譲渡損益を計上することになるが、適格合併による同株式の消滅は、譲渡損益の計上事由から除外すべきである。

(6) 申告・納付期限の延長

【理由】

- ・ 連結納税制度導入企業にあっては、その手続きの複雑さに鑑み、また、近年税務調査の終了日が繰り下がっていることも勘案し、法人税の法定納付期限を現在の事業年度終了後2ヶ月から3ヶ月に延長すること。
- ・ 仮決算に基づく中間申告を採用する際には、申告業務に掛る業務負荷を考慮して確定申告と同様に2ヶ月の申告期限及び納付期限を延長してもらいたい。

(7) 連結納税グループからの離脱

1) 離脱子法人株式の帳簿価額

【理由】

- ・ 連結グループという1つの納税主体内での二重課税や二重控除を防ぐために設けられた制度であり、連結納税制度特有の追加の納税を意図したものではないと考えられるが、連結納税加入前に計上された剰余金があった連結子法人株式を、当該剰余金を配当した後に譲渡する場合、帳簿価額修正により当該配当分も譲渡益として課税されることになる。

仮に、連結納税を導入していない場合には、配当益金不算入制度により課税が生じないことから、連結納税による追加の納税が生じていることになるため、連結納税加入後に増加した利益積立金を超える配当を

行った場合には帳簿価額修正の対象とされないように改正することを要望する。

- ・ 事業年度の中途に、連結納税子法人株式の譲渡等により、連結子法人が連結納税を離脱した場合において、当該連結子法人は連結納税としての単体申告を行うこととなる。その離脱事業年度において、その連結子法人の単体所得が欠損である場合には、その欠損金額と連結納税課税所得に通算することとなるが、課税所得が生じる場合には、連結納税課税所得と通算することができない。

一方でその連結子法人株式に係る帳簿価額修正はその離脱事業年度の損益も加味して行うこととなる為、不整合が生じている。

そこで、連結納税離脱法人の離脱事業年度の所得が欠損か否かに関わらず、当該所得を連結所得に含めることを要望する。

2) 離脱の場合の申告期限の延長

【理由】

- ・ 連結期間中に新設した連結子法人について、申告期限の延長の適用に関する特例を設けていただきたい。連結期間中に新設された連結子法人が連結グループから離脱する場合において、その離脱の日を含むみなし事業年度における法人税の申告について申告期限の延長の規定の適用を受けるためには、その申請書を新たに提出する必要がある。

しかし、連結子法人が連結グループから離脱する場合における申告期限の延長申請書の提出期限に関しては何ら定めがないことから、実務上、離脱日を含むみなし事業年度においては申告期限の延長の適用はできないと考えられている。

したがって、青色申告の承認期限の特例（法人税法122条1項5号）と同様、離脱の場合の特例を設ける必要があると考える。

(8) 連結納税加入・離脱の届出の簡略化

【理由】

- ・ 合併により消滅するとはいえ、同じ連結納税対象法人に資産負債等が包括的に承継されており、離脱させて個別に申告をさせる意味はなく、課税上の弊害もないと考えるため、合併により消滅する法人に係るみなし事業年度・離脱申告を不要とし、各事業年度の確定申告において合併消滅法人も含めることとしていただきたい。
- ・ グループ全体の事務工数削減のため、加入・離脱の届出等、親法人と子法人の双方で届出を行う必要があるが、どちらか一方に統一していただきたい。
- ・ 連結納税子法人の加入・離脱の届出については、親法人および子法人の双方でそれぞれの所轄税務署に提出することになっているが、実務上、本作業は二重作業になっていることから、連結納税グループ全体での実務負担軽減のためにどちらか一方での提出を省略可能とし、さらの他の届出についても、届出内容によって、親法人・子法人のいずれかが提出義務者となるが、これをどちらかに統一することを要望する。

3 グループ法人税制

(1) 100%グループ内の法人間の寄附金

【理由】

- ・ 連結経営の重要性が高まる中、親法人として連結経営のために支出する費用は年々増加している。当該費用については寄附金の問題が生じるため、親法人としてどのような費用を負担してよいのかを明確化すべきである。

(2) 損金算入限度額計算における完全子会社法人株式の償却損相当額の扱い

【理由】

- ・ グループ法人税制の導入に伴い、完全子法人株式の償却損相当額を資本金等の額から減額することとされたが、これが寄附金の損金算入限度額を減少させる結果を招いている。グループ法人税制の影響により、今後完全子法人を清算する度に資本金等の額が減少し、寄附金の損金算入限度額を減少させることは制度趣旨として違和感があることから、改善していただきたい。

(3) 中小特例の適用

【理由】

- ・ グループ法人税制について、中小特例の適用に関する親会社の資本金等の規模基準の撤廃をしていただきたい。

4 組織再編税制

(1) 組織再編成に係る適格要件の緩和等

1) 金銭不交付要件の明確化

【理由】

- ・ 適格要件のひとつである金銭不交付要件については、移転資産の対価であるのか、事後的な立替等の精算であるのか実務判断が難しい場合があるため、取り扱いを明確にすること。

2) 欠損等法人の組合による特定支配関係の判定

【理由】

- ・ 組合による特定支配関係の判定の基準を緩和していただきたい。
内国法人が一の組合契約における組合員による特定支配関係を有することとなった後に、その組合契約に1名でも新たな組合員が参加した場合には、その時点で新たに特定支配関係を有することになってしまう。

3) 民事再生法やADRの手続きの中で、発行済株式の100%を無償減資し、同日に増資した場合の特定支配関係

【理由】

- ・ 民事再生法やADRの手続きの中で、発行済株式の100%を無償減資し、同日に増資した場合の特定支配関係の考え方を整理することを要望する。
民事再生法やADRの手続きの中で、発行済株式の100%を無償減資し、同日に増資する場合がある。たとえば無償減資前に50%超の株式を有しており、かつ、増資後も引き続き50%超の株式を有する場合には、100%無償減資によっていったん特定支配関係が切れてしまうことになるのか、疑義のあるところである。
公正な第三者の手続きにより進められる民事再生法やADRの下での公的・私的整理の場合には、欠損等法人を恣意的に利用することを防止する法57の2及び法60の3の規定を適用する必要性がないことから、上記の場合には特定支配関係が継続していることとするよう、法令化されることが望ましい。

4) 先行設立した受皿会社に対する共同吸収分割の適格要件緩和

【理由】

- ・ 認可事業の場合、受け皿会社を先行設立し許可を取得させた後に当該会社に共同吸収分割を行う必要がある。このとき規模要件及び事業関連性要件を満たせず非適格再編となる事例が多いが、認可事業でなければ本来は共同新設分割を実施し適格再編となるべきものであり、適格要件の緩和を要望する。

5) 消費税の課税対象となる資産を現物出資した場合の適格要件

【理由】

- ・ 消費税の課税対象となる資産を現物出資した場合には、被現物出資法人から現物出資法人に対し消費税相当額の金銭が交付されることによって、適格要件を満たさなくなるのではないかという疑義が生じる。

東京国税局は適格現物出資に該当するという回答をしているようであるが（租税研究平成25年7月「組織再編税制における実務上の留意点」）、国税庁のHPなどにおいて公にされている状況ではない。

この点が明らかにされることで、現物出資がより広く活用されることが期待されるので、取扱いを明確にしていきたい。

6) 三角組織再編を行う場合の親法人株式の取得

【理由】

- ・ 親会社株式を対価とする三角組織再編成に先立ち、その親会社株式を有利発行の方法により取得する場合には、受贈益課税の対象外とすることを要望する。

三角組織再編成に先立ち、その対価とするための親会社株式を取得する場合にはいくつかの方法が考えられるが、たとえば親会社が第三者割当増資を行い、子会社が親会社株式を引き受ける方法を選択した場合、有利発行を行うと子会社に受贈益課税が生じることとなる。

この場合に受贈益課税が行われないこととすれば、子会社は親会社株式の取得のための資金調達の方法及びその返済方法等を検討する必要がなく、三角組織再編成がさらに活用されていくものと考えられる。

7) 企業グループ内の取引の緩和

【理由】

- ・ 適格要件を緩和し、会計と同様に、企業グループ内の取引（共通支配下の取引）は移転直前に付された適正な帳簿価額により計上することを要望。

会計と税務との差異解消により、組織再編成を活性化させるため（たとえば適格現物分配について、現行100%支配関係がない限り税務上は時価による譲渡と看做すが、会計上はグループ企業からの現物分配であれば簿価による移転となるため、税務処理のためだけに分配資産の時価を算定しなければならない）。

8) 孫会社を対象とした無対価組織再編

【理由】

- ・ 完全支配下の組織再編を行う場合であっても、孫会社を対象とした無対価の再編は非適格となる場合があるため、適格組織再編とすることを要望する。

9) 株式交換による完全子会社化（共同事業を営むための株式交換）

【理由】

- ・ 50%以下の出資関係（出資関係が無い場合も含む）にある会社を株式交換の方法により完全子会社化を図る際の税制適格要件のなかに「事業規模要件又は経営参画要件」があり、「事業規模要件」においては株式交換完全子法人と株式交換完全親法人の事業規模が概ね5倍を超えないこととされており、当社のような大企業が中小規模の会社を完全子会社化する場合にはこの要件を満たすことはできません。「経営参画要件」においても株式交換前の株式交換完全子法人の特定役員のいずれかが退任するものでないこととされており、要件を満たすことのできないケースがあり、組織再編の障害となっております。そのため、株式交換による完全子会社化においては、「事業規模要件又は経営参画要件」を廃止いただくことを要望いたします。

10) スピンオフ税制の拡充

【理由】

- ・ 平成29年度改正で創設されたスピンオフ税制では、新設分割のみが対象とされている。分割承継法人において、分割より先に許認可の取得、各国機関への登録（一定の事務期間が必要）など諸手続きが必要な場合があり、事前に受け皿会社を設立する。吸収分割も認めていただければ、活用しやすくなる。

11) 従業員引継ぎや主要資産引継ぎ、移転事業継続等の要件の緩和

【理由】

- ・ 企業の構造改革促進、ひいては競争力強化を図る観点から、不採算事業からの撤退等を加速するために組織再編を行うような場合には、当該適格要件の緩和（100%保有関係にない場合）を要望する。

(2) 組織再編成に係る計算規定・評価方法等の整備

1) 資産調整勘定と営業権の関係に関する税務上の規定の明確化

【理由】

- ・ 資産調整勘定と営業権の関係に関する税務上の規定の解釈が必ずしも明確でない。現在の規定では、たとえば、資産調整勘定を有する法人が連結子会社として連結納税に加入する際に、すでに資産調整勘定として課税を受けた部分が営業権として再度時価評価の対象となってしまうように思われる。

2) 適格株式交換

【理由】

- ・ 完全親法人にとって旧株主は第三者であることから、完全子法人株式の時価相当の完全親法人株式を発行することにより旧株主から取得した株式の取得価額は第三者間取引価格となるべきであり、完全親法人の取得する株式の取得価額についても旧株主の取得する株式と同様に旧株主の簿価を引き継ぐことは、含み益を抱えた資産を二重で発生させ、二重課税を招くおそれがある。したがって、適格株式交換において、完全親法人の取得する完全子法人株式の取得価額を時価とすることを要望する。

3) 非適格合併・分割の場合の上場株式の評価方法

【理由】

- ・ 非適格合併・分割の際に合併法人等に移転する資産に上場株式がある場合、いつの株価を用いればよいか明確化することを要望する。

非適格合併・分割が行われた場合において、合併法人等に移転する資産に上場株式が含まれているときは、市場株価により譲渡が行われたものとして所得金額を計算することとなると思われるが、いつの時点の株価を用いるべきか、法令上は明記されていない。

上場株式によっては、非適格合併・分割が行われた前日の終値と当日の終値で株価が大きく変動することがあり、いつの株価を用いるかによって所得金額の計算結果に多大な差異が生じてしまう可能性がある。したがって、上場株式の時価を算定する時点がいつなのか、明らかにされることが望ましい。

4) 非適格の無対価組織再編成が行われた場合の取扱い

【理由】

- ・ 非適格の無対価組織再編成については、資本金等の額及び利益積立金の増減に関する規定が整備されていないものがあり、仕訳の貸借が一致しない場合に寄附金・受贈益を認識することとなるのではないかという解釈も見受けられる。このような不安定な状況においては、実務上、非適格の無対価組織再編成を行わないといった慎重な判断を行わざるを得ない場合があるため、関係法令の整備を行っていただきたい。

5) 最終利益積立金額等の調整額を算出する際の分割移転割合の計算

【理由】

- ・ 連結子法人間で適格分割型分割が行われた場合、その分割により分割承継法人に利益積立金額の引継ぎをしているときは、「最終利益積立金額」及び「既修正額」の引継ぎに係る調整額を分割移転割合を使用して算出することとされている。

分割移転割合の分母の金額は「分割法人の分割直前の利益積立金額」とされているが、平成22年度税制改正で分割型分割が行われた場合のみなし事業年度が廃止されたことにより、分割直前の利益積立金額の算出が困難な状況となっている。

したがって、分割の日の属する事業年度の前事業年度終了時の利益積立金額を使用して計算することを認めていただきたい。

6) 種類株式を発行していた場合の資本金等の額の明確化

【理由】

- ・ 二種類の株式を発行していた法人が、一方の種類株式の全てを償還した場合における、償還した株式に係る資本金等の額の取扱いを明確にしていきたい。

7) 同日に2つの組織再編成行為等を行った場合の取扱いの明確化

【理由】

- ・ 同日に2つの組織再編成行為等を行った場合の取扱いとして、実務上、たとえば以下のような疑問点が生じているため、この取扱いについて法令上明確にしていきたい。
 - 4月1日付で非適格現物出資を受け入れた法人が、同日付で非適格合併を行い被合併法人となった場合、被合併法人の最終事業年度末は3月31日となるが、非適格現物出資の受け入れ処理をどのように行えばよいのか。
 - 4月1日に親会社Pが非適格分社型分割によりA子会社を設立し、同日にA子会社株式を分割資産とする非適格分割型分割でB社を設立した場合、B社の設立事業年度開始時にA社との間に完全支配関係があったと考え、B社の設立事業年度よりB社及びA社は連結納税制度を適用することができるか。
 - 連結親法人が連結子法人へ譲渡損益調整資産を譲渡した日と、その連結子法人株式を第三者に譲渡した日が同日である場合の、譲渡損益の繰延べ等の規定（法法61の13）の適用関係はどのように考えるべきか。（以下例示。）

（前提）

当社は3月決算法人で、子法人1社と連結納税を適用している。当社はその連結子法人に対し、9月1日付でまず譲渡損益調整資産を譲渡し、同日にその連結子法人株式を第三者に譲渡した。

- (i)法法14①十四により、連結親法人において、①連結離脱日の前日（8月31日）までの期間及び②3月末までの期間についてみなし事業年度が生じる。
- (ii)法法61の13①により、完全支配関係のある他の内国法人に譲渡損益調整資産の譲渡をした場合には、譲渡をした日の属する事業年度において譲渡損益は繰り延べられる。
- (iii)法法61の13③により、譲渡をした内国法人と譲受法人との間に完全支配関係を有しないこととなったときは、その前日の属する事業年度において譲渡損益を戻し入れる。
- (iv)したがって、条文上は、(i) ②の事業年度においては譲渡損益が繰り延べられ、(i) ①の事業年度において未だ繰り延べていない譲渡損益を戻し入れることとなる。

8) 業界再編・事業再構築を促進させるための優遇措置の創設

【理由】

- ・ 業界再編・事業再構築の促進を目的とする再建計画の中で行われる債務免除についても、債権者側では債権の無税償却、債務者側で期限切れ欠損金（特例欠損金）を使用できる優遇措置を創設することを要望。

現状でも法的な再生手続のみならず 私的整理ガイドラインや事業再生ADR制度といった早期事業再生のための再生手続に対して税務上のメリット（債務者における債務免除益に対する特例欠損金の損金算入、債権者における債権の無税償却）が付与されているが、原則、債務者が経営危機に陥っていることが条件になっている。

業界再編や事業再構築を促進するためのインセンティブとして、債務者が経営危機に陥る前の早い段階における再建計画についても、これらの税務メリットが付与されれば、日本の産業競争力を強めることになる。

9) 「特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入」制度の適用範囲見直し等

【理由】

- ・ 現物出資、現物分配を「特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入」の範囲から除外することを要望。

現物出資や現物分配は資産の出資・分配に過ぎず、有機的一体となる組織（企業、事業等）の再編とは異なるため。実務上もこれらを組織再編とは捉えられていない。

- ・ 租税回避等の適格組織再編制度の濫用を意図しない組織再編でありながら形式的に要件が適用されることによる実務負担が著しく大きい。組織再編があった事業年度初日から5年以内に特定資本関係が成立した組織再編を対象としているが、この5年の期間を短縮頂きたい。

10) 非適格合併時の青色欠損金

【理由】

- ・ 非適格合併の場合の被合併法人の最終事業年度における青色欠損金の利用制限を外して頂きたい。
非適格合併の場合、被合併法人の有する資産・負債の含み損益は課税対象となり、青色欠損金を合併法人に引き継ぐことは認められない。この時、資産・負債の含み益を含む被合併法人の最終事業年度の課税所得計算では、青色欠損金を十分に有する場合であっても、その使用は単年度所得の一定割合に制限されている。
資産・負債は時価評価され、青色欠損金の引き継ぎを認めないことは、被合併法人の税務属性を合併法人に引き継がないことを意味し、法人のライフサイクルの最期となるため、非適格合併の場合の被合併法人の最終事業年度については、青色欠損金の利用制限を課さないことが合理的であると考えられる。

11) 非適格組織再編時の時価評価の定義の明確化

【理由】

- ・ 非適格再編時の資産時価評価の対象等を具体的に示してもらいたい。

12) 分割等した場合の移転売上金額、移転研究費額に関する届出期日の緩和

【理由】

- ・ 効果が生じる適用年度を、税務署長による処分のあった日以後に終了する事業年度ではなく、再編が行われた日以後に終了する事業年度とすることを要望。
例えば、会社分割が3月31日付で行われた場合、試験研究費および売上金額の切出し計算方法の承認申請書は3月31日以後しか提出できないにもかかわらず、3月31日に処分がないと、分割期日が属する事業年度は効果が得られないという不合理な規定ぶりになっている。
- ・ 現状届出の期日が、分割等のあった日から2ヵ月以内となっており、それを過ぎると届出を受け付けてもらえない。総額型に従来の増加型のコンセプトが組み込まれたことにより、本届出類を期日以内に提出できなかった場合の税額控除率への影響が多岐であるから、2ヵ月以内に届出を完了できなかった場合でも、税務署長の裁量で受け付けて頂く等の宥恕規定を設けて頂きたい。（平成29年度改正で租税特別措置法施行規則の改正附則7条として2ヵ月を6ヶ月とする経過措置が織込まれたが、対象となる分割等は平成29年3月31日以前のものに限られる）

(3) 国際的組織再編税制の整備

国際的組織再編税制における適格要件の明確化等

【理由】

- ・ 企業活動のグローバル化の深化においては、適正な資本関係の構築すなわち外国の国内及び国と国とをまたがり実施される組織再編が必要不可欠であるが、わが国税制においては、かかる組織再編における課税関係が必ずしも明確となっておらず、わが国と異なる海外の制度下で行われる組織再編が「日本における制度的取扱いを前提としている一定の要件」を充足しているかどうか検討を行う際に、判断に窮することが少なくない。国際競争力の観点からも、クロスボーダー組織再編を円滑に行い、また、課税関係の予見可能性を高めることは急務であり、法令において明確化を図ることを要望する。
- ・ 海外支店における組織再編を念頭に置いた再編税制見直しを行うことを要望する。具体的には、海外支店の現物出資により本支店勘定を債権として取得しても、適格現物出資の「株式のみ交付要件」に抵触しないよう改正することを要望する。

銀行は現地規制により、支店を現地法人化するよう求められるケースがある。他方、再編税制は現地法人形態の取扱いを念頭においているため、海外支店再編は税制上考慮されていないことが多い。実態上グループ内再編といえる場合には、再編税制の趣旨に従って、課税繰延措置を設けるべき。

- ・ 日本親法人が株式を一部保有している外国子法人について持ち分を国外地域統括子法人に対して現物出資の方法により組織再編する場合において、日本親法人直接持ち分が25%未満のときは税制非適格となり譲渡損益の繰延が適用できません。企業の立場といたしましては、国外地域統括会社経由の間接持ち分も合わせれば完全支配関係にあることには変わりはないにもかかわらず、税制上の取扱いが異なってしまうという不都合があります。そのため、日本親会社直接持分割合が25%未満であっても他の子会社経由の間接持ち分と合わせて25%以上であれば、その組織再編についても譲渡損益の繰延が認められるよう税制改正を要望いたします。

5 租税特別措置法（法人税関連）

(1) 研究開発税制

1) 研究開発税制の拡充等

【理 由】

- ・ 日本企業のグローバル競争力を維持・向上させる上で研究開発税制は極めて重要であり、中でも総額型の重要性は高い。税制改正の議論の中では租税特別措置を縮減・廃止するべきではないかとの意見も見られるが、研究開発税制（総額型）は拡充を図るべきで、少なくとも現状を維持すべき。平成29年度改正で増加型が廃止され、増加インセンティブが総額型に導入されたことにより、試験研究費が減少する局面では、控除率が引き下げられることになったが、控除率の下限は従来どおり8%程度を確保願いたい。
- ・ 試験研究費の税額控除限度超過額の繰越可能期間については平成27年税制改正で廃止されたが、復活の上、期間を従来の1年から5年程度へ延長すること。また、復活にあたっては当該年度の試験研究費の額が前年度の実績額を下回らないという控除限度超過額の繰越要件を設けないこと。
- ・ 試験研究費の繰越税額控除限度超過額の繰越税額控除については平成27年度税制改正にて廃止されたが、復活を希望する。日本企業のグローバルな競争力の向上、海外への技術移転の防止の側面からも、研究開発税制を国際的に優位となる制度・拡充を図るべきである。
- ・ 我が国企業の国際競争力の維持・向上には継続的な研究開発投資が必須であり、研究開発を行う企業のインセンティブを高めるためにも総額型に係る税額控除限度額（25%）の拡充を要望する。
- ・ 開発投資は景気動向や企業業績の好不調に伴って戦略的に増減するものではあるが、毎年継続的に相当程度の投資を行っているのも事実である。不景気時は課税所得の減少に伴い控除限度額も減少するため、多額の限度超過額が発生し繰越することになるが、この不景気時に行った投資分も確実に税額控除できるよう、繰越期間復活を要望する。
- ・ 税額控除限度額（法人税額×25%）が低く、平成29年度税制改正に伴う制度変更がインセンティブとして機能しない可能性があるため、研究開発促進税制の税額控除上限額の拡充（25%→30%）を要望する。
- ・ 本制度の本則化により、企業に安定的、継続的に投資を行うマインドが醸成され、更なる投資につなげる事ができる。現状の税額控除制度では課税所得が低い年にはメリットを享受できない為、総額型の限度額を拡充してもらいたい。また、特別試験研究費の申請手続の業務負荷が過大なため、更に手続を簡便化してもらいたい。
- ・ 研究開発投資は将来の収益実現のため長期的視野に立ち継続して投資される成長の源泉であり、本税制の控除上限拡充（現行法人税額の25%）と本則化を要望します。この実現により、将来にわたって安定的・継続的に研究開発投資を行える国内立地環境の整備がされ、技術立国としてのわが国の国際的競争力維持、ひいてはわが国経済に好循環及び成長をもたらすことができると考えられます。

特別試験研究費については、オープンイノベーション拡大に寄与する実効性のある制度とするため、大学等における監査要件を特別試験研究機関における認定要件に変更することを要望します。
- ・ 自国産業の国際競争力を高め、新製品・新技術の開発に資する研究開発拠点の国内立地を維持・促進する

上で、研究開発促進税制の拡充は極めて重要である。景気変動に左右されず、長期・安定的に行われる企業の研究開発投資マインドをサポートする観点から、税額控除割合を国際的な水準に引き上げる等、比較優位な制度に拡充すべきである。

- ・ オープンイノベーション型の拡充が図られたものの、監査等の適用要件を満たすことが容易でないため、結果として控除枠を5%失う可能性がある。総額型の控除限度額の引き上げを望む(30%以上)。
- ・ 試験研究費の範囲に含まれる、第4次産業革命型の新サービス開発にかかる試験研究のための費用に関して、左記の施行令に定められる「発見された法則が予測と結果の一致度が高い等妥当であると認められるものであること及びその発見された法則を利用した新サービスがその目的に照らして妥当であるものであることの確認」という要件の削除を要望。理由は下記の通り。
 - 「一致度が高い」や「妥当である」等、判断基準が客観的ではなく、不明瞭であること
 - 試験研究費の対象費用が発生した事業年度と、左記4号の基準が満たされることが確認される事業年度が、期ズレするケースが生じること
 - 1号から3号の要件を充足していれば、控除を受けるための適用要件としては十分であると考えられること
- ・ 控除限度額が総額型25%・増加型10%が統合されたのであるから、総額型の上限を35%にさせていただきたい。控除限度額が総額型25%・増加型10%が増加型の統合されたにもかかわらず、高水準方を適用できない大企業にとっては、上限が基本的には25%に縮小されたため。
(国際競争力の維持・向上のため、研究開発を行う企業のインセンティブを高める必要がある。)

2) 特別試験研究(産学官連携・希少疾病用医薬品)に係る税額控除制度の改善

【理由】

- ・ 平成27年度税制改正でオープンイノベーション型研究開発税制が拡充されたものの適用要件が厳しいため、緩和すべき。
 - ①契約書要件の緩和
民間企業や大学と共同研究する場合、契約書に試験研究で使用する設備の明細、費用の明細を明記する必要がある。しかし、当該情報が企業の収益源泉である場合、明記できない。また、試験研究という費用の性格上、共同研究の契約段階でどこまで適切な費用明細を示せるかという問題もある。特に海外の共同研究先からは理解を得られずに、契約書要件を満たすことが困難である。
 - ②監査要件の削除
大学側から支出明細は出せても、証憑の提出は困難とされており、会社が行う以上の支出内容のチェックを行うことは、監査人でも困難である。
 - ・ 大学の研究現場において制度への理解をなかなか得られていないため、特別研究機関や大学等に対して、制度を適用に向けた前向きな姿勢を現場レベルにまで促していただきたい。
大学側での負荷が高いことも、協力いただけない一因であるため、発生した費用の明細書の作成等による大学側の負荷を軽減するよう、要件の簡素化をお願いしたい。
細かく予算を算出するのは相手方の場合が多く抵抗感が増しており、契約書や費用明細書へ金額内訳の記載が難しくなっているため、相手方に支払った金額を対象とする場合は、契約書の内訳記載を廃止してほしい。
- ・ オープンイノベーション型の利用促進のため、監査等の適用要件を満たすことが容易でない。要件の更なる緩和を要望する。
- ・ 平成29年度税制改正にて見直しがされたものの、十分でないとする。特に、自社研究費の相手方への確認の要件は除外するよう要望する。

3) パテントボックス制度の創設等〔知的財産権等の無形資産から獲得する所得は低税率課税とする制度〕

【理由】

- ・ 企業による投資・イノベーションを促進するという観点から、イギリスで適用されているようなパテントボックス制度(知的財産から生じた所得に対する法人税の軽減措置)を要望する。

- ・ 本邦での競争力確保、研究開発拠点の海外流出防止の観点から、イノベーションボックス税制を創設すること。

4) 連結納税制度における研究開発税制

【理由】

- ・ 平成29年度改正の議論の過程では高水準型は期限切れで廃止される可能性が高いと聞き及んでおりましたが、結果的には延長が認められ、かつ新たに「控除上限の最大10%上乘せ」措置が加わりましたことを踏まえ、上記の矛盾・不合理を解消することが急務になっていると存じます。

現行法上連結納税適用法人におけるこの〔試験研究費割合〕を算定について、分母の売上高は連結納税対象法人個社単位の売上高の単純合算となっております。(別表6の2(5)平均売上金額の内訳)

当社の場合では、連結納税対象子法人の大多数は当社の委託生産子会社から構成されているため、各子会社の売上高は親会社である当社向けに計上されており、したがって当社の仕入高に算入される関連間取引に該当しております。つまり、連結納税対象各個法人の売上高を単純に合算いたしますと、親会社である当社の売上高と、各子会社から親会社(当社)向けの売上高がダブルカウントされ、実態以上に売上高が過大に計上されることになり、親会社(当社)単独納税であれば〔試験研究費割合〕は10%超に該当するにもかかわらず、連結納税制度においては〔試験研究費割合〕は10%以下となる矛盾が生じ、高水準型も控除上限の上乗せ措置も適用できないという不合理な結果となっております。

連結納税適用法人における平均売上高の計算においては連結納税法人間の売上高を消去する措置を講ずるよう要望します。

(2) グリーン投資税制

グリーン投資減税の拡充及び適用期限の延長

【理由】

- ・ 現状影響額は小さいが今後効果拡大の可能性があり、投資促進を図るためグリーン投資減税の延長を要望する。

(3) 交際費の損金算入

1) 交際費損金算入の見直し

【理由】

- ・ 交際費等については、企業の営業活動等の上での必要経費であり、社内交際費に該当するものを除き、損金の額に算入してもよいのではないか。
- ・ 交際費課税を廃止すべき。交際費の範囲が不明確でかつ租税特別措置法という法定安定性を欠く法的根拠に依拠している状態は納税者にとってリスクが高い。また、現行法では法定安定性及び予測可能性が低く裁量行政につながる。

2) 中小企業者等の交際費損金算入の特例

【理由】

- ・ ガス事業においては中小企業者が多く、大企業と比べて販売促進手段が限られており、交際費は中小法人の事業活動に不可欠な経費であることから、延長を要望する。

(4) 特定資産の買換に係る特例措置の延長・恒久化等

【理由】

- ・ 不動産の流動化を促進するため、特定の資産の買換えの場合の課税の特例(租税特別措置法第65条の7)の第9号要件(特定事業用資産の買換え)の対象拡大および恒久化、ならびに特定事業用資産買換時の圧縮

記帳における圧縮限度額を譲渡資産売却益の100%（現行は原則80%）に引き上げることを要望します。

- ・ 特定事業用資産の買換対象となる資産の条件を緩和と繰延割合を100%に引き上げを要望します。
買換対象となる条件が複雑、かつ、延長可能とはいえ買換期限が短期であるため、長期的な資産計画が立てづらく、条件に合致した資産を買換えることができるとは限らない。そのため、特例措置を十分に活かすきれない場合もある。また、繰延割合の引き上げによって土地、建物等大型資産の買換取得が促進され、雇用等の地域活性にも役立つと思われま。
- ・ 土地取引の活性化及び有効利用の促進を図るため、「特定の資産の買換えの場合等の課税の特例」の9号「所有期間が十年を超えるもの」の恒久化を要望する。

(5) 土地譲渡益課税（土地重課）の廃止又は延長等

【理 由】

- ・ 創設当初の意義（土地への投資抑制等）を逸しているため、土地譲渡益に対する追加課税、地価税の廃止を希望する。
- ・ 土地投機ならびに地価高騰の抑制を目的として創設された地価税および土地重課制度は、既にその使命を終えているものです。また、これらは不動産投資における将来の期待収益圧迫要因となっていることから、適用停止ではなく、早期撤廃を要望します。

(6) 特定目的会社・投資法人に係る課税の特例

1) 特定目的会社の特定目的借入による証券化

【理 由】

- ・ 特定目的会社の支払配当の損金算入要件に、特定社債の機関投資家による保有見込みに加えて、特定目的借入の機関投資家に対する貸付もその選択肢とすることを要望する。
現行税法上、特定目的会社の支払配当の損金算入要件の一つとして、①1億円以上の特定社債の公募による発行、②特定社債の機関投資家のみによる保有見込、③優先出資の50人以上による引受け、④優先出資の機関投資家のみによる引受けのいずれかが選択肢として認められているが、資産の流動化に関する法律上認められている特定目的会社の資金調達手段の一つである特定目的借入の機関投資家に対する貸付もその選択肢に加えることにより、私募又は私売出し市場の活性化を図るとともに、不動産ファイナンス市場へ長期資金を呼び込むことが期待できる。

2) 投資法人の合併に伴う利益分配の損金算入事業年度の明確化

【理 由】

- ・ 投資法人の合併に際し、被合併法人の投資法人に係る投資主に対し利益の分配として交付する金銭の額のうち、合併最終事業年度の直前事業年度の利益分配に相当する金額の当該直前事業年度における損金算入の可否の明確化並びにそれに係る手続規定等の整備を要望する。
一定の導管性要件を満たす投資法人が支払う配当等は、所得の金額の計算上、損金の額に算入されることとされており、投資法人が合併により解散した場合において、当該合併に際し被合併法人の投資法人に係る投資主に対し利益の分配として交付された金銭の額も損金算入の対象となる旨、平成21年度の税制改正により明確化されたが、その損金算入の対象事業年度については、不明瞭な部分がある。
投資法人が合併する場合において、合併最終事業年度の直前事業年度に係る利益の配当等の決議が、合併期日までに行えず、合併期日後に、合併最終事業年度に係る利益と当該直前事業年度に係る利益を一括して合併交付金としてその投資主に支払うこととなった場合における当該合併交付金のうち直前事業年度に係る利益の分配相当額の直前事業年度における損金算入の可否、並びに、損金算入を認める場合の要件及び手続き規定等の明確化が不可欠である。

3) 投資信託・投資法人税制の見直し

【理由】

- ・ 投資法人が海外不動産へ投資した場合に現地で源泉徴収された税額について、国内における投資法人の利益分配に係る90%超配当要件の対象所得から除外することを要望。

平成26年12月に投信法が改正され、REITはSPC（特定目的会社）を経由すれば海外不動産に投資ができるようになったが、SPCが納付した賃料に対する現地源泉税はREITにおける90%超配当要件の分母となる対象所得から控除できないため、現実的には現地源泉税を対象所得から控除しないと90%超配当要件を満たすことができない状況となっている。

REITによるSPCを通じた海外不動産への投資を可能とするため、SPCに係る現地源泉税のREITにおける対象所得からの控除を可能とすることを要望するもの。

- ・ 投資法人に係る国内50%超公募要件について、新投資口予約権無償割当（ライツ・オフアリング）により海外投資家に割り当てられた新投資口予約権の行使により取得される投資口には適用されないことを明確化することを要望。

投資法人の導管性要件における国内50%超公募要件について、投資法人がライツ・オフアリングを実施した場合、投資主に割り当てられた新投資口予約権の行使により発行される投資口に適用されるかどうか法令上明確でないため、投資主に占める海外投資家比率の高い投資法人において、ライツ・オフアリングの実施に踏み切ることができない状況が生じている。

投資法人における多様なファイナンス手法を認める観点から、ライツ・オフアリングにより割り当てられた新投資口予約権の行使により発行される投資口については、国内50%超公募要件の適用対象とならないことの明確化を要望するもの。

(7) 海外投資等損失準備金・金属鉱業等鉱害防止準備金制度等

1) 海外投資等損失準備金制度の拡充及び恒久化

【理由】

- ・ 非鉄金属業界は、鉱物資源の安定供給を確保するために海外鉱山開発に積極的に取り組んでいる。しかしながら、資源の多くが発展途上国に賦存しており、政治的・社会的に不安定であるため危険負担が大きく、また、開発に伴い道路、港湾等いわゆるインフラストラクチャーの整備に多額の資金が長期間必要になる。一方で近年の非鉄金属価格の高騰も加わって、資源確保競争が激化し、以下のとおり開発リスクが増大している。

①資源メジャーは、合併等を通じて寡占化を進めて、市場支配力をより一層強めている。その結果、買鉱製錬の存立が困難となり自主開発鉱山の確保が必要となるも、メジャー資本の寡占化により優良鉱山開発プロジェクトへの参入機会が減少している。

②中国企業は、急増する国内需要を背景に、政府と一体となって海外鉱山開発プロジェクトに積極的に参入する動きを強め、資源確保競争を激化させる大きな要因となっている。

③資源開発に関わる契約・制度を自国資本の参加を義務付けるよう自国に有利に変更する等、資源の国家管理を強化する動きが大きくなりつつある。

④近年、地元への利益還元を求める地域住民の反対により、探鉱及び開発を断念、または、計画を大幅に修正する事例が増加している。

このように海外鉱山開発を巡りますます増大するリスクに対する軽減措置として、本制度は非常に重要な役割を果たしているため、積立期間延長など一部拡充のうえでの恒久化をお願いしたい。

- ・ 国際的な資源獲得競争が激化する中、資源・エネルギーの安定供給に向けたわが国の企業による炭鉱開発促進の観点から延長を要望する。
- ・ 電力の安定供給のためには、良質かつ膨大な量の発電用燃料が必要である。そのため、将来の燃料資源を確保するにはリスクの高い海外のエネルギー資源開発に積極的に参加する必要があるため、制度の延長を要望する。
- ・ 電力の安定供給のためには、良質かつ膨大な量の発電用燃料を要する。国際間の資源獲得競争が激化する

中、電気事業者は将来の燃料資源確保のため、非常にリスクの大きい海外エネルギー開発に積極的かつ継続的に取り組む必要がある。また、本措置の恩恵により、良質の資源を安定的に確保することは、電力の安定供給に資するものであり、このため、現行制度の適用期限の延長が必要。

2) 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の拡充及び維持・存続

【理由】

- 金属鉱物の採掘等の事業の用に供される坑道および捨石または鉱さいの集積場の使用終了後における鉱害防止事業の確実かつ永続的な実施を図ることを目的に、昭和48年に「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」が制定され、産業保安監督部長の通知する金額を鉱害防止積立金として独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に積立することが義務付けられた。同法の実効性を確保するため昭和49年に創設されたのが本制度である。

こうした立法の経緯に鑑み、「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」が存続する限り、本制度の維持・存続を要望する。

また、平成28年度の税制改正で80%に縮減された積立金の損金算入割合については、制度の趣旨に鑑み従前同様の100%に回復していただきたい。

3) 探鉱準備金・海外探鉱準備金制度及び新鉱床探鉱費・海外新鉱床探鉱費の特別控除制度（減耗控除制度）の拡充及び恒久化

【理由】

- 鉱業は、採掘に伴い減耗し、かつ、再生不可能な減耗性資産である鉱物資源を経営基盤としている。一般の製造業の場合、固定資産に投下した資本は減価償却費として期間費用配分して回収するが、鉱業の場合は、固定資産に対する減価償却費の回収のみでは企業の存続は不可能である。すなわち、鉱山会社が事業を継続するためには、鉱物の採掘に伴って減耗する埋蔵鉱量を極めてリスクが高い探鉱開発によって補填し続けることが絶対的要件となる。

更に、鉱業は事業場が鉱床の賦存地域に限定されること、鉱床は開発が進むにつれ次第に僻遠化、深部化し、その結果、必然的に探鉱開発コストが増大する等の特殊性を有している。

従って、鉱山会社の実体資本を維持し、安定した経営基盤を確立して事業を継続するためには、鉱物資源に特有な減価償却とも言うべき減耗控除制度は不可欠である。

我が国の減耗控除制度は、昭和40年に租税特別措置法に規定され、以後、制度延長を重ねてきた。また、昭和50年には、対象を海外の自主開発鉱山にも広げ、海外減耗控除制度が制定された。

この減耗控除制度については、制定当初から国際間、国内における資源開発をめぐる状況が大きく変化した結果、税法の制度設計と現実の社会の動きとに齟齬が生じ、その乖離が拡大したと考えられてきた。これを受け、平成25年度税制改正においては対象法人や海外自主開発法人の要件拡大、平成28年度税制改正においても海外自主開発法人認定における役員派遣要件の緩和や探鉱準備金及び海外探鉱準備金の据置期間延長など、制度の見直しが行われている。

少資源国でありながら、技術立国であり、輸出により経済を支える構造を有する我が国としては、国力の維持という点で、資源の安定確保に対する施策の重要性は今後ますます増してくる。また、発展途上国においては資源関連企業が国有化されている事例もあり、一方、先進国においては同様の税制が恒久化されているという国際情勢に鑑み、我が国が諸外国に後れをとることのないよう、本制度において鉱業採掘収入の12%とされている国内探鉱準備金積立限度を15%とするなど一部拡充のうえ、恒久化をお願いしたい。

(8) 地震・災害・公害対策等の特別措置

1) 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

【理由】

- 平成28年度税制改正により、大幅に減少した異常危険準備金の残高を早期に積み上げていくため、積立率についての経過措置が3年間延長されましたが、一方で、残高の上限となる洗替保証率については、平成

3年度の台風19号、平成16年度の複数の台風、平成23～28年度の複数の災害への保険金支払を考慮しますと、現行の30%（業界全体で5,000億円レベル）では十分とは言えない状況にあり、40%への引上げが必要と考えます。また、積立率に関して、残高率が30%を超える場合には、本則積立率（2%）が適用されることとなっておりますが、これについても同様に40%への引上げを要望いたします。

2) 一般公害防止用設備の特別償却の延長

【理由】

- ・ 非鉄金属業界は、資源の安定供給を図るべく生産力を増強してきたが、同時に、巨額の投資を行って、生産過程において生じ得る公害を防止する努力を続けている。

また、公害防止や環境汚染に対する法的・社会的要請を背景に環境基準の強化が図られる中、公害防止設備のための投資は近年一段とその必要性を増している。しかしながら、非鉄金属価格は国際相場によって価格が決定される構造となっていることから、これらのコストを製品価格に反映させることができず、大きな負担となっている。

ついては、公害防止に係る設備投資の早期回収を図り、更に公害防止投資を促進させるために本制度は必要であり、是非延長、また縮減される設備については復活していただきたい。

3) 解体引当金制度の見直しに伴う、解体準備金制度（税制）の見直し

- ・ 原子力バックエンド事業は、①極めて長期の事業であり、②要する費用が巨額、③受益と実際の費用発生時期が大きく異なるという特徴があり、実際の費用発生時期に料金徴収を行えば、世代間負担の公平性が大きく損なわれるため、発電による使用済燃料の発生時等に費用として認識し、その時点の原価として電気料金に反映されている。

従って、原子力事業の着実な遂行と世代間負担の公平性の担保のため、解体引当金制度の見直しに合わせて、租税特別措置法により手当されている「原子力発電施設解体準備金」についても所要の見直しを行うことは、国全体の世代間負担の公平性を確保するために必要。

(9) 生産性向上設備投資促進税制・所得拡大促進税制

1) 生産性向上設備投資促進税制

【理由】

- ・ 生産性向上投資促進税制の復活・拡大を要望する。企業の設備投資促進による多方面への好影響（生産性の向上、景気活性化等）を期待できる税制である。
- ・ 当該税制は平成29年3月末にて終了したが、復活してほしい。当該税制により、当社のような、倉庫・物流ターミナル等の設備を多く所有する業者は老朽化設備の代替が促進され、また設備規模によっては多くの節税効果が望めるため。
- ・ 投資促進を図るため、終了した生産性向上設備投資促進税制の再設定を要望する。

2) 所得拡大促進税制の拡充・期間延長

【理由】

- ・ 所得拡大税制の目的とする雇用確保、賃金上昇については、現状において効果が十分発揮されたとは言えず、今後の日本経済の発展のために必要であるため、恒久化を要望する。
- ・ 国策としての賃上げと安定的雇用の促進を目的とし当該制度の延長・恒久化を望む
- ・ 経済の好循環のために、企業の国内雇用拡大、賃金上昇に向けたインセンティブとして必要であり、所得拡大促進税制の継続（18/3期で終了予定）を要望する。
- ・ 所得拡大促進税制は、当期の雇用者給与等支給額が、基準雇用者給与等支給額（3月決算法人の場合は、2013年3月期）を上回らないと適用を受けることができないものとなっている。

現行制度だと、たまたま基準雇用者給与等支給額が多かった法人は、当該規定の適用を受けることが他の法人の比べ困難になると考えられることから、当該要件の撤廃又は基準年度の変更を要望する。

- ・ 所得拡大促進税制のについて、現在の措置法では平成30年3月31日までの間に開始する事業年度に適用できる規定となっているが、当該期限を延長することを要望。

所得拡大促進税制は、企業の人員への投資を促す役割を果たしていること、又、当該税額控除による税負担の減少により企業の国際競争力の強化に繋がっていることから、非常に有意義な税額控除制度と考えられるため。

- ・ 平成30年度以降の継続、平均給与額の増加要件緩和（2%以下であっても、増加していれば控除を受けられるように変更）を要望する。給与所得を増やすことによる景気波及効果は大きいと考える。但し、平成29年度改正により定められた、2%というハードルは高いため、2%以下であっても、増加したらその増加割合に応じて税額控除を受けられるようにした方が、企業の前向きな取り組みを促せると考えるため。

3) 所得拡大促進税制の算定方法の簡素化

【理由】

- ・ 平均給与等支給額を算定するの「継続雇用者」の数から、自社から別会社への100%出向者を除くことを明記することを要望。
別会社に100%出向しており、出向先が当該出向者の給与を全額負担をしている場合には、当該出向者については出向元の継続雇用者から除いて平均給与等支給額を計算する方が合理的な平均給与等支給額が算出されると考えられる。
- ・ 継続雇用者の考え方が煩雑で、正確にしようとする大変な工数がかかるため、継続雇用者の定義を簡素化してほしい。

4) 所得拡大促進税制における雇用者給与等支給額の範囲

【理由】

- ・ 雇用者給与等支給額とは、「法人の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者（国内の事業所に勤務する雇用者で労働基準法に規定する賃金台帳に記載された者）に対する給与等の支給額」とされており、ここでいう給与等とは所法28①に規定する給与等（原則として給与所得として課税されるもの）とされている。

税制非適格ストック・オプションの権利行使による経済的利益は、権利行使時の時価と権利行使価格との差額が給与所得として課税される一方で、法人側では権利行使時にその新株予約権の付与時の時価が損金の額に算入される（法54の2）ため、両者の金額は基本的には一致しない。

このような場合、税制非適格ストック・オプションの権利行使による経済的利益は、雇用者給与等支給額には含まれるのか、また、もし含まれるのであれば、どの部分の金額が含まれるのかが明らかではないため、法令等で明確にしていきたい。

5) 所得拡大促進税制における出向先法人が支出する給与負担金

【理由】

- ・ 出向先法人が支出する給与負担金は、出向先法人が賃金台帳にその出向者を記載しているときには、その給与負担金（給与に相当する金額）を「国内雇用者に対する給与等の支給額」に含めることができる旨が措通42の12の4-3で示されている。

しかし、実務上、出向先法人の賃金台帳に出向者を記載しているケースはほとんどないため、このような実情に考慮し、出向先法人が給与負担金として支出する金額は、出向先法人の賃金台帳への記載の有無にかかわらず、「国内雇用者に対する給与等の支給額」に含める等の簡便的な取扱いを認めていただきたい。

(10) その他

1) 当初申告要件の廃止拡大等

【理由】

- ・ 平成23年度税制改正において、法人税の当初申告要件が廃止されたが、租税特別措置法上においては適

用額制限が見直されたに過ぎず、当初申告要件は存知している。納税者の利便性向上のため廃止を要望する。

2) 新事業開拓事業者投資損失準備金（ベンチャー企業投資促進税制）

【理由】

- ・ イノベーション創出のため、研究開発型ベンチャー企業等の活動、特に資金調達について支援する税制度、例えば当該ベンチャー企業の研究開発費について、その出資者側で研究開発税制と同等の効果が得られる制度の創設により、出資者からの資金調達を促進させる制度などの創設を望みます。

3) 設備投資促進税制の創設・拡充

【理由】

- ・ 「生産性革命」に向けた取組を一層加速させるためには、引き続き企業の設備投資を後押しする必要があることから、IoT・DC・ロボティクスの活用や、2020年に向けた地域創生のためのWifi環境整備等を念頭に置いた税額控除等の制度創設を要望する。
- ・ 多様な働き方の実現のために、テレワーク導入にあたる設備投資や企業内託児所の創設を促進する必要があることから、企業の投資について法人税税額控除や固定資産税減免措置を要望する。
- ・ 第四次産業革命に資する税制の検討を要望する。IoT、ビッグデータ、AI、ロボット等による第四次産業革命を目指し、関連研究や設備投資を促進する動きがあるが、その広がりや深さから、いまだ全体像が明確化されたとは言えず、それに資する税制上の措置としては、対象を広くとった柔軟な施策とすべきである。

6 国際課税関連

(1) 移転価格税制

1) 国外関連者判定の見直し

【理由】

- ・ 出資比率50%ちょうどのとき、企業が価格をコントロールできないケースもあるため、形式基準として国外関連者に含めるのは適切とはいえないため、形式基準の判定において出資比率50%以上を50%超に変更することを要望。
- ・ 国外関連者となる50%の持分の会社は、原則、会計上持分法適用である会社であり、実質的に支配できていないことから、国外関連者から、企業が事実上コントロールできない50%出資先を除外し、「50%以上」を「50%超」とすることを要望する。
- ・ 持株比率50%の会社は、実質的に支配する関連者がいない限り、価格操作ができないことは明らかであるため、措置法の条文上で移転価格税制の適用対象外とすることを要望します。
- ・ 国外関連者から、企業が事実上コントロールできない50%出資先を除外し、「50%以上」を「50%超」とする、また、企業が事実上コントロールできない実質支配基準における法人役員数による支配判定につき、「2分の1以上」を「2分の1超」とすることを要望する。

国外関連者判定において、国外関連者の対象となる50%の持分の会社は、原則、会計上持分法適用である会社であり実質的に支配できていないことから、別表17(4)作成でも、出資比率50%で持分適用である会社からの情報収集には相当の作業負荷がかかっている。加えて、平成28年度税制改正における国別報告事項の構成事業体の範囲として、「適用される会計基準において、連結財務諸表に財産及び損益の状況が連結して記載される事業体」と定義されたことも踏まえ、本事項との平仄を合わせていただきたい。また、BEPS行動計画13におけるマスターファイルや、CbCRとの整合性からも、見直しの必要性があるものと考え

- ・ 持分基準について、日本以外の多くの国で基準としている50%超へ見直しをすること。
- ・ 国外関連者から、企業が事実上コントロールできない50%出資先を除外し、「50%以上」を「50%超」とすること。

また、企業が事実上コントロールできない実質支配基準における法人役員数による支配判定につき、「2

分の1以上」を「2分の1超」とすること。

制度適用の対象となる国外関連者の定義として、発行済株式数の50%以上の保有が定められているが、持分が50%ずつの合弁事業等の場合には、必ずしも支配権を有していない。同様に実質支配基準における法人役員数による支配判定においても、法人役員数が50%ずつとなるケースでは必ずしも実質支配できていない。従って形式判断基準の見直しを要望する。

- ・ 50:50のJV現地法人は、事実上コントロール出来ないため、国外関連者の範囲につき、出資比率50%以上→50%超へ変更を要望する。
- ・ 「特定事実」の存在による実質的支配基準での国外関連者の判定は、基準が必ずしも明確ではなく、税務当局の裁量の範囲が大きい制度となっている。本基準で国外関連者と判定する際は、税務当局に挙証責任があることを法令レベルにおいて明確化することを要望する。

2) 無形資産に関する取扱いの明確化

【理由】

- ・ 平成19年6月の移転価格事務運営要領改正で、無形資産の取扱いの明確化が図られたが、事務運営要領は移転価格税制に関する事務運営の基本方針、調査時の留意事項等を定めたものに過ぎない。無形資産の定義については国際的なルールと整合性をとった上で、法令レベルにおいて明確な規定を置くことを要望する。また、OECD移転価格ガイドラインの改正にて既に規定された第9章（事業再編）や、今後の更なるガイドライン改訂作業に対応するための国内制度改正、執行についても、納税者の理解や納得を得ながら進めることを要望する。

3) 「所得相応性基準」導入について

【理由】

- ・ 移転価格税制の執行において取引の一方の課税当局が相手国との調整抜きに、実際に取引が行われた年度の後年度（商業化から5年程度たった時点等）において課税額の修正を行うと二重課税が生じることとなるが、はたしてその排除が可能なかどうか懸念がある。無形資産取引に係る移転価格税制上の取扱いの明確化等必要な見直しが検討されることについては歓迎する。ただし、その見直しに当っては、国際間の二重課税排除のための措置も併せて検討されることを要望する。
- ・ 今後所得相応性基準が導入されると思われるが、導入に際しては具体的な適用方法等を例示してもらいたい。

4) 国外関連者寄附金課税の見直し等

【理由】

- ・ 特に国外関連者に対する価格調整金が寄付金か移転価格税制に基づくものかで当局と納税者で見解が一致しないケースがある為、明確な基準を示してもらいたい。
- ・ 寄附金課税された場合、相互協議の対象とならず二重課税が排除されない蓋然性が高いため、国外関連者に対する寄附金は、移転価格税制の対象とすることを条文中で明文化することを要望。
- ・ 国外関連者との取引に係る課税について、寄附金課税を適用するのか、移転価格課税を適用するのかによって、相互協議の可否、更正の期限等が異なる。わが国において寄附金課税が行われた場合、相互協議の対象とならず二重課税が排除されない蓋然性が高いことから、国外関連者との取引に係る課税は原則として移転価格税制を適用することを明確にすることを要望する。

5) 原価基準法における「利潤」の額

【理由】

- ・ 租税特別措置法66条の4第1項ハにいうところの原価基準法における「利潤」の額については、()書きにより「政令で定める通常の利益率を乗じて…」と記載されているが、これについて早急に「通常の利益率」なるものの定義を、簡便な手法により設定できるようお願いしたい。

国外関連者に対する、いわゆるマークアップコストの設定に際して、ベンチマーク分析等、企業における

無用なコストを負担せざるを得ない状況となっている。

6) 移転価格税制の執行の見直し

【理由】

- ・ 平成19年度税制改正において、相互協議の合意に至るまでの期間、わが国の課税（増額分）の納税を猶予すると共に延滞税を免除する措置が講じられたものの、猶予相当額の担保供託が義務付けられている。また会計上は更正通知を受領すると財務諸表に当該金額を損益計算書上に反映させる必要がある。租税条約締結国との移転価格課税の場合には相互協議合意後でなければ、更正そのものを出来ない制度とすることを要望する。

7) 相互協議および事前確認制度の強化・迅速化

【理由】

- ・ 執行の現場と相互協議担当局との事前の連携を強化し、予め二重課税リスクを低減させるなど、企業が国際競争力を失うことのない執行のあり方を要望する。

8) 相互協議決着に伴うオープンイヤー修正一括調整規定の創設（相互協議の合意年度での一括調整等を選択可能な規定の創設）

【理由】

- ・ APAなど相互協議の結果としての過年度の所得修正は進行年度で一括修正を行える規定を導入する。事務の簡素化・効率化。特に、連結納税制度を導入している場合は、連結グループ全体に過度の負担が掛かるため、早急な改正を要望する。
- ・ 課税から合意まで複数年を要する結果、合意後の過年度の所得修正手続きが非常に煩雑・高負荷となるため、更正実施にあたり、二国間相互協議による事前合意を原則とする。あるいは、APA（事前確認）/相互協議合意後の、過年度所得の進行年度での一括修正を認めることを要望する。

9) 国外関連者に関する明細書の廃止

【理由】

- ・ 国別報告書と重複する部分があり、別途の提出は不要と考えるため（事務負担の軽減を図る趣旨）、国外関連者に関する明細書（別表十七（四））の廃止を要望する。

(2) 外国税額控除制度

1) 控除限度額の繰越期間の延長・限度超過額の損金算入制度の創設

【理由】

- ・ 外国税額控除の目的は二重課税の排除であるが、期間で縛ることで実質二重課税が発生することになる。国外所得を計算する以上、最低5年の繰越期間を設けてほしい。
- ・ 一時的な所得の減少や現地の課税とのタイムラグの為に控除を受ける事が出来ないケースがある。この為、控除余裕額の繰越期間を延長するか、繰越超過額を損金化できるよう制度を変更してもらいたい。
- ・ 所得発生と海外における納付の時期ずれ等により、外国税額控除が利用できず二重課税となるケースを防止するため、繰越控除余裕額および繰越控除限度超過額については繰越期限の延長（3年→10年）を要望する。
- ・ 繰越期間（現在3年）を繰越欠損金と同じ期間に延長すること並びに繰越期間を超過した外国税額を損金算入することを要望。繰越期間を延長することにより、制度の趣旨である国際的二重課税が排除できるようにして欲しい。
- ・ 控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間3年は「期ずれの措置」の趣旨であるが、新興国等において、所得の発生事業年度以後の事業年度に追加的に課税が行われる事例が増えていることから、従来の期ずれの年数では対応できず延長が必要であり、帳簿保存期間に合わせて7年に延長することを要望する。

海外当局による過去3年を超える年度に対しての課税事例が増加している状況下、現在の規定にある3年間の繰越期間では、当初の「期ずれの措置」に対応できず、今後、二重課税の解消ができないまま控除額が失効するケースの更なる増加が想定されるため、期限を帳簿保存期間に合わせて7年への延長を求める。

- ・ 二重課税回避のため、控除限度超過額の繰越期間を現状の3年から欠損金の繰越期間と平仄合わせて10年とすることを要望する。
- ・ 二重課税回避のため、切り捨てられることとなった控除限度超過額を損金算入できる制度の創設を要望する。
- ・ 控除限度超過額及び控除余裕額の繰越は内外における課税時期のズレを調整するものであるため、本来期限を付す必要はないが、新興国等において所得の発生事業年度以後の事業年度に追加的に課税が行われる事例が増えていることから、従来の繰越期間では対応できず延長が必要である。税法上の帳簿保存期間が7年であることから、少なくともこれと合わせ7年とするのが妥当であるため、繰越期間の延長を要望する。
- ・ 国外所得と税額発生時期のタイムラグや控除枠が十分に確保できない等の理由から、外国税額控除制度の利用が制約される事態が発生しているため、控除限度額の繰越を現行の3年から5乃至7年へ延長すること。また、繰越期間経過後は控除限度超過額の損金算入を認めること。
- ・ 事業再構築の一環として海外子会社の売却等を行い、海外において売却益が発生するような場合において、控除限度額等の繰越期間が3年とされていることから、部分的に国際的二重課税が発生するケースが生じ得る。二重課税の防止という法の趣旨から繰越期間を少なくとも9年に延長するよう要望する。
- ・ 外国税額控除は、当初申告時に「損金算入方式」と「税額控除方式」の選択制となっており、当初「税額控除方式」を選択して3年の繰越期限内に控除を受けられないと、全額社外流出となり損金算入も受けられない制度となっている。

繰越期限に「3年」という制限が設けられている条件下で、予測のつかない選択を強いられ、かかる税負担が生じるのは本来公平であるべき税負担の観点から好ましいものではない。このような納税者不利の制度については是正が必要と考える。

少なくとも期限切れとなった年度に自動的に損金算入を認めるべきである。

- ・ 納税した外国法人税のうち控除額に限られる結果、二重課税の状態が発生しているため、税額控除枠の拡大（控除限度額の拡大、控除限度額、控除余裕額の繰越期間延長）を要望する。
- ・ 所得に係る外国税金はその属性として損金であり、タックスレシートが徴収できない等の理由により外国税額控除の適用を受けられなかった外国税金については損金算入を認めるべき。
- ・ 法人税率の引下げにより、相対的に外国税額の控除機会が低下している。実効税率引き下げが進む中、国外の源泉税率は固定的であることを踏まえると将来的にこの控除機会の低下はより顕著になることが予想される。二重課税を防止する外国税額控除の趣旨に鑑み、控除機会が制限されないよう3年の繰越期間について検討するべきである。

2) 外国法人税の課税標準額を国外所得に算入する規定の導入

【理由】

- ・ 租税条約がない国等に於いて、相手国等の税法に於いて適正に外国法人税が課され、かつ、本邦でも課税される性質の所得（キャピタルゲイン等）は国外所得に該当する規定を導入すること。二重課税の排除を行うには適正な国外所得金額の把握が不可欠であり、二重課税の排除の適用に当たっては租税条約の締結の有無は本来関係のないものである。従い、相手国等の税法に於いて適正に外国法人税が課されるものについては制度の趣旨に照らし国外所得とする取扱いを明確化することを要望する。

3) 外国税額控除における控除限度額計算の簡便化等

【理由】

- ・ 国外所得計算の廃止（＝限度額概念の廃止）あるいは、本邦記帳の費用の内外区分判定の明確化を要望する。

国外所得計算は、実務上の取り扱いが明確ではない論点が多く、かつ、財務会計帳簿からの集計が困難である計数も多いため、納税者と当局との無用な議論を生む土壌となっている。

二重課税排除の手段として外国子会社配当益金不算入が主流となりつつある昨今、実地調査リソースの不足など、当局サイドのニーズもあるはずであり、納税者有利な面を調整するのは、高率負担割合の拡充など控除対象外税に対する直接の抑制で十分。

高率負担割合の拡充も、難解な計算を伴っては意味がなく、国毎に一定割合をカットするなど、合理的でわかりやすいルールメイキングが必要。

仮に限度額計算を残す場合、本邦記帳の費用は、国内外区分の指針がない。指針の早急な策定が求められる。

4) 海外支店所得の免税

【理由】

- ・ 内国法人の海外支店所得につき、外国子会社配当の益金不算入制度と同様、免税（所得から除外）とすることを要望する。

銀行は規制上、支店形態での海外進出が多く、海外子会社形態（国外所得免除）との課税上の不公平が存在することから、税制のイコールフットイングを図る必要がある。また、平成26年度税制改正の帰属主義（AOA）導入による支店帰属所得の算定議論の解消しており、海外支店所得の免税に向けては国際課税上の大きな障害はないものとする。

5) 投資信託に係る外国税額控除制度の改善、要件の見直し

【理由】

- ・ 投資法人が海外不動産に投資する際に、海外で支払が発生する外国税額について、投資主の配当金受取方式を問わず、外国税額控除の適用が受けられる措置を講じることを要望する。

現行制度では、投資法人が海外不動産に直接投資している場合における不動産所得等に係る外国税額と、海外SPCを経由して投資している場合における海外SPCから投資法人への配当に係る外国源泉税額は、投資法人が投資主に分配金を支払う際に徴収する国内源泉所得税を限度として、その国内源泉所得税から控除できる。

しかし、投資主が配当金を受け取る方法として「株式数比例配分方式」を選択した場合、投資法人から投資主に支払われる分配金に係る国内源泉所得税の徴収義務者が証券会社等となることから、この場合には外国税額控除はできないこととなる。

配当金受取方式の違いによって外国税額控除の有無が異なるのは不合理であるため、投資主の配当金受取方式を問わず外国税額控除の適用を可能とする措置を設けていただきたい。

- ・ 投資信託等（公募証券投資信託・ETF・ETN・REIT等）に係る外国税額控除制度を見直し、投資信託等が海外で納付した外国税額について、投資信託等の収益の分配にかかる所得税から控除することを可能とすることを要望。

所得税法第176条や第180条の2において、投資信託等が外国で納付した税額については、その分配金に係る源泉徴収時に国内における所得税額から控除できる旨の規定があるが、公募株式投資信託や、株式数比例配分方式を選択している場合のETFやREIT、JDRの分配金については、投資信託等（外国税額を納付した者）と源泉徴収義務者（支払の取扱者である証券会社等）が異なるため、分配金に係る外税控除の適用を受けることができない。

これらの規定を見直し、外国税額を納付した者と源泉徴収義務者が異なる場合についても、投資信託等に係る外国税額を、分配金に係る所得税額から控除することを可能とすることを要望するもの。

6) 外国税額控除限度額の計算

【理由】

- ・ 控除限度額の算出は特別控除額（研究開発減税等）の控除前のベースで計算すべきである。研究開発減税の恩恵を享受すると外国税額控除額が減るようでは、政策減税のインセンティブにならない。二重課税排除の制度と政策減税は別物であるべき。

- ・ 例えば、非課税所得に対応させる費用など合理的に行うとされる計算方法について何が妥当かを疎明する

のは納税者側の大きな負担となっている。

合理的とされる考え方について、一定の指針を示していただく必要がある。

7) 納税証明書のデータ保存

【理由】

- ・ 納税証明書が海外からPDF等で送られてくることがあるが、PDFをそのままデータ保管が可能であることを明確にして欲しい。

8) 一括限度方式の堅持

【理由】

- ・ 外国税額控除制度については、一括限度方式を堅持することを要望する。

(3) 外国子会社合算税制

1) 改正をふまえた国内法制にかかる意見（全般）

【理由】

- ・ 今後、BEPSプロジェクトを踏まえた新制度が適用されるが、新制度の課税対象取引等の具体的な説明を丁寧に行ってもらいたい。
- ・ 平成29年度に改正された外国子会社合算税制の適正化を図り、取り扱いの明確化、二重課税の排除、事務負担の軽減、並びに前年度の積み残し事項への対応を要望する。

我が国の外国子会社合算税制は平成29年度税制改正により複雑化・煩雑化し、現状においても取り扱いが明確にされていない事項が数多く残されている。情報収集に多大な事務負担が生じる一方で、納税者の予見可能性は著しく損なわれることとなり、延いては我が国の企業の国際的な事業展開や競争力を阻害する懸念がある。また、例えば他国のCFC税制との二重課税の調整の仕組みなど、制度の適正化に向けた改正も必要と考える。加え、買収直後の外国子会社において生じる株式の譲渡損益を部分合算の対象から除外する検討など、前年度の積み残し事項についても引き続き対応をお願いしたい。

- ・ 平成29年度税制改正では、外国子会社合算税制の見直しが行われ、保険業を営む実体のある子会社等を「外国金融子会社等」と定義し、外国子会社が「外国金融子会社等」に該当する場合は金融所得を合算課税の対象外とする新たな枠組みが定められました。

一方、英国ロイズに進出する子会社や海外で保険事業グループを統括する保険持株会社においては、制度趣旨に合致しているにもかかわらず、「外国金融子会社等」の範囲に含まれることが明確にされていない等、金融所得が合算課税の対象となるおそれが生じています。

正当な経済活動に対して、制度の趣旨・目的を超えた過度な課税や事務負担の増大が生じることのないよう、制度の詳細については損害保険ビジネスの実態を踏まえた十分な議論を行い、改正法の施行前に所要の手当てが行われることを要望します。

- ・ 特定外国子会社の定義、受動的所得の定義が複雑になりすぎ、事務負担が膨大になっており、パナマ文書の例でも、本邦の大企業会社では悪質な租税回避は殆ど見当たらない。大企業については、旧税制に戻すなど、抜本的な簡素化が必要である。

2) 外国関係会社の判定（ホワイトリスト・ブラックリスト方式の導入）

【理由】

- ・ 税制の簡素化及び事務負担軽減の為、諸外国における法人実効税率引き下げの動向を踏まえ、ホワイトリスト制度を導入することを要望する。
- ・ オーバーインクルージョン防止の観点から、適用免除国を明示したホワイトリスト等の活用も検討すべきである。
- ・ トリガー税率を廃止し、ホワイトリストorブラックリストに変更することを要望。海外子会社全社の実効税率を毎年確認する必要がある、事務負担が甚大。各国間で税率の引下げ競争もあり、今後更に対象の拡

大も想定されることから、対象国の明確化を強く要請する。

- ・ 租税回避に利用される可能性が低い国や地域については、一律外国子会社合算税制の対象から除外するホワイトリストを導入することを要望。

3) 外国関係会社の判定（その他）

【理由】

- ・ 外国関係会社の該当判定が（当該会社の）事業年度終了時の現況により行われる。一方で経済活動基準の判定、課税対象金額の計算等については、合算所得の発生に応じた基準により判定、算定することを要望。事業年度の途中で事業を廃止する場合の特定外国子会社の該当性が不明確である。外国関係会社のステークホルダーの一部が事業年度途中においてExitした場合に、現状の条文上、Exitしたステークホルダーが合算課税の対象から外れる一方、残るステークホルダーに課税対象金額が寄せられ不合理な課税が生じるため。

4) 外国関係会社の判定に係る株式保有割合の緩和

【理由】

- ・ 外国子会社合算税制の適用を受ける内国法人の判定について、内国法人による外国関係会社の株式等保有割合の要件を10%以上から20%以上に引き上げることを要望。内国法人の保有率が低い外国関係会社に関しては、影響力を有しておらず、会計上も連結対象となっていないことから、情報収集をすることが困難であり、申告書作成実務の負担が非常に重くなる懸念がある。

5) 経済活動基準（事業基準の廃止等）

【理由】

- ・ 平成29年度税制改正により、外国関係会社の受動的な所得を広範に捕捉する仕組み（キャッシュボックスの全部合算制度の導入、経済活動基準を満たす外国関係会社の受動的所得（資産性所得）の部分合算制度の範囲拡大）が整備されたことを踏まえると、外国関係会社の主たる事業のみに着目して全部合算の対象とする事業基準の存在意義は失われている。また、事業基準は、主たる事業の判定という不確実性の高い主観的な要素を孕んでおり、複数の事業を行っている場合に実体ある事業からの所得まで合算課税を課すという不合理な結果（オーバーインクルージョン）を招き兼ねかねないものであることから、事業基準の廃止を要望する。また、仮に事業基準の廃止が難しい場合でも、オーバーインクルージョン防止の観点から、主たる事業の判定について整備することを要望する。具体的には、一過性のキャピタルゲイン/ロスといった特殊要因や、短期的な景気変動の影響等によって主たる事業の判定が歪むことを防止するため、主たる事業の判定においては外国関係会社の収入や所得ではなく、経営資源の投下状況（投下資本、従業員の従事割合、事業活動に係る費用等）に着目することとして頂きたい。
- ・ 事業基準を廃止することを要望する（廃止されない場合でも、事業基準の判定要素を経営資源の投下状況に着目した基準とすること）。外国関係会社の受動的な所得を広範に捕捉する仕組みが整備されることを踏まえると、外国関係会社の主たる事業にのみ着目して全部合算の対象とする事業基準の存在意義は失われている。

6) 経済活動基準（明確化・緩和等）

【理由】

- ・ ペーパーカンパニー該非判断に資するよう、特に持株業について実体基準と管理支配基準の明確化をお願いしたい。持株業については主たる事業を行うに際して大規模な事務所は必要なく、従業員が日々行うべき業務も限定的であることから、そのような事業特性に見合った事務所や管理支配の実態があれば十分であることを確認したい。
- ・ 関連者取引基準は、特定外国子会社等が事業実体があるのかどうかを客観的な指標で判定する趣旨で導入されたものと理解している。外国子会社が、一定の従業員を有し、事業の用に供するための事務所・固定資

産等を保有し、本店所在地で経営の意思決定を行っているなどの会社としての実体がある場合、関連者取引基準でテストを行う必要があるのか疑問である。そのため関連者取引基準の撤廃をお願いしたい。

- ・ 清算プロセスの間は、経済活動基準を満たすことは出来ず、合算課税の対象となる場合がある。国によっては清算プロセスが長期に及ぶ場合があるが、それは租税回避を目的としている訳ではない。そのため、元々が経済活動基準を満たすことが出来る法人が清算プロセスに入った場合は、合算課税の対象外にする等の手当てをして欲しい。
- ・ 外国子会社が保有する子会社株式を清算に伴い現物分配する際に、合算課税が発動しないよう手当をお願いしたい。

外国会社を買収した後に不要な中間持株会社を清算して当該持株会社傘下の子会社株式を資本上位の法人に現物分配し、資本関係をより日本親会社から近いものとする再編を行うことを検討するケースが多いが、その際に合算課税がハードルとなり実行ができないケースがある。外国子会社へのガバナンスが日本企業の経営課題となりつつある現在、合算課税がハードルになることは極力介すべきである。租税回避への懸念があるのであれば、簿価承継を義務づける等の立法上の手当をすることにより解決が可能なのではないか。

- ・ 租税回避が目的ではないにもかかわらず、合算課税対象となるケースが発生しているため、経済活動基準のうち、卸売業の非関連者基準（非関連者取引50%超であれば適用除外）を30%程度へ引き下げを要望する。
- ・ 事業基準について、（航空機リースにおける）現地の役員/従業員が「通常必要と認められる事業のすべてに従事していること」という定性基準について、業務の遂行に際し、外部専門家へ業務委託している場合でも当該基準に抵触することはない旨を明確にすることを要望する。

人件費に対する業務委託比率という定量基準が課されていることから、過剰でない範囲で外部専門家への業務委託が認められていることは明らかと思える。定性基準で「すべてに従事していること」という文言があり、業務委託が一切認められないようにも解釈できてしまうため、外部専門家への業務委託を活用している場合でも本基準に抵触しないことを明確化頂きたい。

- ・ 指定7業種については、非関連者基準により適用免除が充足されるが、当該業種であっても所在地国内の関連者取引を除外することを要望。

指定7業種は国際的な活動が容易であることから、所在地国基準に替え非関連者基準が用いられているが、その場合、所在地国で完結する（所在地国で事業を行う必然性がある事業）まで適用免除基準から外れてしまうため。（eg.国内の関連企業との取引に特化する証券業）

- ・ タックスハイブン対策税制の適用除外の措置を受けるためには、事業基準（主たる事業が株式等の保有でないこと）を充足する必要があるが、不動産デベロッパーの海外子会社がSPCを通じて海外の不動産開発・保有を行う場合、形式的には当該海外子会社はSPCの株式保有を行うことになるため、主たる事業が「株式保有」となり、タックスハイブン対策税制上の適用除外要件を満たすことができない。しかし、海外における不動産開発・保有事業においては、SPCを利用して不動産事業を行うことは、有限責任のメリットを享受し、流動性を高めて機動的な処分を可能とする至極一般的な事業スキームである。また、一部の国においては現物不動産を外国人が直接保有することができないこともあり、SPCを通じて保有せざるを得ないケースもある。現行の本邦税制は、日本企業の国際競争力の阻害要因となっていることから、親会社たる日本企業の主たる事業が、その海外子会社の主たる事業と同一である場合、SPCを通じた事業であっても、事業基準を充足しているものと認定される様、制度改正を望む。
- ・ 既進出国で実態あるビジネスを行っている場合でも、進出国の税制改正によりタックスハイブン税制の対象になるケースが生じる。また、「主たる事業」の判定に曖昧さがあるため、「租税回避目的でなく、経済的合理性のある事業を子会社自らが能動的におこなっている場合には、本制度の対象外とするよう改正を要望する。
- ・ サービス業を営む法人が所在地国基準を満たすかどうかは、その役務の提供地（役務を提供する者の所在地）で判定するものと考えられるが、役務の提供を受ける者の所在地により判定すべきとする意見もあることから、明確化を望む。

7) 受動的取得の合算課税

【理由】

- ・ グループ会社間による外国子会社株式の持ち合いのケースは、税法上想定されている投資所得ではないため、経済実態から受動的所得に該当しないと考えられる。そのため、特定外国会社による持分割合が25%未満であっても、グループ合計の持分割合が25%以上の子会社からの配当は、受動的所得とならないようにすることを要望する。
- ・ 内国法人においては、(一定の制限があるものの) 利子所得を得るために要した支払利子を損金算入することが認められているため、部分対象関係会社においても同様に支払利子の控除が認められることを明確にすべきである(受動的所得として受取利子や有価証券譲渡損益が部分合算される場合、貸付原資と支払利子や当該受取利子を稼得するために要した間接費用の控除を認める等)。また、過大な合算課税の排除の観点からも重要である。
- ・ 化石燃料同様、鉱物資源の資金負担も多額となるケース多く、25%以上出資を満たせないケースが多々ある。適用対象金額から除外される受取配当に係る保有割合要件(25%以上)において、化石燃料に関しては軽減措置(10%以上)が適用されるが、本邦への資源・エネルギーの安定供給確保の観点で、鉱物資源も軽減措置の対象に含めて欲しい。
- ・ 事務負担軽減の観点から、適用対象金額についても外国関係会社の税引き前利益等に基づくデミニマス基準を導入頂きたい。
- ・ 合算所得から控除される株式保有割合25%以上の子会社等からの配当の判定にあたっては、株式を保有する外国関係会社の単位ではなく、グループ全体を合計した持分割合で行うこととするを要望。
親会社が直接配当を受け取った場合に免税となる配当はそもそもBEPSリスクは無く、合算対象となる剰余金の配当等の範囲が拡大されたことも踏まえ、株式保有割合の判定は外国関係会社単位ではなく、親会社保有も含めたグループ全体の持分割合で行うべきである。
- ・ 平成29年度改正により、株式持分割合25%未満の法人の株式等からの配当及び譲渡所得が合算課税の対象とされているが、この判定はグループ全体の持分割合で行うこととする改定を要望する。
- ・ 鉱物資源の採取は化石燃料採取事業と同様のケースが多く存在し、また化石燃料のみならず鉱物資源の確保も日本にとって重要であり、係る政策目的からも持分割合10%で配当非課税となる資源投資の範囲を拡大して頂きたい。
- ・ グループ経営においては、直接保有も間接保有も経済的な差異はなく、とくに国外地域統括会社経由での間接持分と合わせると100%支配の関係にあるような場合には、実質100%保有と考えられる。そのため、「受取配当金」及び「有価証券譲渡益」については、持株割合25%以上の株式等に係るものが一定の受動的所得から除かれている。この25%以上であるか否かの判定については直接保有のみならず間接保有の割合も含めることを認める改正を要望します。
- ・ 一定の受動的所得の内、配当及び有価証券の譲渡損益について、株式保有割合25%未満の株式等に該当するかの判定は、株式を保有する部分対象外国関係会社毎ではなく、グループ全体を合計した持分割合で行うこととするを要望する。
現地法規制により現地法人からの出資が必要になるケースがある。本ケースにおいては、租税回避目的でないにもかかわらず、当該現地法人において25%未満の出資先からの配当等が課税されてしまうが、当該所得はグループで稼いだ所得であり、受動的所得とは言えない。よって、グループ全体で持分割合が25%以上であるならば、当該持分に係る配当及び有価証券の譲渡損益は部分合算されるべきではない。特に平成29年税制改正により一定の受動的所得の範囲が拡大したことから、経済実態に即した課税となるよう措置することの重要性も増しているのではないかと。
- ・ 持分割合10%以上で配当が全部合算/部分合算の対象外となる資源投資の範囲に、鉱物資源の採取を行う会社を追加することを要望する。
化石燃料採取事業については、各種リスクの遮断、投資パートナーの反映等の事業上の理由に基づいて、投資SPCを経由するケースが多いため、条件が緩和されているとの理解だが、鉱物資源採取事業においても、同様のケースが多く存在する。また化石燃料のみならず鉱物資源の確保も日本にとって重要であり、係る政策目的からも持株割合10%で配当非課税となる資源投資の範囲を拡大して頂きたい。

- ・ 財産の処分方針の概ね全てを決定できることにより実質支配と判定される場合、適用対象金額全額ではなく、持分比率に基づいて算出した課税対象金額を合算することを要望する。
平成29年度税制改正により、内国法人によって実質支配されている外国関係会社については、株式保有割合等に関わらず、当該内国法人において当該外国関係会社の課税対象金額の100%を合算することとなった。しかし、内国法人が財産の処分方針を決定できるに過ぎない場合、外国関係会社の利益の全てがその当該内国法人に帰属するわけではないことから、当該外国関係会社の課税対象金額も株式保有割合等に基づいて算定すべき。このような場合に当該内国法人に100%の税負担を課すことは、経済実態を伴わない不合理な課税である。
- ・ 旧措置法施行令の第三十九条の十七の二 第4項には部分適用対象金額の計算のうち、債券利子に対して、「法第六十六条の六第四項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特定外国子会社等が当該事業年度において支払う負債の利子の額の合計額に、前項第一号に掲げる金額のうちに当該特定外国子会社等が当該事業年度終了の時に有する債券（同条第四項第二号に規定する利子の額に係るものに限る。）の前項第一号の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額の占める割合を乗じて計算した金額（当該負債の利子の額の合計額のうち同条第四項第二号に規定する直接要した費用の額の合計額として同号に掲げる金額の計算上控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）とする。」という負債利子控除の規定があったが、改正で上記の条文が廃止されたため、同内容の条文を復活させてほしい。理由は下記の通り。
 - 上記について、昨年に削除された理由が不明瞭であること
 - 受動的所得たる債券利子から、プロラタ計算で間接的な支払利子を控除すること（即ち旧法の規定及び考え方）は一定の合理性があると考えられること
- ・ 「受取利子の額を得るために直接要した費用」には、例えば貸付原資に負債による調達が含まれることが明確な場合、当該負債に係る利子も控除対象となることを明確にして頂きたい。
内国法人においては、（一定の制限はあるものの）利子所得を得るために要した支払利子を損金算入することが認められているため、部分対象関係会社においても同様に支払利子の控除が認められることを明確にすべきであると考えます。
- ・ 特定外国子会社の該非判定で使用する外国関係会社の税負担率の算定上、分母に加算する非課税所得の判断基準を法令上で明確化することを要望する。
外国関係会社の税負担率の算定で使用する所得金額は、外国関係会社の本店所在地国の法人税に関する法令の規定により計算した金額に、当該法令により当該法人税の課税標準に含まれないこととされる金額等を加算した金額と規定されている。しかし、分母に加算する非課税所得に該当するかどうかの判断が困難な場合があるため、法令上で具体的な判断基準を明確化すべきである。
- ・ 受動的取得として受取利子や有価証券譲渡損益が部分合算される場合、当該受取利子を稼得するために要した間接費用の控除も認めて頂きたい。受取利子や有価証券譲渡損益には少なからず間接費用が伴っており、当該間接費用が控除されない場合には過大な合算課税が生じてしまうため、間接費用も控除されるべきと考える（明確な紐付けが無い事を勘案し、一定の合理性が担保される方法で間接費用の金額を見積もることが出来ることとする）。
出資割合50%以下の関連者にも幅広くグループファイナンスを行っているため、関連者等の定義は内国法人から直接・間接に10%以上出資を行っている外国法人とするべき。グループファイナンスにおける実際の貸付先は措法に規定される関連者よりも広く、グループファイナンスの実体に平仄を合わせる観点からも改正を要望するもの。
- ・ 除外されるグループファイナンスに係る利子等の要件である「通常必要と認められる業務のすべてに従事している」ことに関して、以下の点を明確にして頂きたい
 - 一定の業務委託がなされていることが通常の業務である場合、そのような慣行は、通常必要と認められる業務の範囲に含まれること
 - 内国法人に承認を求めるとや、協議・報告を行うことの実態があるとしても、そのことだけでは通常必要と認められる業務に該当しないことにはならないこと
 - 一般的な貸金業と同等の機能が無い場合においても、外国に設立する事業上の理由が認められる場合には、

合算対象から除外して頂きたい

- 親会社がグループ全体の方針の決定や債務保証をしているという事実があるとしても、そのことだけでは通常必要と認められる業務のすべてに従事していないとはならないこと

企業グループのグループファイナンス会社においては、一般的な貸金業者が有する利率の決定機能等を必ずしも有しているとは限らない。例えば、グループ内の事業会社の与信リスク等は日本親会社が集中管理し、グループファイナンス会社においては地場金融機関との交渉や域内事業会社への融資を実行するなどの形態が考えられる。こうした場合におけるグループファイナンス会社は、企業グループの資金効率の最適化のために立地・時差・通貨などによる影響を最小化する目的で外国に設立されたものであり、事業上の明確な理由があることから、その利子所得は合算の対象から除外されるべきと考える。

- ・ グループファイナンス会社は、企業グループの資金効率の最適化のために立地・時差・通貨等による影響を最小化する目的で外国に設立されたものであり、事業上の明確な理由があることから、その利子所得は合算の対象から除外されるべきである。除外されるグループファイナンスに係る利子等の要件である「通常必要と認められる業務のすべてに従事している」ことについて明確にして欲しい。
- ・ 外国子会社合算税制においてグループ内の資金効率化という明確な事業上の理由に基づき活動するグループファイナンス会社の利子所得については、その業務を全てアウトソーシングしている場合も含め、会社単位の合算或いは部分合算対象から除外すること。

8) 会社単位の合算課税

【理由】

- ・ 特定外国子会社等の判定基準となる租税負担割合が20%以下から20%未満に改正されたが、法人税率引き下げにより法定実効税率が20%未満となる国が多くなっている現状に鑑み、更に租税負担割合を緩和すること。
- ・ 平成29年度税制改正においてペーパーカンパニー等に対する合算課税について、租税負担割合が30%以上の場合は適用対象外と定められた。しかしながら、一般的に、軽課税国におけるペーパーカンパニー等の設立による租税回避行為がほとんどであると考えられるから、企業の事務負担を軽減するために、当該租税負担割合の閾値の再検討をお願いしたい（20%未満にする等）。
- ・ 税制の簡素化及び事務負担軽減の為、諸外国における法人実効税率引き下げの動向を踏まえ、軽課税国判定のトリガー税率を本邦法人実効税率の半分とすることを要望する。
- ・ 特定外国子会社等の判定基準となる租税負担割合が20%以下から20%未満に改正されたが、法人税率引き下げにより法定実効税率が20%未満となる国が多くなっている現状に鑑み、更に租税負担割合を緩和すること。
- ・ 諸外国における法人実効税率の引き下げの動向及び平成29年度税制改正を踏まえ、今後実務において確認が必要となる会社数が大幅に増える可能性がある為、税制の簡素化及び事務負担軽減の観点から、対象となる外国関係会社の足きり基準の引き下げ（基準（税率20%以上）を本邦法人実効税率の半分を要望）に加え、ペーパーカンパニー等の特定外国関係会社の足きり基準（税率30%以上）についても、本邦法人実効税率に合わせて適宜見直しをおこなうことを要望。
- ・ ペーパーカンパニーの定義について、特に持株会社について、以下を明確化することを要望。
 - 「主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設」について、賃借等による所有問のないものである事実、又は複数の会社で事務所スペースを賃貸借契約又は、業務委託契約等によって賃料を共同で負担することにより、同一の事務所を共有している事実があるとしても、そのことだけでは法第66条の6第2条第2項イ（1）を満たさないことにはならないこと
 - 使用人または役員が兼務者であるとしても、そのことだけでは同項イ（2）を満たさないことにはならないこと

ペーパーカンパニーの定義については幾通りもの解釈が可能であり、担当者次第では過度な税務執行が予想される。よって納税者による予見可能性の確保および課税当局による恣意的な課税の防止の観点から、明確化を要望するもの。特に純粋持株会社は、主たる事業を行うに際し、大規模な事務所は必要なく、従業者

が日々行うべき業務を限定的であることから、そのような事業特性に見合った事務所が管理・支配・運営の状況が求められることを明確頂きたい。

9) 買収により取得した海外子会社の取り扱い

【理由】

- ・ 完全支配関係を有する特定外国子会社等から内国法人へ現物分配について、課税繰延べの取扱いを認めること（租税負担割合及び課税対象金額の計算上、非課税所得として足しこむべき所得から現物分配に伴う譲渡益を除外する）を要望する。

海外での買収案件では事業スキーム整理のため組織再編を行う場合が想定されるため、株式取得後に予定される組織再編等が終了するまで合算課税の猶予を認める、もしくは買収後の一定期間の間、組織再編にかかるキャピタルゲイン等について合算課税の対象外とする。これが実現されない場合は、買収を実施した翌事業年度からの合算開始とすることを要望する。

欧米の企業グループを買収した場合、多くのSPCを介在させた投資スキームが採用されているケースが多い。BEPSプロジェクトの進展により、日本企業としては余計な税務リスクの排除のためにこのようなSPCを清算する強いニーズがあるが、清算時に合算課税が発生することが投資スキーム見直しの足枷となっている。これは、日本企業による海外投資の阻害要因となり、日本企業の競争力の低下を招くものであることから、政策的にこのような障害を排除すべきである。

- ・ 海外企業グループを買収した場合、多くのSPCを介在させた投資スキームが採用されるケースが多いが、本邦企業として不透明な税務リスクの排除や事業投資管理上の効率化などの観点から、事業再編を行い、不必要なSPCを清算する強いニーズがあるものの、現行CFC税制では清算時のキャピタルゲイン等が発生した場合、合算所得が生じる為、事業再編の実行における足かせとなっている。これらは結果的に日本企業の国際競争力の低下を招くものであることから、政策的にこのような障害は排除すべきである。
- ・ タックスハイブン合算税制の適用時期について、現行制度では株式取得後に即時適用されるが、多国籍企業を買収する場合、株式取得以前に税制適用有無の判断に必要な情報を取得することは実務上困難である。またグループ内でのシナジーを最大化するため、買収後に組織再編・資本関係の整理を実施することが一般的であることから、買収企業が意図せぬ合算課税が生じる恐れが高い。従ってイギリスにおける株式取得時の適用猶予制度のような、株式取得後の適用猶予期間の設定を要望する。
- ・ 外国法人を当該外国法人の事業年度途中で買収した場合、適用対象金額の算出においては、買収前後で事業年度を区切ることを認めること（実務負担軽減の観点から、買収の効力発生日ではなく、月初又は月末で区切ることが望ましい）を要望する。

現行税法上、新規に外国関係会社を買収した場合、適用対象金額の算出においては、当該投資先で同一事業年度内で買収前に生じた利益も合算されてしまう。特に買収前に投資先が不要な（買収対象外の）資産を移転/売却等し、多額の譲渡益が計上されるケースもあり、これらが本邦において課税されるのは不合理であり、改善要望するもの。尚、事業年度途中で外国関係会社を譲渡する場合については、当該株式譲渡の対価に売却時点までの利益が反映され、本邦で適切に課税される仕組みとなっている。

- ・ 課税の繰延特例が認められればグループとしてのシナジー効果向上のための機能統合等グループ内組織再編が実施し易くなり、我が国企業の国際競争力強化につながる。そのため、買収後の組織再編から生じる子会社株式譲渡益（キャピタルゲイン）の合算対象所得からの課税繰延特例を講じていただきたい。
- ・ グループ内組織再編から生じる海外子会社の株式譲渡益など税源侵食や租税回避と言えない取引を適用除外とすることを要望する。

10) 二重課税調整規定の拡充

【理由】

- ・ 外国関係会社の所得に対し、他の国がCFC課税を適用した場合の当該他の国における課税額について、本邦において外国税額控除の対象とすることを要望する。

BEPSプロジェクトにより、各国においてCFC税制の立法/強化が進む可能性があり、特定の外国関係会社に対し、複数の国がCFC課税を行い、二重課税となるリスクも増大している。一方、斯様な二重課税は

排除されるべきであり（BEPS最終報告書にも記載の通り）、制度整備を要望する。

- ・ 経由法人所在国がCFC課税を課す場合、租税負担割合や外国子会社合算税制上の外税適用金額にその旨を織り込む。

①租税負担割合の分子の税額に、経由法人がCFC税制により課された税額を含める

②実際に合算所得が生じる場合、経由法人がCFC税制により課された税額をTH外税の適用額に含める

本邦以外の国でCFC税制の適用を受けた場合に生じる二重（重複）課税について、国内法上でなんらかの措置を講じる必要があると考える。

- ・ 措法66の8の規定は、当期及び過去10年間に合算課税された所得からの配当の二重課税を排除するための規定であるが、合算課税前の所得から配当をする場合（たとえば、進行期の所得を原資に期中配当を支払う場合）には適用されない。

平成21年度税制改正前においては、このような配当を「特定剰余金配当等」と定め、この配当に係る二重課税の調整規定が設けられていたが、平成21年度税制改正後にはこのような措置が講じられていない。特定外国子会社等が合算課税前の所得から配当をする場合にも二重課税が生じないよう、規定の整備が望まれる。

11) 当初申告要件の撤廃

【理由】

- ・ 一定の要件を満たす受取配当金額を基準所得金額から控除するための受取配当金の明細書について、当初申告要件を撤廃することを要望する。

平成29年度税制改正により、対象外国関係会社が経済活動基準を満たすか否かについては、当初申告要件（確定申告書の添付要件）が撤廃され、納税者側に国税職員への書類提出要件（及び推定規定）が導入されている。基準所得金額の算定上控除される子会社配当の明細についても、当初申告要件を撤廃して頂きたい。

(4) 外国子会社配当益金不算入

1) 益金不算入割合の引き上げ（全額）

【理由】

- ・ 受取配当に対する課税は二重課税であるので、外国子会社から受け取る受取配当金について、持ち分の要件・益金不算入割合を撤廃し、全額益金不算入とすることとし、制度の改正をお願いしたい。
- ・ 現状海外子会社からの受取配当金の95%部分が益金不算入となっているが、国内への利益還流を促すため、全額を益金不算入とすることを要望します。
- ・ 配当支払法人/受取法人間での二重課税解消のため、益金不算入割合を現行の95%から100%に拡充すべきである。
- ・ 現行、外国子会社配当は95%が非課税、5%が課税の取り扱いとなっている一方、国内の完全子会社からの配当は100%が非課税の取扱いとなっており、国内外で配当の取り扱いが異なっている。課税とされる5%分は概算経費として益金算入とされているものの、その根拠も不明確であり、また二重課税を完全に排除する観点から、外国子会社配当の益金不算入割合を現行の95%から100%に引き上げるべきである。
- ・ 日本への資金還流促進という観点から、国内100%子会社同様、受取配当金の全額を非課税とするよう要望する。

2) 出資比率要件の引き下げ又は廃止

【理由】

- ・ 受取配当等益金不算入の適用要件の見直し（直接持分割合が25%未満の外国子会社であっても、グループ合計の持分割合が25%以上の子会社からの配当は、益金不算入の対象とする）を要望する。

グループ会社間による外国子会社株式の持ち合いのケースは、税法上想定されている投資所得ではないため、経済実態から益金不算入とすることが合理的である。

- ・ 配当支払法人/受取法人間での二重課税解消のため、出資比率の制限なしに全額益金不算入とすべきである。
- ・ 外国子会社配当の益金不算入にかかる持分保有要件を現行の25%から引き下げを要望する。
二重課税の防止・国際的な競争力の確保の観点から、現行の25%以下に引き下げるべきである。
- ・ 特定資源以外に対する海外投資についても、二重課税の適切な排除という観点及び外国子会社配当益金不算入制度導入の趣旨に加えて、同様の制度を持つ海外主要国の持分保有要件（英、独：比率要件なし、仏、蘭：5%、ベルギー：10%）とのイコールフットイングの観点から、現行持分保有要件である「25%以上」を海外主要国水準に引き下げを要望する。
- ・ 資源の乏しい我が国にとって、国外での資源の安定的な供給先の確保は極めて重要であり、天然資源確保のための投資は必要不可欠なものである。一方、天然資源の権益を取得する為の投資金額は巨額であり、持分あるいは権益の25%以上を取得することは困難を伴う。
本邦への安定した資源供給の観点から、特定資源（天然ガス・石油等）に対する海外投資については持分保有要件を廃止し、外国子会社配当益金不算入制度の対象とすることを要望する。
- ・ 資源の乏しい我が国にとって国外での資源の安定的な供給先の確保は極めて重要であり、天然資源確保のための投資は必要不可欠なものである。一方で、天然資源の権益を取得するための投資金額は巨額であり、持分或いは権益の25%以上を取得することは困難を伴うため、特定資源（天然ガス・石油等）に対する海外投資については、持分保有要件を廃止するか、外国子会社合算税制における化石燃料投資の取扱いと同様に持分保有要件を10%以上に対して海外配当益金不算入制度の適用対象とすることを要望する。

3) 名義株に係る外国子会社配当益金不算入制度の適用

【理由】

- ・ 名義株の取扱いは、税務上、実質主義に基づいてその真実の株主を株主として取り扱うこととされており、内国法人受取配当益金不算入に係る通達（法基通3-1-1）や完全支配関係法人及び支配関係法人の判定（法基通1-3の2-1）、同族会社の判定（法基通1-3-2）、タックス・ヘイブン税制における外国関係会社の判定（措基通66の6-2（注））等で明らかにされている。
外国子会社配当益金不算入制度における外国子会社の判定に際しても、名義株は実際の権利者を株主とする取扱いを通達として明文化することが望まれる。

(5) 租税条約等

1) 二国間租税条約の新規締結・改正の推進

【理由】

- ・ 二重課税防止のため、また、弊社と取引関係があるアルゼンチン、ベネズエラ、エクアドルと租税条約を締結を要望する。
- ・ 機器の賃借を使用料として源泉徴収を課するインド等との租税条約を改訂し、使用料の対象外とすることを要望。
- ・ 投資・経済交流促進の観点から、投資先国における投資所得（配当・利子・使用料）に係る源泉地国課税の軽減又は免除を盛り込んだ租税条約の見直しを期待する。
特に、親子間配当に係る源泉税免除を備えた租税条約の改定や、技術交流促進の観点から、使用料（インド及びパキスタンの「技術上の役務に対する料金」を含む）に係る源泉税免除についての改定を要望する。
- ・ 外国子会社配当益金不算入制度の対象となる外国子会社等は、持株比率25%以上とされているが、日米、日豪、日伯、日蘭、日カザフスタン（いずれも10%）、日仏（15%）租税条約においては持株比率要件が緩和されている。新規締結及び既存の条約の改定に際しては当該持株割合の引下げを促進することを要望する。
- ・ インドにおいては技術的役務に対して源泉税が課されている為、条約の改定を推進してもらいたい。
- ・ 二重課税防止のため（過去に問題発生はしていないが、今後の予防として要望）下記の通り租税条約の改定を要望する。
- ・ 対应的調整規定を追加すべき（ロシア、ブラジル、インドネシア、中国）

- ・ 仲裁手続条項を導入すべき
(アメリカ、ニュージーランド、オランダ、ポルトガル、イギリス、スウェーデン、ドイツ、チリ、スロベニアを除く全締結国)
- ・ 中国ではPE認定され、他国同様のやり方で生準業務が継続できない状況のため、下記の改定を要望する。
 - 日中租税条約第5条5項 PEに関する判定基準の改定
 - 技術ライセンス契約、生製準支援契約に基づく有償出張の取り扱い見直し
(6ヶ月以上継続する業務に係る有償出張は、技術ライセンス契約、生製準支援契約に基づくものであってもPEと判定。)
 - 事業活動期間のカウント方法見直し(月数ではなく、日数でのカウント)
(役務提供を1箇月の内に1日だけ行ったケースでも1箇月と判定。)
 - 役務提供の判定基準見直し
(現状は業務内容ではなく、人が介在しているか否かで役務提供と判定。)
- ・ 現在、わが国の租税条約ネットワークは97ヶ国・地域(平成28年7月)を数えるが、100ヶ国以上に及んでいるイギリス、フランス等に比べるとなお後れをとっていると言わざるを得ない。租税条約は国際的な事業活動のインフラであり、近年の経済活動のグローバル化に伴う移転価格税制適用による国際的二重課税の解消を図る重要な手段である相互協議も租税条約の存在が前提となるため、未締結国との締結促進が急務であることから未締結国との締結を促進することを要望する。
- ・ 租税条約は、国際的二重課税の解消や投資・経済交流の促進を図るための重要な手段であるため、未締結国との租税条約締結を推進していただきたい。特に、資源確保という観点では、ペルー・ボリビアなどの南米地域諸国や、ソロモン諸島、アフリカ地域諸国との条約締結に向けた取り組みをお願いしたい。

2) 配当に係る源泉所得税の引き下げ、減免規定を定める租税条約の締結促進

【理由】

- ・ 既存の条約についても、更なる投資交流の活発化に向けて、配当等に係わる源泉税課税の撤廃ないしは大幅軽減を盛り込んだ日米や日蘭租税条約をモデルとして改定を図るべきである。また、外国子会社配当益金不算入制度創設に伴い益金不算入となる配当に係わる源泉税が損金不算入となったことにより、配当に係わる源泉税率が高い国からの配当還流が阻害されることが懸念されるため、この面からも源泉税を撤廃する方向で租税条約の締結及び改定を促進することを要望する。

3) 貸付利子に係る源泉所得税の免除

【理由】

- ・ アジア諸国(特にシンガポール、韓国、タイ、インドネシア、マレーシア等)との租税条約改正により、日本とアジア諸国間における相互の貸付金の利子に対する源泉税を免除することを要望。
「円の国際化」において、貸付金の利子に対する源泉税免除は、日本への投資資金流入だけではなく、対外投資の活性化に寄与するため、既に日本と米・英・豪等との間では租税条約改正により、源泉税免除を行っている。
そのため、アジア地域での円投資促進のため、アジア諸国との租税条約改正による源泉税の免除を要望する。

4) 譲渡所得に対する源泉地国課税の範囲の限定・明確化

【理由】

- ・ 新規締結及び既存の条約の改定に際しては、譲渡所得について源泉地国課税が及ぶものの範囲を限定すると共にその範囲について予見可能性を高めることが重要であることから、当該取り決めに推進することを要望する。

5) 対応的調整規定・仲裁規定を備えた租税条約の締結促進

【理由】

- ・ 新規条約の締結、及び既存条約で標記両規定の存在しないものについては改定において、対応的調整の実施規定、仲裁規定を盛り込むことで、課税問題が生じた際に解決できる枠組みを整備していただきたい。

6) 相互協議の一層の効率化

【理由】

- ・ 相互協議の合意に至るまでの間は担保供託が求められる事から、相互協議が速やかに行われ、企業の負担が軽減されるよう対応頂きたい。

7) 租税条約届出書提出義務の見直し（撤廃・期限の延長・緩和）

【理由】

- ・ 租税条約の適用を受ける支払につき、「租税条約に関する届出書」の提出要件を緩和すること。
具体的には、人的役務提供事業等の対価の支払に関し租税条約上本邦にて課税されない場合の提出義務の撤廃、並びに特定国において提出が義務付けられている「特典条項に関する付表」の有効期限の撤廃を行うこと。

8) 持分保有割合の連結納税グループ全体での判定の認容

- ・ 租税条約の各条項で規定されている持分保有割合について、連結納税を採用している場合には、連結納税グループ全体での持分保有割合を基準に判定できる旨を規定することを要望する。

(6) 過大利子支払税制

1) 適用除外規定における「関連者支払利子等の額の合計額」と「支払利子等の額」

【理由】

- ・ 「関連者支払利子等の額の合計額」と「支払利子等の額の50%」を比較する適用除外規定において、「関連者支払利子等の額」については措法66の5の2②において特定債券現先取引等に係る支払利子等が除かれている一方で、「支払利子等の額」については特定債券現先取引等に係る支払利子等を除く規定はなく、両者で支払利子等の範囲が異なっている。

この理解で問題ない場合には、その旨を明確にしていきたい。

2) 過大支払利子税制における調整所得金額の計算

【理由】

- ・ 現行法上、調整所得金額は、法法40（所得税額の損金不算入）の規定を適用しないで計算することとされている。

しかし、たとえば外国法人が所有する国内不動産を譲渡した場合、譲渡対価に対して10%の源泉所得税が課税される（源泉免除証明の適用なし）一方で、法人税は譲渡益に対して課税されるため、課された多額の源泉所得税を損金に算入したままで調整所得金額を計算すると、関連者支払利子等に係る損金算入限度額がほとんど算出されない結果となってしまう。

このように課税上の弊害が生じるケースもあるため、一定の例外規定を設けるなど法令で手当てしていただきたい。

3) 市中金融機関から借り入れる際の支払利子

【理由】

- ・ 国内法人による市中金融機関からの借り入れは租税回避の為の取引とは考えられない為、対象から外してもらいたい。

(7) BEPS 勧告への対応

1) BEPS アクションプランにあたっての配慮（全般）

【理由】

- ・ BEPS 行動計画を受けて過大支払利子税制の見直しや所得相応性基準の導入が検討されているが、導入により企業の事務負担が多くなる一方、日本企業において当該制度が対象とするような租税回避案件は少ないと想定される。防止すべき租税回避が行われている実態が一定以上確認された場合のみ改正を検討することを要望する。
- ・ 平成29年度税制改正大綱において「今後の国際課税のあり方に関する基本的考え方」が示され、中期的に取り組むべき事項として「過大支払利子税制」「移転価格税制」「義務的開示制度」について、「BEPS 報告書」の勧告内容を踏まえた見直しを検討することとされております。

公正な競争条件を作る観点から国際課税ルールを見直していく方向性については、損害保険業界としても異論のないところですが、今後、過大支払利子税制等の国際課税ルールの見直しが行われる場合には、損害保険ビジネスの特性を踏まえ、正当な経済活動に対して同制度の趣旨・目的を超えた過度な課税や事務負担の増大が生じることのないよう、十分に留意することが必要と考えます。
- ・ 国際的な租税回避（BEPS：Base Erosion and Profit Shifting 税源浸食と利益移転）を防止する観点から、国際課税制度の見直しが提唱され、わが国を含む各国・地域で国内法改正が進められている。引続き、わが国の対応においては、日本企業の活動実態や事務負担等に十分に配慮した上で、企業の海外での事業展開を促進・円滑化し、海外の活力を取込むことで経済成長に資するべく、グローバルな企業活動を阻害しないという観点からの、慎重な検討が必要である。

特に以下の取り組みをお願いしたい。

 - BEPS 対応に係る今後の国内法制の整備
 - 企業活動の実態に則した国内法制の整備
 - BEPS 対応に係る国際的な協調体制での取組みと執行
- ・ BEPS については、利子控除制限、無形資産に係る所得相応性基準等などの対応が今後必要となる見込みであるが、税制改正にあたっては企業に過大な事務負担が生じないようにすること。

2) BEPS アクションプランにあたっての配慮（行動計画4）

【理由】

- ・ 企業の資金調達として通常実施される銀行等からの借入が対象となれば、企業活動に多大な影響を与えるため、BEPS 行動計画4（過大支払利子税制）において、控除制限の対象とすべき支払利子等は国外関連者向けのみとすることを要望する。
- ・ 既に平成24年度税制改正により我が国においては「過大支払利子税制」が導入、翌平成25年度から適用されてからまだ4年しか経過していない。平成30年度改正で更なる強化を図る前に、現行制度の定着を見守り、正に中期的に取り組むべき事項と位置付けを慎重に検討することを要望する。
- ・ BEPS 行動計画4（支払利子税制）については、対国内・対第三者を含めた全ての純支払利子を対象に控除制限が適用される可能性があり得るが、企業の資金調達として通常実施される銀行等からの借入にも影響が考えられるため、企業活動に多大な影響を与えることがないよう、慎重な対応をお願いしたい。

既に我が国においても支払利子税制は、導入されており、今後、当該行動計画を踏まえた国内法を見直す場合には、事前に納税者の意見を十分に確認した上で、我が国企業の国際競争力や日本の立地競争力への配慮に加え、コンプライアンス・コストとのバランス等に鑑みて、慎重に対応することが望ましい。

3) タックスプランニングの義務的開示（行動計画12）

【理由】

- ・ 平成29年度税制改正大綱【補論】国際課税のあり方についての基本的考え方のなかで、「中期的に取り組むべき事項」として、「『義務的開示制度』について、「BEPS プロジェクト」の最終報告書、諸外国の制度や運用実態及び租税法主義に基づくわが国の税法体系との関係等も踏まえ、わが国での制度導入の可否を

検討する。』との一文が謳われている。企業への影響を最小化し、事務負担の増加を軽減する観点から、開示範囲が最小限になるように各国とのディスカッション・働きかけをしていただきたい。

4) BEPSアクションプランにあたっての配慮（行動計画13）

【理由】

- 異なる課税当局からバラバラに問合せが納税者に行われても企業側のキャパシティの問題もあり対応は相当困難が予想される。CbCR及びマスターファイルに関し、異なる課税当局から様々な質問が出てくることが予想されるが、企業としては親会社所在地国の税務当局に交通整理を行っていただき、質問は親会社所在地国税務当局が受けとめ、そこから多国籍企業の最終親会社に質問を一元化し、回答についても最終親会社からその所在地国税務当局を窓口として実施したい。
- CbCR及びマスターファイルについて、事業年度終了後1年より短い期限を設定し、英語以外のローカル言語への翻訳を求める等、必ずしもOECDの勧告と合致しないルールが各国国内法により法制化されることがあり、実務対応で企業は非常に苦慮している。各国がOECDルールに準拠した国内法を整備するよう勧告する等、OECDと連携した日本政府のご支援を仰ぎたい。
- 日本企業の場合、日本に機能、リスクを集中し、海外子会社を検証対象企業として移転価格の妥当性を検証するケースがほとんどであるため、多くの日本企業は海外子会社のローカルファイル（LF）を日本向けのLFとして使用する予定である。現状において、海外子会社のLFの作成期限は日本より遅いケースが多く、日本向け及び海外向けの二重作業負担を軽減するために、日本のLFの作成期限の見直しをお願いしたい（事業年度終了後6ヵ月以上へ）。
- 企業の事務負担軽減となるため（記載内容が重複）、ローカルファイルの作成義務がある会社は、法人税申告書国外関連者に関する明細書（別表17(4)）の作成義務を免除すべきである。
- 最終親会社等届出事項の提出期限を「最終親会計年度終了日」から「最終親の法人税申告書の提出期限日」に変更とすることを要望する。

複数の投資先を有する多国籍企業グループにおいては、会計年度終了日までに構成会社等が明確にならないこと、並びに、当該事項を再提出することも可能であるが、再提出することによる納税者・税務当局の労力を省くことを踏まえ、最終親会計年度終了日ではなく、申告書の提出期限に変更して頂きたい。

- 以下の理由により、事務負担等を考慮し、同時文書化の義務範囲から除外して頂きたい。

（APA締結の国外関連者）

ローカルファイルの目的は、国外関連者との独立企業間価格を算定するものであり、APAを締結している国外関連者はその時点で目的を達成しており、また、年次報告書において当該取引価格等について報告を行っているため。

（CFC対象の国外関連者）

当該国外関連者の所得は本邦の所得に合算していることから、国外関連者との取引についての分析の必要性はないため。

- 最終的な親会社したマスターファイルやCbCRが、他国に所在する子会社やPEでもそのまま受け入れられるよう、可及的速やかに各国との租税条約の整備することを要望する。同じく、各国税務当局への提出期限についても、子会社やPEの場合には、最終的な親会社の提出期限に合わせた期日とするよう、租税条約の整備を要望する。

マスターファイルやCbCRは、グループ全体の情報を記載する文書であり、OECDの最終的なレポートの中でも最終的な親会社が作成することになっている。他方で、各国税法はそれぞれの税務当局が制定するため、各国でオリジナルの要求を作り、グループを構成する「子会社やPEに対しても」同等レベルの情報を要求された場合、各国ごとに別々のマスターファイルやCbCRを作成しなければならない事態となり、納税者の実務上過重な負担を強いることになる。本邦税制に従い作成されたマスターファイルやCbCRが、（子会社やPEを有する）他国においても「そのまま」受け入れられるよう、BEPS Action13導入国から優先し、租税条約の整備（および各国税務当局との見解一致）をお願いしたい。

- マスターファイルについて、国ごとに提出ルールが若干違っており、国際間で統一ルールとして頂きたい。進出国それぞれのルールを確認しなければならず、実務に大きな影響があるため。

(8) AOA・その他

1) 国外所得の90%シーリングルール

【理由】

- ・ 国外所得計算は平成28年4月1日より、所謂AOAに基づき計算することになっている。90%シーリングルールはAOA導入前に定められたものであり、90%という上限値を一律に定めることはAOAに適合しないと考えられる（むしろ、OECDにより否定された「関連事業アプローチ」の考え方に近い）ことから、削除して頂きたい。
- ・ 帰属主義の導入により国外PEに帰属する所得が明確に規定されたことにより、90%のシーリングは制度に整合的でなくなることから、国外所得の一括限度方式を堅持すると共に、全世界所得の90%シーリングを撤廃することを要望する。
- ・ 我が国企業の海外事業展開が加速化し、その形態も多様化、複雑化する一方、進出先各国において租税制度の相違が存在している。かような状況下において、我が国企業の海外展開を支援し、同時に、諸外国における租税制度とのミスマッチを緩和するためには、事務手続きも簡便である一括限度方式の維持が不可欠である。また、帰属主義の導入により国外PEに帰属する所得が明確に規定されたことにより、90%のシーリングは制度と整合的でなくなることから撤廃を要望する。

2) AOAにかかる文書化についての対応

【理由】

- ・ AOAの文書化の対象から、内国法人国外支店の営業部署のみが関与する通常の外部取引については、除外することを要望する。
AOAは、内国法人にとっては税額に直接影響せず、国外所得計算に影響するに過ぎない。にもかかわらず、現行法は、文書化の対象として明らかな国外取引についても文書化を要求している。この点は、文書化の効果に比して負担が過重なものとなっており、適正化を図るべき。

3) 内部取引、共通費用の配賦の区分

【理由】

- ・ 内部取引、共通費用の配賦の区分につき、下記の通り要望する。
 - ①国外帰属所得の算定の基礎となる「本支店間の内部取引」と「共通費用の配賦」の違い、これらと移転価格（総原価を独立企業間価格と認める場合とそうでない場合）の関連性が分かるように、法解釈のさらなる明確化を要望する。
 - ②内部取引、共通費用の配賦および移転価格は、相手国で損金を計上できない場合、二重課税を生じさせる。AOAを導入している国とそうでない国のそれぞれにおいて、本邦税法と法解釈の違いにより二重課税を拡大することがないよう、関連する租税条約の整備を要望する。
「本支店間の内部取引」と「共通費用の配賦」の違いについては、法人税基本通達20-5-9（および同16-3-9の3(5)）で共通費用に該当するケースについて説明されているが、どのように区分すべきなのか、国外関連者との移転価格との関連性が明確でなく、実務上解釈の差異が生じ、国税当局との見解の相違により課税の安定性が損なわれる懸念がある。また、納税者によって取り扱いが異なる場合、課税の公正性を確保できない。
内部取引、共通費用の配賦および移転価格は、いずれも複数国に課税権を跨るため、本邦税額計算の適正化とともに、相手国での損金算入による二重課税の排除を図ることが、本邦企業の国際的な競争力を落とさないためにも重要であると考えられるため、国内法と平仄のある租税条約の整備（および各国税務当局との見解一致）を要望する。
- ・ 国外事業所等帰属所得を計算する場合における共通費用のうち、個々の業務・費用ごとに合理的な基準により国外業務に配分することができない場合には、一定の方法により、全ての共通費用を一括して配分すべき金額を計算することができることが法人税基本通達16-3-12に示されている。
その（注）1において、一定の場合には、販売費・一般管理費等のうち国外業務に関連することが明らか

な費用のみが共通費用であるものとして配分計算をすることができると規定されているが、この取扱いを適用することができる法人の範囲から金融及び保険業を主として営む法人が除かれている。しかし、この取扱いを適用することができないこれらの法人においては、国外業務との関連性が薄いと考えられる多額の費用が国外事業所に配分され、不合理な結果となってしまう場合もありうる。

したがって、(注) 1の取扱いの対象法人の限定をなくす（金融及び保険業を主として営む法人も対象法人とする）等、その取扱いを見直していただきたい。

4) 外国法人の日本支店が閉鎖する場合における事業税の損金算入の時期

【理由】

- ・ AOA導入前の制度のもとでは、外国法人が支店を閉鎖した場合には、法人税基本通達20-3-8（国内業務を廃止した場合の事業税及び地方法人特別税の特例）により、支店閉鎖事業年度において、事業税を損金の額に算入していた。

しかし、AOA導入によりこの通達が廃止されたため、取扱いが不明確となっているので、規定を整備していただきたい。

5) 米国法人税改革

【理由】

- ・ 日本産業界全体の競争力維持に多大な影響を与える恐れがあり、経済産業省や、日本経済団体連合会などを通じた臨機応変な対応が望まれる。

Ⅱ 所得 税

1 所得税法

(1) 所得税制度全般

1) 課税単位の見直し

【理 由】

- ・ 所得税については、現行、個人ベースでの課税が行われている。社会保障と税の一体改革が推進されることに伴い、今後さらに「高額所得」及び「低額所得」の概念が重要になると考えられるが、個人ベースで所得の多寡が判断されることで、世帯ベースでの所得をみたときと比し、税負担や児童手当、社会保障等に不利な状況が生じる場合もあると思われる。したがって、たとえばアメリカのように、納税者の選択により個人申告と夫婦合算申告を選択できるようにするのも一案ではないかと考える。

2) 金融所得の税率引上げ反対

【理 由】

- ・ 金融所得に対する課税のあり方の見直しを検討する場合には、経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意することを要望。

平成29年度税制改正大綱において「金融所得に対する課税のあり方について、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、必要な検討を行う」との記載がされているところ、上場株式等に係る譲渡所得及び配当所得については、平成26年に税率が引き上げられたばかりであり、これ以上の税率引上げは、金融市場からの資金流出につながる懸念があること、また、平成28年から株式等と公社債等の間で損益通算が可能となっているが、株式等に係る税率引き上げは金融所得課税一体化の流れに反するものであることから、金融所得に対する課税のあり方の見直しを検討する場合には、税率引上げに関するネガティブな懸念に十分留意することを要望するもの。

(2) 給与所得関係

日本へ帰任後の海外個人所得税

【理 由】

- ・ 会社負担の海外個人所得税について、日本帰任後に課せられた海外個人所得税は、非課税所得とすることを要望する。

(3) 譲渡所得

アーンアウト条項により価額調整が行われた場合の取扱い

【理 由】

- ・ M&A契約にアーンアウト条項が付されている場合において、その条項に基づき価額調整が行われ、売主側に追加の対価が支払われることがある。売主側が個人である場合、その追加で支払われた対価の取扱いにつき以下の点を明らかにしていただきたい。

① 追加で支払われた対価は譲渡所得か否か。(なお、対価の一部返還は株式の売買代金の返還であると認められた裁決事例(平成18年9月8日、裁決事例集No.72 P.325)がある。)

② ①で追加の対価の支払いが譲渡所得であるとされる場合において、たとえば当初売買価額が支払われた年(Year 1)の翌年(Year 2)に追加の対価の支払いが行われるときは、Year 2に係る確定申告で譲渡原価はゼロとして譲渡所得の申告を行うのか、Year 1の修正申告を行うのか。

(4) 所得控除

1) 生命保険料控除制度の安定的運営、制度拡充の検討

【理由】

- ・ 生命保険は、公的保障とともに国民の生活保障を支える私的保障の中核的役割を担っています。この私的保障の準備を幅広く支援・促進する制度として、生命保険料控除制度があります。生命保険料控除制度は、公的保障を補完する私的保障の役割が重要性を増す中、遺族保障・介護医療保障・老後保障といった、国民自らが必要とする多様な生活保障の準備を税制面から支援・促進する制度です。国民が安心して生命保険に加入し、継続できるよう、生命保険料控除制度が恒久的に継続されることが不可欠です。また、国民の自助・自立のための環境整備等の観点から、社会保障制度の見直しに応じて、生命保険料控除制度が拡充されることを要望します。

1. 国民生活の安定に資する生命保険の役割

国民生活には、「死亡」「介護」「病気・ケガ」「老後の資金不足」といったリスクが存在します。生命保険は、加入者間の「相互扶助」の原理により、これらのリスクに対する保障を提供することで、国民生活の安定に寄与しています。また、「相互扶助」の原理により、個人、世帯、企業など、異なる経済主体が支え合う仕組みである生命保険は、保障の提供等を通じて社会全体の資金循環を効率化することにより、健全な経済発展や国民生活の安定に寄与しています。経済・社会構造の変化や生活保障ニーズの多様化に伴い、過去から生命保険のカバーする領域は広がってきています。少子高齢化の急速な進展やライフスタイルの多様化など社会環境が変化する中、生命保険の果たす役割は、今後、ますます増していくものと考えられます。

2. 社会保障制度改革における自助努力の重要性と自助努力支援の必要性

近年、我が国では人口減少と少子高齢化が同時進行しています。医療・介護・年金等の社会保障給付費は現在年間およそ118兆円であり、この20年で約2倍に増大しています。今後も、高齢化の進展を受けて、特に医療・介護分野における更なる給付の増加が見込まれており、2025年には社会保障給付費が約150兆円程度に達すると推計されています。また、人口減少とともに高齢化が進むことで、現役世代（15～64歳）の人口全体に占める割合が減少しています。現在は国民の4人に1人が高齢者（65歳以上）ですが、2060年には国民の4割が高齢者となります。それに対し、現役世代の割合は現在の6割から2060年には5割に低下すると推計されており、高齢者1人を1.3人の現役世代が支える社会の到来が見込まれています。これにより、社会保障給付費に充当される国の一般歳出の増大が懸念されます。このような現状を踏まえ、持続可能な社会保障制度の構築に向けた、国民負担や社会保障給付のあり方の見直しが喫緊の課題とされています。平成24年8月に成立した社会保障制度改革推進法においては、社会保障制度改革の基本的な考え方として「自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと」、そして「社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること」と規定されました。社会保障制度改革を考える上では、少子高齢化の急速な進展や国・地方財政等の状況を踏まえると、「公私二本柱の生活保障」という理念のもと、公的保障・私的保障のそれぞれが、各役割を果たし、補完し合って、国民の生活保障を支えていく体制を構築することが重要となります。多様化する国民の生活保障ニーズに応じて、加入者間の「相互扶助」の原理により保障を提供する生命保険に期待される役割は、社会保障制度改革を通じて、今後ますます大きくなっていくことになります。

社会保障制度のおかれた状況を踏まえると、生命保険を通じて国民一人ひとりの自助努力を支援・促進する生命保険料控除制度は、これまで以上に大きな役割を担うものであり、国民が安心して生命保険に加入し、継続できるよう、恒久的に継続されることが不可欠です。また、国民一人ひとりが必要な私的保障の準備を自ら行うことを促すための環境整備等の観点から、社会保障制度の見直しに応じて、自助努力を支援する生命保険料控除制度を拡充していくことが必要です。さらに、自助努力の喚起によって、国民自らがリスクを管理する意識を醸成することは社会保障制度改革に資することとなります。平成25年12月に成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律においては、「個人がそ

の自助努力を喚起される仕組み及び個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入」に努めることとされています。生命保険料控除制度の拡充は、社会保障制度改革において我が国が行おうとしている自助努力の喚起を、より明快に推し進めることにもなります。

3. 多様化する生活保障ニーズに対応した自助努力支援制度の必要性

国民一人ひとりにとって必要な保障の種類、保障額は異なり、年齢や家族構成の変化などに伴って、生活保障ニーズも変化していきます。そのため、国民生活の安定に向けては、国民一人ひとりが、自身や家族にとって保障分野ごとに必要な保障を準備し、見直していくことが重要です。例えば、日ごろの生活や将来に向けて不安を感じていることとしては、「自分の介護が必要となること」「年をとって体の自由がきかなくなり、病気がちになること」は男性の60代、女性の50代～60代で高く、「自分の不慮の死により家族の者に負担をかけること」は男性の30代～40代、女性の30代～50代で高くなっています。また、「老後の生活が経済的に苦しくなること」は、男性の50代、女性の40代～50代で高くなっています。このように年齢や性別によって不安と感ずることには差異があり、ライフステージの変化によって必要とする保障も変化していきます。こうした国民の多様な生活保障ニーズを踏まえ、平成24年1月より、それまでの生命保険料控除・個人年金保険料控除に介護医療保険料控除を加えた、新たな生命保険料控除制度の適用が開始されています。生命保険については、個人保険・個人年金保険の保険金・給付金・年金合計で年間約10兆円（平成27年度）が支払われ、各分野で公的保障を補完しています。平成23年に発生した東日本大震災においては、生命保険が果たすべき社会的使命、特に遺族の生活保障や生活再建における死亡保険金の重要性が国民全体に強く再認識されたところです。また、生命保険文化センターの「平成28年度 生活保障に関する調査」によれば、男性は平均2,957万円、女性は平均1,312万円の死亡保険金が遺族の生活資金の備えとして必要と考えていますが、実際に加入している死亡保険金額は、男性が平均1,793万円、女性は平均794万円であり、必要と考える死亡保険金額に比べておよそ6割となっています。国民が必要としている保障金額の遺族保障に加入できるよう、生命保険料控除額を相応に拡充することが必要と考えられます。また、今後更なる少子高齢化の進展が見込まれる中、国民にとって老後の生活資金の確保は喫緊の課題となっており、「老後保障」の重要性は一層高まっています。加えて、公的介護・医療制度の補完として保障ニーズが高まりつつある「介護医療保障」については、医療技術が進化し、平均寿命と健康寿命の差が大きくなる中、従来以上に当分野での十分な備えが必要となっています。これらが全体として国民一人ひとりのニーズに沿った生活保障として機能し、国民が安定した生活を送るためには、各分野において一層、国民の自助努力を促していく必要があります。生活保障に対する国民の意識では、遺族・医療・介護・老後の全てにおいて約5～8割の人が「公的保障のみでまかなえるとは思わない」と考えていることに加え、私的準備に公的保障および企業保障を合わせた経済的準備に対しても、約5～7割の人が「充足感がない」と考えており、私的保障のより一層の充実が必要とされています。一方で、生命保険の世帯加入率は長期的に低下傾向にあり、特に世帯主が30歳未満の若年層においては、足元では下げ止まっているものの、加入率が極めて低い水準まで低下しています。現在の若年層における私的保障の準備不足は、今後、国民全体の私的保障の準備不足へと波及することが懸念されるところです。持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律には、「個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入」に努めると規定されています。生命保険は公的保障の補完として、国民一人ひとりのニーズに沿った多様なサービスを提供する最適な手段と考えられます。遺族保障、介護医療保障、老後保障という3つの生活保障すべてについて、今後も公的保障（社会保険）と私的保障（生命保険）が補完し合い、将来の生活不安を取り除く体制を継続・強化することが重要です。「公私二本柱の生活保障」の理念に基づき、公的保障を基盤とし、個々の重視するニーズに応じて私的保障を選択的に準備することで、より有効かつ効率的に、国・地方の財政負担を軽減しつつ、多様な生活保障ニーズを充足することが可能です。したがって、多様なニーズに対応する自助努力の更なる充実につながるよう、国民の自助努力を税制面から支援・促進する生命保険料控除制度について、社会保障制度の見直しに応じて拡充していくことを要望します。

4. 必要となる所得控除限度額の水準

生命保険料控除制度は平成24年に改組され、所得控除限度額は一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除各4万円、全体の所得控除限度額は、12万円となっています。平成24年の改組以前は、生命保険料控除額（新制度の一般生命保険料控除と介護医療保険料控除の合計に相当）は昭和

49年以降5万円、個人年金保険料控除額は平成2年に5万円とされてきました。昭和49年から平成28年までの間に消費者物価指数は約2倍となっています。現在、政府はデフレからの脱却を図っており、それに呼応して日本銀行は、物価安定目標として消費者物価の前年比上昇率2%の目標を掲げているところです。このような状況を踏まえると、現在の制度全体の所得控除限度額は、一般生命保険料控除と介護医療保険料控除の合計では、昭和49年の水準の2倍の10万円、個人年金保険料控除も合わせた総額で15万円以上の水準が妥当と考えます。そこで、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除について、それぞれの所得控除限度枠を現行の4万円から5万円とし、制度全体の所得控除限度額合計を15万円とすることを要望します。また、平成23年12月以前契約についても、制度の簡素化の観点から、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の枠を設け、それぞれの控除限度枠を5万円とすることを要望します。

5. 国・地方両面からの自助努力支援の必要性

生命保険料控除制度は、国税（所得税）と同様に、地方税（個人住民税）においても、地域住民の私的保障充実を支援・促進する制度としての役割を担っています。今後、少子高齢化の急速な進展により社会保障に係る負担の増大や給付の見直しが見込まれる中、国だけではなく、地方にとっても、公的保障を補完する私的保障の役割がますます重要となります。また、国と同様に地方財政においても、社会保障給付費の増大は財政悪化の要因となっていますが、例えば、平成4年以降増加傾向にあり、当時に比べ約3倍の水準にある生活保護費については、保護開始理由の4分の1以上が働いていた者の死亡・傷病・介護であり、健康な間にそれらの備えを行っていれば生活保護の支給を回避し、抑制できた可能性があります。「公私二本柱の生活保障」の理念に基づき、地方の福祉サービスと私的保障が補完し合って地域住民の生活保障を支える体制を構築するため、また、地方財政の健全化のためにも国税（所得税）と同様に、地方税（個人住民税）においても、様々な私的保障の準備を幅広く支援・促進する制度である生命保険料控除制度は不可欠です。上述のとおり国税（所得税）について拡充を要望していますが、制度の簡素化の観点から、地方税（個人住民税）法上の所得控除限度額の内訳についても、現行の各枠2.8万円（平成23年12月以前契約は各枠3.5万円）から少なくとも各枠3.5万円（全体の所得控除限度額は7万円）とすることを要望します。

2) 地震保険料控除制度の充実

【理由】

- ・ 未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生以降、将来の地震動を予測する政府の地震調査研究推進本部において、これまで考慮されていなかった規模の大きな地震も含めた長期評価を行うなど、我が国を取り巻く地震リスクは、より大きなものに見直されております。これを踏まえ、平成29年1月に地震保険料率の引上げが実施されており、今後も段階的に料率の引上げが実施される予定となっております。これらの状況に鑑み「地震保険料控除制度」についての充実策を検討する必要があるものと考えます。

(5) 源泉所得税

1) 完全支配関係のある子会社から内国法人が受領する配当については、源泉徴収の対象外とすること

【理由】

- ・ 完全支配関係のある会社への配当については、平成22年度税制改正により、全額益金不算入となっており、金銭以外による配当を支払う者には、源泉徴収義務が課されておられません。
一方で、金銭で配当を支払う者には源泉徴収義務が課されているため、一旦、配当金の約20%を源泉徴収の上、税務署に納付する必要があります。配当金を受け取る会社においては、所得税額控除により当該源泉税の負担はなくなるものでありますが、納税者に資金負担や事務負担を強いており、企業組織・再編のあり方を検討する際に影響を与えていることや、納税者の事務負担を考慮すると、源泉徴収不適用とすべきと考えます。

- 2) 匿名組合契約に基づく利益の分配に係る源泉所得税納付の時期及び課税の範囲に関する規定を整備すること

【理由】

- 匿名組合契約に基づく利益の分配に係る源泉所得税納付の時期及び課税の範囲に関する規定を整備することを要望する。

匿名組合契約の計算期間の途中で余剰資金を組合員に送金することがあるが、その際の源泉徴収税の計算の基となる所得の金額が法令上明確ではない。その計算期間の利益の分配の前払いと考えて、その時点で源泉徴収を行うべきであるという解釈と、計算期間終了後利益の額が確定した時点で源泉徴収を行うべきであるという解釈とが存している。また、源泉徴収の対象となる利益の分配の額を、会計上の額とすべきか、税務上の額（加減算調整考慮後）とすべきか、についても明らかとはされていない。

- 3) 投資事業有限責任組合における特定外国組合員が、投資事業有限責任組合から生ずる事業所得以外の所得について源泉徴収の適用を受ける場合の適用関係等を明らかにすること

【理由】

- 投資事業有限責任組合における特定外国組合員が、投資事業有限責任組合から生ずる事業所得以外の所得について源泉徴収の適用を受ける場合の適用関係等を明らかにすることを要望する。

平成21年度の税制改正により、特定外国組合員については国内にPEを有しないこととされ、組合事業から生じる所得については法人税及び所得税の申告納税が不要とされた。しかしながら、当該組合においてたとえば債券の利子等の源泉分離課税の対象となる所得が生じた場合、外国組合員の持分割合を調べたうえで外国組合員に帰属する部分についてのみ源泉徴収を行うこととなるのか疑問が生ずる。このような場合の源泉徴収の有無、源泉徴収の方法等を明らかにしていただきたい。

- 4) 上場株式等の配当等に係る源泉徴収

【理由】

- 上場会社等が資本剰余金配当等や税制非適格会社分割等を行う場合には、源泉徴収義務を履行するために必要となる情報について、源泉徴収義務者に対して適時適切に通知することを義務付けることを要望。

上場株式の発行会社が資本剰余金配当等を実施する場合、当該上場株式が受け入れられている特定口座が開設されている証券会社においては取得価額の調整等が必要となり、交付される金銭を顧客に交付する証券会社においては源泉徴収が必要となることから、現在は、日証協と全国株懇連合会の間で取り決めた事務取扱要領に基づき、資本剰余金配当等を実施する発行会社が、証券保管振替機構のTargetサイトに必要な情報を掲載し、証券会社において当該情報を参照する取扱いとなっている。

しかしながら、発行会社が当該情報の掲載を失念、又は期限後に情報を掲載する事例が見受けられ、このような事例が発生すると、証券会社では取得価額の調整や源泉徴収を遡及して行う必要があり、これが過大な事務負担及び費用負担となることから、資本剰余金配当等を行う発行会社がその源泉徴収等に必要な情報を証券会社に通知することを、法令上義務付けることを要望するものです。

- (6) その他

納付期限の延長・確定申告期限の延長

【理由】

- わが国の給与の支払や取引の決済は月末近くに行われることが多く、特に取引量の多い大企業の場合は現行の支払月の翌月10日までに源泉所得税を算定・納付する作業は時間的制約を伴うため、源泉徴収義務者の事務負担の軽減及び期限後納付防止のためにも納付期限を支払月の翌月末日とすること。
- 日本の確定申告期限は、課税年度終了後3カ月半（翌年3月15日）という短い期間にもかかわらず、提出期限の延長が認められていない。この期間は、諸外国の確定申告書の提出期限と比較しても圧倒的に短い期間となっている。（たとえばアメリカの場合、4月15日が提出期限となっているが、10月15日まで6カ月間の延長が認められる上、海外赴任者については12月15日まで8カ月の延長が認められている。また、イギリスの確定申告期限は、課税年度終了後9カ月となっている。）

日本においても確定申告期限の延長を認めることとすれば、多数の日本法人の事業年度末である3月において、確定申告書の作成及びその提出のための事務手続きが集中しないこととなり、これまで申告書の作成に十分な時間を割くことができなかつた企業及び納税者に時間的余裕が生じる。結果として、適正かつ自主的な申告を促進することができると考えられる。

2 租税特別措置法

(1) 金融所得課税の一体化の推進等

【理由】

- ・ 未上場株式（その募集が公募により行われていること、有価証券報告書を提出している法人により発行されたものであることその他一定の要件を満たすものに限る。）について、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例及び譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を認めることを要望します。

上場会社が発行する株式であっても、上場基準に適合しない要件が付されている等の理由により上場できない種類株式は非上場株式として取り扱われ、特定口座への受入れや配当所得との損益通算、損失の繰越控除等の適用を受けることができないこととされている。

しかしながら、例えば上場企業の発行したとある種類株式については投資家からの人気も高く、また、上場会社が発行した株式であれば、当該上場会社に係る適時開示は確保されることが考えられることから、非上場株式であっても、上場会社が発行しており、その発行が公募により行われている等の一定の要件を満たすものについては、上場株式等と同様の取扱いとすることを要望するものです。

- ・ デリバティブ取引を金融商品に係る損益通算の範囲に含めるとともに、特定口座での取扱いを可能とすることを要望します。

※1 現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引（外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む。）の差金等決済に係る雑所得を申告分離課税としたうえで、損益通算の範囲に加えること

※2 実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

平成28年から公社債等の利子等及び譲渡に係る損益について株式等と通算することが可能となっており、また、かねてより、商品の垣根を越えた総合取引所の実現に向けた議論が進められていることを踏まえると、デリバティブ等の金融商品から生じた決済損益等の所得についても、株式等の譲渡損益との損益通算の対象とするなど、損益通算の範囲を拡大し、投資者がよりリスク資産に投資しやすい環境を整備することが急務であると考えられることから、損益通算の対象を幅広い金融商品に認め、さらにデリバティブ取引に係る損益通算を特定口座において可能とする措置を要望するものです。

(2) 「国際金融センター」の実現に向けた市場環境整備

【理由】

- ・ 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例について、適用期限を撤廃又は延長することを要望します。外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例については、平成27年度税制改正により3年間の時限措置として制度が創設された後、平成28年度税制改正において対象となるデリバティブ取引の範囲が拡大されるなど、金融機関において様々な取引リスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行うためには欠かせない措置となっている。

当該措置について平成30年3月末をもって日切れとなるため、期限の撤廃又は延長を要望するものです。

(3) 特定口座制度の利便性向上に係る税制措置

1) 特定口座制度の拡充

【理 由】

- ・ 特定譲渡制限付株式（いわゆるリストラクテッド・ストック）について譲渡制限解除時に特定口座への受入れを可能とすることを要望します。

平成28年度税制改正で措置された特定譲渡制限付株式（リストラクテッド・ストック）については、発行形態の都合上、現行制度下では特定口座に受け入れることができないが、通常、上場会社の発行したリストラクテッド・ストックは証券会社の専用口座において管理されており、譲渡制限解除時の価格が取得価額となることから、実務的に譲渡制限解除時の特定口座への受入れが可能と考えられるため、措置を要望するものです。

- ・ 特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には、当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃することを要望します。

一般に、受贈者が同一銘柄を保有している場合の一部贈与が認められていない理由は、一部贈与による取得価額の調整が懸念されるためだと言われているが、特定口座においては、例えば、親から子へ、保有株式を少しずつ贈与するニーズがあるところ、受贈者が同一銘柄を保有している場合の一部贈与が認められないことにより、取得価額を調整する意図のない贈与まで行うことができず、過剰な規制となっていることから、改正を要望するものです。

2) 個人番号および法人番号の告知・記載書類に関する見直し等

【理 由】

- ・ 番号既告知者が氏名又は住所を変更した場合において、変更告知に係る個人番号の告知又は異動届出書に係る個人番号の記載及び告知を不要とすることを要望します。

現行法上、顧客が証券会社に対して既に氏名、住所及び個人番号の告知を行っている場合であっても、氏名又は住所を変更した場合には、改めて変更後の氏名、住所及び個人番号をセットで証券会社に告知する必要があり、これが顧客と証券会社双方の負担となっている。

個人番号には番号法上で厳格な管理が求められており、氏名又は住所の変更の場合には、既に告知している個人番号を改めて告知する必要性に乏しいことから、番号既告知者が氏名又は住所を変更した場合において、変更告知に係る個人番号の告知又は異動届出書に係る個人番号の記載および告知を不要とすることを要望するものです。

(4) NISA（少額投資非課税制度）及びジュニアNISAの恒久化、拡充及び簡素化のための税制措置

1) NISA（少額投資非課税制度）の拡充及び簡素化

【理 由】

- ・ 「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、国民の自助努力による資産形成を若年層から本格的に支援するため、NISA及びジュニアNISA制度の拡充、恒久化を望む。
- ・ 非課税期間及び口座開設期間を恒久化するとともに、スイッチングを認めること（※つみたてNISAも同様）を要望します。

NISAについては、平成28年12月末時点の口座数が1,061万口座、買付額は9兆4千億円に達し、ジュニアNISAについても、同時期の口座数が19万5,359口座、買付額が288億円に達する状況であるが、NISA及びジュニアNISAの口座開設は平成35年まで（つみたてNISAは平成49年まで）、非課税期間は最長5年（つみたてNISAは最長20年）の有限な制度となっており、また、一度買い付けた商品を売却しても非課税枠は復活しないため、ポートフォリオメンテナンスを行うことができないという指摘がある。

NISA及びジュニアNISAの更なる普及のためには、これらの問題を改善し、投資家にとってより使いやすい制度とすることが不可欠と考えられることから、非課税期間及び口座開設期間の恒久化並びにスイッチングを可能とすることを要望するものです。

- ・ ジュニアNISAの払出し制限の緩和及び贈与税の基礎控除額の特例等の措置を講じることを要望。ジュニアNISAについては、NISAと比べて口座開設数が伸び悩んでいるところ、18歳までの払出し制限の緩和や贈与税の基礎控除額の特例等の措置を講じることにより、現行制度での口座開設をためらう層の利用を後押しし、世代間の資産移転を促進する効果が期待されるため。
- ・ 成人年齢引下げに伴い、NISAの対象年齢を18歳以上とすること（※つみたてNISAも同様）を要望。
現行のNISAの利用可能年齢（その年1月1日において20歳以上）は、民法上の成年年齢との平仄を意図したものであると考えられることから、民法上の成年年齢の引下げに合わせてNISAの利用可能年齢も引き下げるべきと考えられるため要望するものです。
- ・ NISAに係る制度の一本化を検討する場合には、投資者の多様な資産形成ニーズを踏まえるとともに、個々の投資者のライフプランや目的に応じた投資手法の選択肢を狭めることがないように、最大限配慮すること（※つみたてNISAも同様）を要望する。
平成29年度税制改正大綱において「複数の制度が並立するNISAの仕組みについて、少額からの積立・分散投資に適した制度への一本化を検討する」との記載がされているところ、投資者の多様な投資ニーズを考慮すると、単なる制度の一本化は投資者の選択肢を狭めることにつながるため、NISAの一本化に関する議論が行われるのであれば、これらに配慮した慎重な検討を要望するものです。
- ・ NISA及びジュニアNISAに係る非課税期間終了時の事務手続きに関して、他の非課税管理勘定等への移管に係る移管依頼書の電磁的提出の範囲を拡大すること及び投資者が特定口座を開設している場合には非課税期間終了時の払出し先を特定口座とすること（※払出し先を特定口座とすることについては、つみたてNISAも同様）を要望する。
NISA及びジュニアNISAについてロールオーバーを行う際に必要となる移管依頼書については、平成29年度税制改正において電磁的提出が認められることとなったが、「公的個人認証を伴う場合」に限られており、証券会社における実用性が皆無であることから、電磁的提出の範囲拡大を要望するものであり、また、非課税期間終了時に投資者が手続きを失念した場合には一般口座への払出しとなってしまい、その後の税務手続きが煩瑣となることや、証券会社において年末に相当数の移管依頼書を受けつけることは過大な事務負担となるため、移管依頼書の提出がない場合でも、非課税期間終了時の払出し先は特定口座をデフォルトとすることを要望するものです。
- ・ NISAにおける非課税管理勘定と累積投資勘定（つみたてNISA）の選択に関し、当年中のいずれかの勘定において買付けない場合には「非課税口座異動届出書」の提出による勘定の変更を認めることを要望。
現行法上、NISA口座開設者が当年中に勘定の種類（非課税管理勘定と累積投資勘定）を変更するための明確な規定がなく、既存の枠組みで勘定の種類を変更しようとする、投資者及び証券会社に事務負担が生じるだけでなく、手続きに時間がかかってしまうことから、制度簡素化のため要望するものです。

(5) 個人投資者のリスクテイクを支援するための税制措置

上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること

【理由】

- ・ 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長することを要望。
現行制度上、ある年において上場株式等の譲渡損失が発生した場合、その損失を翌年以後3年に亘って繰越控除することが可能とされているが、実際に、リーマンショック時に大きな譲渡損失を被った投資家において、その後3年間で損失のすべてを控除できたケースはほとんどなかったことや、各年の利益についてはすべて課税される（損失のように「控除しきれない」（課税されない）というケースがない）こととの整合性を踏まえると、現行の繰越控除期間では十分ではないと考えられるため、その延長を要望するものです。

3 確定拠出年金税制等の見直し

1) 企業型確定拠出年金制度における退職時の脱退一時金に係る支給要件の緩和等

【理 由】

- ・ 厚生年金基金、確定給付企業年金では、中途脱退給付が認められています。一方、企業型確定拠出年金制度においては、退職しても原則として、60歳に達するまで給付することができず、制度普及の障壁となっています。また、退職給付に係る会計基準の見直しなどを背景とした企業型確定拠出年金への移行ニーズが増えつつあり、さらには厚生年金基金制度の見直し等に伴い、制度の普及・充実がより一層求められているにもかかわらず、この支給要件があることにより、制度普及の障壁となっています。

そのため、企業型確定拠出年金制度における退職時の脱退一時金について、年齢および資産額にかかわらず支給可能とすべく、支給要件の緩和を要望します。

- ・ 拠出限度額の引上げやマッチング拠出の弾力化、中途引出要件の緩和等の措置を講じることを要望します。現行制度では、60歳未満での中途引出が極めて厳格に制限されており、困窮時の引出しも認められていないため、企業にとっても個人にとっても利用しづらいとの指摘がある。また、マッチング拠出についても上限が課されており、利用者の自助努力による資産形成の妨げになっているという指摘があることから、これらの緩和を要望するものです。

Ⅲ 相続・贈与税等

(1) 相続税評価額等の見直し

1) 非上場株式の評価方法にDCF法を追加すること

- ・ 非上場株式の価額を財産評価基本通達に従って評価する場合には、その株式発行人の規模に応じ、類似業種比準方式又は純資産価額方式で算定することとされている。しかし実務上、企業評価や資産評価の場面等ではDCF法を用いることが多いため、非上場株式の評価においてもこれを認めることとしていただきたい。

2) 株式及び株式投資信託の相続税の評価

【理由】

- ・ 急激な経済環境の変化に伴う株価変動リスク等を考慮し、上場株式（ETF及びREIT等を含む。）並びに公募株式投資信託について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じることを要望します。

2008年のリーマンショック時には、被相続人の死亡後に、相続財産となっていた上場株式等の株価が大幅に下落したにもかかわらず、その上場株式等については被相続人の死亡時の価格により相続税評価がされたため、値下がりした上場株式等を相続した相続人において納税資金の確保に苦慮する場面が生じたことから、このようなケースへの救済措置を要望するものです。

- ・ 上場株式（ETF及びREIT等を含む。）及び公募株式投資信託の相続税評価額を見直すことを要望します。上場株式等については、原則として死亡時の時価により相続税評価されることとなっており、不動産等の他の財産と比較して相続財産上不利になっているという指摘があり、これを踏まえ、相続発生から申告までの間の値下がりリスク等を考慮し、上場株式等に係る相続税評価額の見直しを要望するものです。

- ・ 上場株式は価格変動リスクの高い商品であるにも関わらず、相続税評価においては相続時の時価で評価され、相続発生時から納付期限である10か月間の価格変動にさらされてしまう。これが投資家の株式離れを助長していることが考えられる。

土地等の価格変動リスクのある資産との整合性を保つためにも、相続税評価時の上場株式の評価に、価格変動リスクを考慮することを望む。

3) 金融資産の世代間移転

【理由】

- ・ 親子二世代等での上場株式（ETF及びREIT等を含む。）及び公募株式投資信託への投資について相続税等に関する税制優遇措置を講じることを要望します。

相続の場面では、上場株式等を相続により取得した相続人がその上場株式等をすぐに売却してしまうケースが多く見受けられ、相続を契機とした株式離れが進んでいる実態がある。これを防ぎ、世代間の資産移転及び市場へのリスクマネーの供給を促進するため、親子二世代にわたって上場株式等への投資を行う場合には、当該上場株式等に係る相続税等に係る税制優遇措置を講じることを要望するものです。

(2) 死亡保険金の相続税非課税限度額の拡充・維持

遺族の生活資金確保のため、相互扶助の原理に基づいて支払われる死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額（「法定相続人数×500万円」）に「配偶者分500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算することを要望する。

【理由】

- ・ 生命保険の加入目的については、「万一のときの家族の生活保障のため」と回答する割合が高い状況（53.1%、生命保険文化センター「平成27年度 生命保険に関する全国実態調査」より）となっています。こうした状況が示すように、生命保険は被相続人（被保険者）の死亡により生じる、残された家族の経済的負担に備えるために加入されるものであり、死亡保険金は「加入」という被相続人の明確な意思に基づき支払わ

れた保険料によって準備され、遺族の生活資金と目的付けされているという点で、他の相続財産とはその位置付けが大きく異なるものです。また、平成23年に発生した東日本大震災においては、被災された方の遺族の生活保障や生活再建のために死亡保険金が活用されており、その社会的重要性が広く認められているところです。また、平成27年に相続税の基礎控除が引き下げられ、相続税の課税対象となる人が増えていることから、遺族の生活準備資金としての死亡保険金の重要性は増えています。死亡保険金は、保険金受取人が保険金請求権を固有の権利として原始的に取得し、保険会社から直接受け取るものであり、相続税創設当初においては非課税として取り扱われていました。その後、死亡保険金を相続財産と「みなす」ことにより「みなし相続財産」として課税対象に取り込むこととされましたが、現在では、全ての法定相続人について1人あたり500万円を非課税とすることとされています。死亡保険金は通常の相続財産とは異なり、多くの保険契約者が支払った保険料のプールの中から保険金受取人に支払われるものです。このような「相互扶助」の原理に基づき遺族の生活安定のために支払われるという性格が考慮された結果、死亡保険金に対しては相続税の非課税枠が設けられています。

相続財産の大半（4割強）は土地・家屋等の換金性の低い資産で占められています。これらの資産は残された家族が継続して居住の用に供する等、遺族の生活基盤となる財産であって、実際に生活資金の柱となるのは、「遺族年金」や「現預金」、「死亡保険金」等となります。しかしながら、例えば、会社員の世帯主を亡くされた配偶者と未成年の子1人ないし2人の母子遺族世帯の場合、「遺族年金」は月額十数万円程度であり、必要な生活資金がピークとなる被相続人が30歳代から40歳代の場合、生活費を賄うことができず、相続財産を切り崩して生活資金を確保していると考えられます。

また、生命保険文化センターの調査によれば、30歳代から40歳代の世帯主が加入している普通死亡保険金額は2,000万円～2,500万円となっていますが、この金額は世帯主が現在の収入水準で準備することができる、最低限必要な遺族の生活資金相当額と考えられます。しかしながら、厚生労働省の「平成27年 国民生活基礎調査の概況」における1世帯あたりの「平均世帯人員」は減少傾向を示しており、母と未成年の子1人の母子遺族世帯を想定した場合、現行の非課税限度額は1,000万円にしかありません。また、配偶者と未成年の子2人を想定した場合でも、現行の非課税限度額は1,500万円にしかならず、いずれのケースも非課税措置として十分な状況にあるとは言えないと考えます。

よって、遺族の生活資金にまで課税の対象とされることのないよう、配偶者および未成年の被扶養法定相続人に対して、現行の非課税限度額にそれぞれ500万円を加算することを要望します。

Ⅳ 消費 税

(1) 消費税制度全般

1) 軽減税率の導入の反対

【理 由】

- ・ 先送りとされている特定項目への軽減税率は導入しないで頂きたい。仮に導入がなされる場合にはインボイス制度との同時導入として頂きたい。

軽減税率導入により複数税率が常時発生することにより、企業としてはシステム対応等のインシヤルコストのみならず、導入以降の煩雑なオペレーションも含め多額のコストが発生することが見込まれ、その負担は無視することができないレベルにあると考える。

また、仮に軽減税率を導入する場合には仕入者側の税率判断を明確にするため、インボイス制度との同時導入が望ましい。

2) 軽減税率導入に伴う慎重な判断

【理 由】

- ・ 企業の事務負担を軽減するため、19年10月より軽減税率が導入される場合、軽減対象品目の安易な変更を回避すべき。
- ・ システム改修や事務処理により負荷が高まる、実務処理の正確な運用が脅かされることから、軽減税率制度にかかる複雑な線引き導入の取り止めに要望する。

3) 税率変更についての配慮

【理 由】

- ・ 段階的に引き上げることにより、その度にシステムの変更や社内資料の再作成等を比較的短期間に行わなければならないなど、相当程度の実務上の負担が発生する。したがって、今後、段階的な上げに際しては、実務上の負担や問題点・準備も考慮いただき、十分に予測可能・準備可能な内容にて決定してほしい。
- ・ システム改修や事務処理にかかる負担増が見込まれるため、現行の税率（国税6.3%、方消費税1.7%）と軽減税率（国税6.24%、方消費税1.76%）で、国税と地方消費税の税率の内訳が異なるため、一致させることを要望する。
- ・ すべての免税事業者が本方式導入後、インボイスを発行する課税事業者に転換するとは限らず、また、仕入事業者が課税事業者を選択することが実務上容易でない場合も想定されるため、当面の間は当該経過措置を適用することを要望する。

4) グループ企業間取引について消費税を非課税とする連結消費税制度の導入

【理 由】

- ・ 欧州付加価値税（VAT）を導入しているEU加盟国では、グループ企業間取引について非課税とするVATグループ課税制度を認めている。

国際的な競争力を確保するため、わが国でも同様の制度の導入を要望する。

- ・ 完全子法人間のグループ会社間取引について、消費税を非課税とすることを要望する。

法人税では連結納税制度が導入済であるが、消費税では未だ導入されていなく、税の公平性、中立性の観点で、同制度の導入が必要。

5) 税率の引き上げに伴って拡大する、損害保険に係る消費税制上の課題を解消する抜本的な対策を検討すること

【理 由】

- ・ 我が国において、損害保険料は、消費税の導入以来、「課税することになじまないもの」と位置付けられ非課税とされてきました。しかし、このために、一般事業者であれば認められる仕入れに係る消費税負担の

控除（仕入税額控除）が、ほとんど認められないこととなり、結果として損害保険料には、代理店手数料や物件費などにかかる消費税相当額が、転嫁せざるを得ない「見えない消費税」として含まれていく構造となっております。このことは、国民にとってのわかりにくさとともに以下の「税の累積」・「税の中立性の阻害」という2つの課題を発生させております。

付加価値税制度を導入している諸外国においては、こうした課題を踏まえた制度設計を行い、また影響の緩和策も実施しております。我が国においても、税率の引上げに伴って拡大する上記課題を解消する抜本的な対策の検討を進めていくことが必要であると考えます。

6) 納税義務の免除制度

【理由】

- すべての法人を消費税の課税事業者とし、法人に対する納税義務の免除制度を廃止することを要望する。
近年、納税義務の免除制度を利用した課税回避が横行し、それを防止するための改正が繰り返し行われてきたことにより、現行制度における消費税の納税義務の判定は非常に複雑で難解なものとなっている。
この免税事業者制度は、中小事業者の事務負担等に考慮して設けられた制度であるが、法人税の申告を行う中小事業者は、申告に必要な帳簿書類を具備しており、そうした帳簿書類に基づき消費税の申告を行うことが多大な事務負担の増加につながるとは考えにくい。
また、今後予定されている消費税率の引上げにより、免税事業者制度による益税はさらに増大すると予想され、かえって課税の公平性を欠いた制度となることが懸念される。
- 消費税の納税義務の有無の判定が過度に複雑化している。また、過去の税制改正（及び適格請求書等）により一部手当てされているものの、未だに小規模事業者に係る納税義務の免除を利用した「益税」の余地が残されているため、免税事業者の廃止を要望する。

7) 外国証券等の譲渡に係る消費税の内外判定基準

【理由】

- 消費税法上、資産の譲渡に係る消費税の内外判定については、原則、当該資産の所在地で判定することとなっています。
しかしながら、日本の金融機関が外国証券等を譲渡した場合については、その取扱いが必ずしも明確でないことがあるため、無券面の外国証券等の譲渡については、国外取引（不課税）である旨を明確化することを要望します。
- 現行の消費税法においては、資産の譲渡に係る消費税の内外判定について、原則当該資産の所在地で判定することとなっております。
しかしながら、保険会社を含む金融機関が無券面の外国証券等を譲渡した場合については、その取扱いが必ずしも明確でないため、その内外判定基準を明確化することが必要と考えます。

8) 外国法人における特例条文の設定

【理由】

- 現在の消費税法は外国法人も範疇としているものの、具体的な条文においては外国法には存在しない概念、たとえば新設法人における資本金、実際の運用において判断に難しいものがある。特に免税事業者についてはどの国の外国法人でも適用できるような特例を作成してほしい。

(2) 仕入税額控除

1) 大企業等に対する95%ルール不適用の見直し

【理由】

- 課税用仕入・非課税用仕入・共通仕入の区別には極めて大きな事務負担が伴い、その負担は課税売上高が大きい会社ほど重くなる。95%ルールの制定趣旨は事業者の事務負担軽減であることから、課税売上高の多寡に関わらず、課税売上割合95%以上の事業者全てに対して全額控除方式の採用を認めるべきである。

- ・ 消費税に係る納税事務等を効率的・簡素に実施するためには、平成23年度税制改正により廃止となった、課税売上割合が一定以上の場合に全額仕入税額控除することができるルールを復活させることが必要。
- ・ 複数税率の管理など、消費税に係る納税事務等の負担増大が懸念される中、平成23年度税制改正により廃止となった仕入税額控除の95%ルールを復活することで、消費税の納税事務等を効率的・簡素に実施できるため、消費税の課税売上割合が95%超の場合の、全額仕入税額控除の復活を要望する。
- ・ 課税売上割合が95%以上にも拘わらず、売上に対応する仕入区分毎に消費税を把握する必要から業務負担が大きい。この為、本ルールを全ての法人に適用してもらいたい。
- ・ 業務の煩雑さを解消するため並びに、リバースチャージでの費用負担を排除するため、95%ルールの見直し・復活を要望する。
- ・ 軽減税率の導入、インボイス制度の導入により消費税に係る事務負担は益々増大します。企業の膨大な事務コストの削減や税務調査に係るコストの削減等の観点から、課税売上高が5億円を超える事業者についてもいわゆる「95%ルール」の復活をいただくよう要望いたします。
- ・ 事務負担を考慮し、事務手続きをより簡便化するため、仕入税額控除の95%ルールを再導入することを要望する。
- ・ 平成23年度税制改正による「95%ルール」撤廃に伴い、仕入税額控除ができない控除対象外消費税等が生じることとなった。資産にかかる控除対象外消費税などの損金算入については損金経理要件が課されていることから、実務上も煩雑な処理が必要となっている中、軽減税率の導入により更なる事務負担増が予想されている。こうしたコストを抑制するべく、仕入税額控除の95%ルールの再導入または損金経理要件の撤廃を要望する。
- ・ 課税売上割合が100%に近いにも係わらず、全ての取引を売上に対応する仕入区分ごとに把握することにより、会社経理が煩雑なものとなっている。企業の事務処理負担の軽減、経理処理の簡素化を図るべく、95%ルールの復活を要望する。
- ・ 課税売上割合が95%未満の場合の仕入税額控除の計算における特例計算の導入又は計算の見直しを要望する。
金融機関や医療法人等非課税売上が多額に計上される法人については、低い課税売上割合に起因する控除対象外消費税による消費税負担の影響が大きく公平性に欠ける。
また、少額の非課税売上のみが計上される法人についても課税売上高が5億円超となった場合には、個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかによる仕入税額控除の計算が求められるが、個別対応方式による場合には事業者における事務負担が大きく、また、いずれの計算方法においても少額の非課税売上に起因する控除対象外消費税が生じ、実態に即した税負担になっていないものと考えられるため。

2) 「課税資産の譲渡等」のみ要する」の定義の明確化

【理由】

- ・ 課税売上等との直接的な対応が必要と理解するが、取引の目的である売上が課税売上等であれば直接的な対応があると判断して良いのか、取引の目的そのものではないが結果生ずる売上に非課税売上を含まないことまでを要求しているのが明確でなく、実務上解釈の差異が生じ、国税当局との見解の相違により課税の安定性が損なわれる懸念がある。また、納税者によって取り扱いが異なる場合、課税の公正性を確保できない。このため、法解釈のさらなる明確化を要望する。

3) 控除対象外消費税額等の損金算入

【理由】

- ・ 消費税95%ルールの撤廃に伴い、資産に係る控除対象外消費税額を損金算入しなければならないが、課税売上割合の算出など数値の確定には時間を要するため、決算時に控除対象消費税額を確定することは難しく、資産に係る控除対象外消費税の損金算入要件の撤廃を要望する。
- ・ 控除対象外消費税を損金計上する為には、法人税法施行例139条4により損金経理が要件とされている。一方で、正確な控除対象外消費税額の算出には、当年度末までに計上された全ての仮払消費税を3区分し、自己宛輸出等のみなし輸出額を含めた課税売上割合の算定が必要になり、決算時には間に合わせることは困

難である。よって、企業実務を考慮し、損金経理要件を撤廃すること。

- ・ 売上高が5億円を超える企業では消費税の95%ルールが適用できなくなり、控除対象外消費税等は損金算入されることとなったが、控除対象外消費税等のうち資産に係るものを損金算入するには損金経理が要件となっている。しかし、

- 1 決算確定日までの短い期間に控除対象外消費税等の正確な金額を把握することは極めて困難であること
- 2 決算確定後、法人税の確定申告期限までの間に申告調整が必ず発生するため、確定した控除対象外消費税等と損金経理した控除対象外消費税等が一致することはまずありえないが、その差額は通常それほど多くなるとは考えられないこと

等から、資産に係る控除対象消費税等について、資産に係るもの以外の控除対象消費税等と同様に損金経理要件を撤廃し、法人税の確定申告書において所得を減算できるよう要望したい。

- ・ 資産に係る控除対象外消費税額を損金算入する必要がありますが、課税売上割合の算出など数値の確定には時間を要し、決算時に控除対象外消費税額を確定することは難しいため、損金算入要件の撤廃を要望します。
- ・ 決算の短い期間に資産に係る控除対象外消費税を適正に見積り損金経理することは、実務上困難であるため、資産に係る控除対象外消費税等の損金算入についての損金経理要件を撤廃することを要望する。
- ・ 控除対象外消費税額等は損金算入されるが、資産に係る控除対象外消費税額等を損金に算入するためには、損金経理を要する。

しかし、決算確定日までの短い期間において、控除対象外消費税額等の正確な金額を把握することが極めて困難であり、また、決算確定後、法人税の確定申告期限までの間に、収益計上もれ、費用過大計上などの申告調整が必ず発生するため、控除対象外消費税額等と、損金経理した額が一致することはほぼない。特に、確定額>損金経理額の場合、その差額を60カ月で損金化することは過度な事務負担となることから、資産に係る控除対象消費税額も損金経理要件を撤廃し、法人税の確定申告書において、所得を減算できるよう要望する。

- ・ 資産に係る控除対象外消費税額の損金算入は損金経理が要件とされており、損金経理しなかった場合には、翌事業年度以降に損金経理することを要件として5年で損金算入することとされている。しかしながら、実務上は、決算確定日までに課税売上割合を算定することが困難なことから、見積もりで控除対象外消費税を損金経理している会社も多く、損金経理額が申告上の金額より小さい場合には、当該損金経理不足額を繰越処理せざるを得ないといった弊害が生じている。これらの控除対象外消費税については、特段課税上の弊害も認められないと考えられ、損金経理要件を廃止していただきたい。

4) 課税売上割合の計算方法の見直し

【理由】

- ・ 貸付金等の金銭債権の譲渡対価の5%や、有価証券の譲渡対価の5%を非課税売上として「課税売上割合」の分母に入れているが、業種特性を勘案した見直しを要望する。
銀行は金利収入や有価証券売買が多いため、他業態と比較しても課税売上割合が極めて低く、他業種との公平性に欠ける。
有価証券売買は導入時に、金銭債権は平成26年度税制改正で5%のみを分母に算入する手当がされたが、さらなる引き下げ検討を要望する。

5) 現物出資、株式交換・移転に係る消費税法上の課税標準額の取扱い

【理由】

- ・ 企業の再編を促す目的で適格組織再編税制が導入された背景を鑑み、消費税法上の取り扱いを法人税法上の取り扱いに合わせる、すなわち課税標準を帳簿価格とすべきである。
または、当該再編に係る消費税法上の取扱いを不課税取引とする事を要望する。
- ・ 簿価譲渡を前提としている現物出資を行った際に時価をベースとし非課税売上高の計算基礎とするが、消費税の取り扱いを不課税として頂きたい。法人税法上、適格現物出資は課税の繰延べであり、簿価譲渡を前提としている為、実務的に時価情報の取得が困難であり、また企業再編を促進させる上でも不課税が望まし

いと考えられる。

- ・ 法人税法上の適格現物出資が行われた場合に、法人税法上の処理と消費税の経理処理との整合しない部分が生じることとなるため、消費税の課税の対象から除外することを要望。

法人税上は帳簿価額での資産の移転となる一方で、消費税上は時価による譲渡が行われたものとして取り扱われることとなり、簿価での移転が認められる適格組織再編成にも関わらず、各移転資産の時価を用いることは実務上の負担が伴うため。

- ・ 適格株式交換・適格株式移転を行った場合の資産の譲渡等の対価の額を、直前の株式の帳簿価額とすることを要望する。適格株式交換・適格株式移転を実施した場合、法人税法上は帳簿価額が承継され課税関係が生じないこととされている。一方、消費税法上は資産の譲渡等に該当することとされ、対価の額を算定するために株式の時価評価が必要になり煩雑である。法人税法との整合をとることが合理的と考えられる。

- ・ 株式交換・移転（「株式交換等」という）が行われる場合、完全子法人の株主はその所有する完全子会社株式と完全親会社株式との交換による有価証券の譲渡取引を行うこととなる。

当該取引は、現行消費税法では「有価証券等の譲渡」に該当し『非課税取引』とされるが、これを『不課税取引』とするよう要望する。

組織再編税制の改正により適格株式交換等が認められた現状下で、株式交換等についてのみその消費税における取扱いを現行のまま「譲渡取引（非課税取引）」とすることは、組織再編を活性化する左記税制の趣旨に合致しない。

合併等による諸資産・諸負債の移転・承継は、譲渡に該当せず消費税の枠外とされているところ、株式交換等も本法化され、組織再編税制に組み込まれたことを鑑みれば、消費税の取扱いについても合併等とその取扱いを整合させるべきである。

- ・ 株式交換・株式移転が行われた場合の「有価証券の譲渡」を対象外取引とするよう整備することを要望する。

消費税法上、包括承継は「資産の譲渡」に該当せず、消費税の対象外取引となるため、会社法上、資産・負債の承継が包括（部分）承継と整理されている合併又は分割は対象外取引となる。

一方、株式交換・株式移転は包括（部分）承継には該当せず、株式の譲渡と整理されることから、完全子法人の株主が取得する株式交換完全親法人株式又は株式移転完全親法人株式の価額（及び交付金銭等の価額）の合計額が譲渡対価の額となり、消費税法上、非課税取引となる。

株式交換・株式移転も会社法上の組織再編法制であり、合併・分割と並んで用いられるM&Aの手法である以上、株主における消費税の計算に影響を及ぼさないようにする（つまり対象外取引とする）ことが、企業の組織再編成を活発にし、ひいては日本経済の活性化に資することになると考えられる。

- ・ 適格現物出資を行った場合、現物出資法人は適格現物出資直前の帳簿価格により現物出資対象資産の譲渡をしたものとして法人税法上取り扱われる（法62条の4）。

また、株式交換親法人又は親法人株式のいずれか一方の株式以外の資産の交付がされない株式交換・移転が行われた場合、株式交換・移転完全子法人の旧株主は、株式交換直前の帳簿価格を対価とした譲渡が行われたものとして取り扱われる（法61条の2⑧）。

一方、消費税法上、現物出資における非課税売上高の計算の基礎となる金額は、当該出資により取得する株式の取得時の価額とされ、また株式交換・移転については明確な規定はないものの、法人税法上の規定を準用する規定もなく、対価となる株式の時価となると考えられる（消令2①二、消45条②三四他）。

これらの株式について、将来譲渡を行った場合には再度、非課税売上高に含まれてしまうこと、また、企業の再編を促す目的で適格組織再編税制が導入された背景を鑑み、現物出資については、消費税法上の取扱いを不課税とする、若しくは法人税法上の取扱いに合わせる、すなわち課税標準を帳簿価額（×5%）とすべきである。

また、株式交換・移転についても、少数株主の意思にかかわらず起こってしまう組織再編行為であることに鑑み、不課税取引として頂きたい。

6) インターバンク市場で発生するマイナス金利相当額の利息を非課税取引として取り扱うこと

【理由】

・①対価性

平成28年5月20日付けの全銀協通達で、インターバンク市場で発生するマイナス金利相当額を不課税取引として取り扱う旨が規定されている（資産の貸付の対価や借入人が貸付人に対して行う役務提供の対価には該当しない整理）。

しかし、一般的に、銀行に預金が滞留すると日銀当座預金へマイナス金利相当額を支払われなければならないため、日銀当座預金に適用される利率以下であれば、貸付人はインターバンク市場でマイナス金利相当額を支払う意義がある。このため、貸付人は現金をインターバンク市場で貸付することによって、日銀当座預金へのマイナス金利支払いを免れるという便益を負っている事になるため、不課税取引として処理することは問題がある。

②整合性

また同通達では、日銀当座預金の利子については、金融機関が受取る利子（純額）を非課税資産の譲渡等の対価として取り扱う旨規定されている。インターバンク市場で発生するマイナス金利相当額を不課税取引として取り扱う一方、日銀当座預金の利子については非課税取引として取り扱うため整合的ではないと史料。

7) フリーレント期間を含む賃貸借に係る法人税及び消費税の取扱いを明確化すること

【理由】

- ・フリーレント期間を含む賃貸収入については、会計上、賃料総額をフリーレント期間を含む総契約期間にわたって均等に按分して計上する方法が認められており、また、法人税法のコメントにも、フリーレントの期間が6ヵ月や1年といった長期に及ぶような場合には、賃料総額を期間按分して収益計上すべき旨の記載がある。

しかし、法人税法及び消費税法上、フリーレント期間がある場合の賃貸借に係る収入・費用計上の方法や消費税の課税売上及び課税仕入れの認識のタイミング等について明確な取扱いが示されているとはいえ、実務上疑義が生ずることがあるため、貸借人及び借借人におけるこれらの取扱いを明確にしていきたい。

8) 仕入税額控除の帳簿等保存要件の緩和

【理由】

- ・仕入税額控除の要件を「帳簿及び請求書等」の保存から「帳簿又は請求書等」の保存へ緩和することを要望する。仕入税額控除は、帳簿に一定事項の記載をすること及びその記載要件を満たした帳簿と請求書等の両方の保存をすることを要件としているが、その記載内容は重複していることから、帳簿か請求書等のいずれか一方のみの保存を容認し、事務負担の軽減を図る。

9) 仕入税額控除の帳簿記載事項

【理由】

- ・法人税法が認める帳簿代用書類が消費税法上認められないため、消費税の要件を満たすべくシステム対応が必要となっており、企業の負担となっている。

法人税法では、法定事項を帳簿に記載することに代えて、それらの記載事項の全部又は一部が記載されている取引関係書類を整理・保存すること（帳簿代用書類）を認めているが、この帳簿代用書類は、消費税法第30条第8項《仕入れに係る消費税額の控除》に掲げる帳簿として扱われないことから、消費税法上も十分な証憑の保管を前提に帳簿記載事項の軽減を認めて頂きたい。

10) インボイスを発行できない免税業者や個人に対する仕入税額控除

【理由】

- ・インボイス方式導入後、免税事業者や個人に対する支払にかかる消費税について仕入税額控除不可になると、税負担が増大する為、インボイスを発行できない免税業者や個人に対する支払にかかる消費税の仕入税額控除可能化を要望。

11) 課税になじまない取引

【理由】

- ・ 身体障害者用品等の社会政策的配慮により、非課税扱いとなる売上に対応する仕入にかかる税額を事業者負担とせず、国の負担とすべき。「非課税取引」について消費税の課税になじまない取引を国がしている。

(3) 申告・納付期限の延長等

【理由】

- ・ 消費税は法人税と連動している部分が多く、法人税側で5月末の見込み納付後に修正等があった場合、消費税側は修正申告もしくは更正の請求の手続きが必要になるが、事務負担軽減の観点から、法人税に合わせて1ヶ月の申告期限延長が可能となるよう要望したい。
- ・ 現時点消費税については納期限の延長措置が災害等以外では認められていないが、法人税の申告作業手続きにおいて消費税も調整すべき案件が発見されることが多々発生している。日本の消費税については海外の方式と異なり、売上を課税標準としているのであるから、密接に関係のある二つの税金の納期限が異なることは実務上大きな弊害となっている。また修正申告においては延滞税を納付することになるが、このことは法律の矛盾から生じているものであり、納税者から不要な付帯税を徴収しているものと考えられる。
- ・ 地方税及び法人税は、申告期限の延長が1か月は認められているが、利子税がかかってしまう為、法定納期限自体を2か月から3か月に延長していただきたい。
- ・ 消費税の課税標準の確定は法人税の所得と同期連動しており、法人税の確定申告期限に延長が認められる中、消費税についても確定申告期限を法人税と同じとするよう延長措置の導入を要望します。
- ・ 事業年度終了後2カ月で、申告納付期限の延長は認められていないが、法人税の申告と消費税は並行して進んでいるものであり、法人税の申告内容確定と作業が同タイミングとなる。
マスターファイル、CbCR、ローカルファイルの作成により、事業年度終了後の事務工数が増加する為、消費税についても、申告期限の延長を認めるべきである。
- ・ 消費税の申告・法定納付期限につき、法人税と同様に1ヶ月間延長特例を法制化すること。
- ・ 法人税と消費税は連動している部分が多く、法人税側で消費税に影響のある調整を行った場合、消費税側で修正申告、更正の請求いずれかの手続きが必要となるため、法人税確定申告期限の延長特例と同様に、消費税の申告・納付期限の延長を要望する。
- ・ 会社法の規定に基づき監査役や会計監査人の監査を受けなければならない等の理由により決算が確定しないため、法人税法第75条の2《確定申告書の提出期限の延長の特例》の規定により確定申告期限の1月間延長を受けている法人は、消費税についても同様に確定申告期限を延長する特例を設けることを要望する。
法人税では第75条の2の特例が認められている一方、消費税には同様の規定がないため、会計監査人等の監査により納付すべき税額に異動を生じた場合には、修正申告又は更正の請求を行うしかない。
- ・ 法人税の確定申告の場合、確定決算に基づく申告が求められていることから、決算が確定しないこと等の理由による申告期限の延長が認められている。
消費税においては、法人の事業年度が課税期間とされているが、法人の決算が確定しない限り、消費税の課税標準額及び課税仕入れ等の税額も確定しないこととなる。
したがって、たとえば、課税期間の末日が事業年度の末日である場合には、消費税の確定申告期限の延長を認めることとすれば、確定決算に基づいた消費税の申告が行えると共に、決算の確定に至る過程において生じた調整額を適正に消費税の確定申告書に反映できるようになり、納税者の事務負担の軽減と適正な申告を推進する効果が期待できると考えられる。
- ・ 消費税は法人税と連動している部分が多く、法人税側の見込み納付後に修正等があった場合、消費税側は修正申告もしくは更正の請求の手続きが必要になるが、事務負担軽減の観点から、法人税に合わせて1ヶ月の申告期限延長が可能となるよう要望する。

(4) その他（電気通信利用役務の提供含む）

1) 輸出免税範囲の拡大

【理由】

- ・ 消費税法施行令第17条第1項及び第2項において、外航船舶等の譲渡等のうち船舶運航事業、船舶貸渡業又は航空運送事業を営む者に対するものが輸出免税の対象とされている。船舶においては、運航事業者に加え、貸渡事業者も対象となっている一方、航空機においては、貸渡事業者が対象となっていない為、航空機においても輸出免税の規定に貸渡事業者を加えること。

2) 電気通信利用役務の提供等

【理由】

- ・ AIやスマートフォンに関する技術の革新が進み、電気通信技術を利用した役務の提供や製品の提供が複雑化をしている。先進的な技術に対して、または既存技術との混合の提供において、電気通信利用役務といえるかという判断が、技術者から説明をうけても、技術的な背景のないものには明確に理解ができない点がある。コアとなる技術として、社会的に定義が固定された技術に特定し例示するなど、高度に専門的な技術の判断を求められないようにしてほしい。
- ・ 電気通信利用役務の提供が事業者向けに該当するか、もしくは消費者向けに該当するのかを判定するにあたり、詳細なガイドラインを設定したり、役務提供者に何らかの登録を求めた上、役務提供者ごとに取扱いサービスが事業者向けに該当するか、消費者向けに該当するかを、法令等で明確化することを希望する。
役務受領者に対し、役務提供者（国外事業者）から当該役務が事業者向けか消費者向けかの通知がなかった場合、役務受領者側においてその判定を行う必要があるが、当該判定は困難と考えられるため（※）。
（※）役務提供者（国外事業者）は日本の税法に熟知していないため、役務受領者に対する通知がないケースが多く、また、大手の役務提供者（国外事業者）であったとしても、自ら提供するサービスが事業者向けに該当するか消費者向けに該当するか判定に迷うケースが存在している（実例：役務提供者側では事業者向けとして判定していたものの、顧客から消費者向けに該当するのではないかという問い合わせがあり、国税局に見解を求めたというもの）。
- ・ 事業者向け電気通信役務を行う「国外事業者」から、国外事業者の国内支店を除外することを要望する。
国内支店を有する国外事業者は、自ら消費税申告を行っているため、消費税の補足は容易に可能。したがって、当該事業者から受ける役務提供をリバースチャージの対象とするには不適切。
- ・ 電気通信利用役務の提供の範囲が明確でなく、実務上の判断に支障をきたすことが予想される。たとえば、以下の問題がある。
 - 消費税法基本通達5-8-3（電気通信利用役務の提供）において、「電気通信利用役務の提供」に該当する取引の例として、「電話、電子メールによる継続的なコンサルティング」が挙げられている。
「電話、電子メールによる継続的なコンサルティング」も、顧客からの依頼により何時間もかけて情報収集・調査をして提供されることが多いことを考えると、国税庁のパンフレット（「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等について」）において、「『電気通信利用役務の提供』に該当しない取引の具体例」で示されている「他の資産の譲渡等に付随してインターネット等が利用されているもの」との相違点が見いだせない。
 - 「電気通信利用役務の提供」の定義規定（消法2①八の三）に例示として「電気通信回線を介して行われる著作物の提供（その著作物の利用の許諾に係る取引を含む）」が示されている。この括弧書きの挿入は、著作物の提供には著作権法第63条（著作物の利用の許諾）に該当する行為が含まれうることに配慮したものだと考えられる。
一方、国税庁の「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等に関するQ&A」問2では、「電気通信利用役務の提供」に該当しないものの例として、「著作権の譲渡・貸付け」が挙げられている。「著作権の貸付け」は、消費税法基本通達5-4-2等から「著作物の利用の許諾」に近い概念だと考えられる。
したがって、「著作物の利用の許諾」に係る取引のうち、「電気通信利用役務の提供」に該当するものと

該当しないものとの区分が明確でない。したがって、「著作物の利用の許諾」に係る取引のうち、「電気通信利用役務の提供」に該当するものと該当しないものとの区分が明確でない。

- ・ 電気通信利用役務の提供を受ける者がパートナーシップである場合の内外判定基準を明らかにすることを要望する。

電気通信利用役務の提供を受ける者が個人又は法人である場合の内外判定基準は法令上明らかにされているが、パートナーシップである場合の判断基準が示されていないため、外国弁護士事務所の日本拠点又は日本の弁護士事務所の外国拠点が電気通信利用役務の提供を受ける場合には、内外判定が行えない。

(いずれの場合も、パートナー（個人）の住所等で判定するという解釈もありうるが、複数のパートナーが複数の国に住所等を有する状態であるため、実務上国を特定することは困難である。)

- ・ 電気通信利用役務の提供を行う者がパートナーシップである場合に、そのパートナーシップが国外事業者に該当するか否かの判定基準を明らかにすることを要望する。

電気通信利用役務の提供を行う者が個人又は法人である場合において、その提供者が国外事業者に該当するかどうかの判定基準については、法令上明らかにされているが、パートナーシップである場合の判断基準が示されていないため、外国弁護士事務所の日本拠点又は日本の弁護士事務所の外国拠点が電気通信利用役務の提供を行う場合に判定を行うことが困難となる。

(いずれの場合も、パートナー（個人）の住所等で判定するという解釈もありうるが、複数のパートナーが複数の国に住所等を有する状態であるため、実務上国を特定することは困難である。)

- ・ 平成27年度税制改正により、国境を越えた電気通信役務（電子書籍・音楽・広告の配信等）の提供等に対する消費税の課税方式として、リバースチャージ方式（国内事業者が申告納税する方式）が導入され、平成27年10月から適用されております。

このリバースチャージ方式に関し、平成29年度税制改正大綱において、国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税のあり方について、「課税の対象とすべき取引の範囲及び適正な課税を確保するための方策について引き続き検討を行う」とされております。

今後、リバースチャージ方式の対象取引の拡大等が検討される際には、保険会社を含む金融機関の実務負担に十分配慮しながら慎重に検討するとともに、事前に素案を公表し意見を求めるなど、納税者が十分な準備を行い、また納税者側から有用な提案を行えるような環境整備が必要であると考えます。

3) 納税通貨の拡大（外国法人においてUSD/EUROなどでの納税を認める特例の設置）

【理由】

- ・ 国境を越えた電気通信利用役務の改正において、外国法人が納税者となるケースが増えている。納税手続きは税務代理人を通じて支払うことが可能であるが、円価での納税が前提となるため、納税と税務代理人との決済のタイミングで為替差損益が生じてしまう。また外国法人が円価で税務代理人に支払う必要があるため多大な手続きを伴うこともある。納税者が外国法人の場合の納税通貨の拡大をしてほしい。

V その他の国税

(1) 印紙税

1) 印紙税の廃止・簡素化

【理由】

- ・ 商取引の電子化が進んでおり、課税の不公平感が増している。印紙貼付の要否を判断するのも工数がかかっており、廃止すべき。
- ・ 一部の文書にのみ課税され、税の公平性が損なわれており、同じ内容の契約でも電子契約の場合には課税されない。また、諸外国に同様の課税制度はないため廃止を要望する。
- ・ 行政手続の簡素化・IT化方針が示されているだけでなく、同一契約に関して紙の契約であれば課税、電子契約であれば不課税というような時代に馴染まない課税の不公平が発生していることから早急に廃止すべきである。
- ・ 印紙税はあくまで文書に課税されるものであり、電子書類には課税されない。電子取引が益々進展する現状においては、課税の不公平が発生しており、文書課税の印紙税は、経済情勢の実情に合わないの、この際印紙税を廃止されたい。
また金額が少額にも関わらず、課税文書か不課税文書の判断（委任、請負の判断等）に迷う場合も多く、その判断に手間がかかる場合も多いため廃止することを希望。
- ・ ペーパーレス化が進んでおり、文書に対して課税する制度は公平性に欠くと考えられる為、本税を撤廃してもらいたい。
- ・ 印紙税はあくまで文書に課税されるものであり、電子書類には課税されない。電子取引が益々進展する現状においては、課税の不公平が発生している。そのため、文書課税の印紙税は、経済情勢の実情に合わないの、印紙税の廃止を要望する。
- ・ システムや電子メールでの契約・発注が主流になりつつある中、紙を媒体とした文書にのみ課税する印紙税は合理性が失われているため、廃止すべきである。
- ・ 情報化社会が浸透し電子商取引も一般的となりつつあるなかで、契約文書にのみ課税することは課税の公平性の原則に反するため、印紙税の廃止を要望します。少なくとも1号、2号、7号、17号などは課税対象から外すよう見直しを要望します。
- ・ 電子商取引が一般的となる中で契約文書にのみ課税することは課税の公平性に反するため、ペーパーレス化の進展に応じ、印紙税を廃止することを要望する。
- ・ 経済実態と著しく乖離している印紙税は直ちに廃止すべき。
- ・ 有形の文書の有無により課税の有無が分かれる状況にあるが、インターネット取引の増加等を鑑みると、制度そのものが不合理なものとなりつつあるため、印紙税制度の廃止を要望する。
- ・ 電子商取引の急速な普及に伴って課税客体自体が存在しなくなりつつある現状に鑑み、公平性の観点より契約書等に係る印紙税を廃止すること。
- ・ 印紙税については廃止又は少なくとも課税金額を引下げ、課税文書や税額計算の簡素化を要望する。
電子商取引等の普及に伴い、課税負担の公平性の観点から不公平が生じていること、印紙税は課税文書の作成の有無、記載金額により税額が異なるため、特に、領収書、手形、不動産の売買、建築請負契約書に係る印紙税については、事務処理を含めて企業にとって大きな負担となっており、その結果、商取引の活発化・円滑化に支障をきたすものとなっている。
- ・ 印紙税はあくまで文書に課税されるものであり、電子書類には課税されない。電子取引が進展する現状においては、課税の不公平が生じており、文書課税の印紙税は、経済情勢の実情に合わないの、この際に印紙税は廃止されたい。
- ・ 電子商取引など商取引形態の多様化により、課税の根拠は既になく、不公平な課税となっているため廃止を要望する。
- ・ 二重課税の観点、電子商取引との公平性の観点、事務負担の観点、いずれの面でも存続の印紙税の必要性無し。財源対策や、国税当局職員の雇用維持のために、何年も廃止が見送られているが、襟を正して印紙税

を廃止すべき。

- ・ 流通課税として、消費税との二重課税としての側面もあり、何らかの抜本的な見直しが必要ではと思慮される。電子取引と紙とで課税の公平性が確保されていない点に鑑みて廃止を検討してほしい。
- ・ 電子文書には課税されないことや、特定の文言の有無で課税・不課税、また税額が変わる等、実態の経済取引は同じでも課税額が異なり、公平性を欠いているため、印紙税の廃止を要望する。
- ・ 電子商取引の増加やペーパーレス化が進展している中で、課税対象は紙媒体の文書のみであり、合理性を失っているため、制度自体の廃止を要望する。

2) 2号文書等の撤廃または要件の明確化（請負契約）

【理由】

- ・ 印紙税制度を残す国は少なく、未だに印紙税制度を残している国でも、不動産取引等の高額取引のみが課税対象となっており、修理加工等の承り書（請負契約文書、額面1万円以上：第2号文書）や、レシート等金銭の受領書（額面5万円以上：第17号文書）のように、個人消費活動に関する文書類まで課税していない。印紙税の第2・第17号文書は廃止されるか、課税文書となる最低金額を大幅に引き上げられたい。
- ・ 実務上、契約がすべて請負契約・準委任契約と区分できるわけではなく、混合の場合し、具体的契約規定の中で関係者の権利義務を定義しているケースもある。その場合、契約の属性に高度に民法の知識を要してしまう。準委任と請負契約の間で当事者の経済的立場に相違があるものとは思えないので、撤廃するか役務提供という形で契約内容による区分を廃止してほしい。

3) 2号文書の課税判断の保留

【理由】

- ・ 百貨店では、衣料品の裾上げ等の“お直し”や“名入れ”をはじめとする様々な修理加工を承っており、修理加工の内容は伝票（文書）に記載して、百貨店・消費者・加工業者等で共有する。
実際には1点につき数百円程度の“お直し（不課税取引）”であっても、修理費用を見積る場合に記載金額の無い「お預かり書」等を発行する場合、1通200円の印紙税（第2号文書）が課税されるのは、過重かつ不合理である。
よって、修理費用が不明な場合に発行する「お預かり書」等は、課税せず、実際の価格が決定した後に課税・不課税を判断するように改められたい。

4) 7号文書の撤廃または要件の明確化（売買基本契約）

【理由】

- ・ 7号分書は条文においては売買基本契約と例示しているものの、月額のエレベーター保守を含むなど、実務上では条文より大幅に範囲を広げる例示が通達で補完されている。そもそも2以上の取引についての定義が通達にしかなくわかりづらい。廃止をするか、月額のサービスを前提とするのであれば詳細に含まれる役務・含まれない役務の規定を明確にほしい。

(2) 登録免許税

1) 登録免許税の軽減・簡素化

【理由】

- ・ 建物取得時、消費税との多重課税解消のため、廃止すべき。
- ・ 不動産取引に係る流通段階のコストは、不動産取得税および登録免許税が課せられていることにより、他の金融資産等と比べて割高なものとなっています。不動産市場活性化のため、不動産取得税の廃止および登録免許税の適正水準への引き下げによる、負担軽減措置の拡充を要望します。

2) 投資法人等に措置されている登録免許税の軽減措置の期間を延長すること

【理由】

- ・ 会社型投資信託やSPC等に係る不動産取得税および登録免許税について、既に一定の税制上の措置が講じられています。しかしながら、会社型投資信託やSPC等は、本来、導管体であり担税力を持っていないことや、今後、不動産投資信託をはじめとした不動産流動化市場が発展していくためには更なる税制上の措置が不可欠と考えられることを考慮し、会社型投資信託やSPC等を利用した不動産流動化に係る不動産取得税の廃止を要望します。また、所有権の移転登記に係る登録免許税については、特例措置の恒久化を要望します。

地方税の部

I 地方税全般

(1) 地方税制度全般の抜本的見直し

【理由】

- ・ 課税標準の計算が企業の財務諸表だけでは対応できないほど複雑となっており、企業に多大な事務負担を強いているため、過大な事務負担が生じている事業税・外形標準課税（特に付加価値割）の計算方法を見直すとともに、住民税均等割、事業所税等の他の外形標準課税制度との整理・統合を図り、地方税制度の簡素化を図ることを要望する。
- ・ 現行の地方税の税額算定は煩雑であり、所得割／法人税割、外形標準課税／均等割／事業所税／固定資産税という形で、似通った課税客体を基礎として異なった方法により税額算定を行っている。
そこで、地方税の課税について統合を図る等の簡素化する事を要望する。
- ・ 地方法人税（国税）の創設により、地方税の一部見直しが行われたが、地域間の税源の遍在性の是正と財政力格差の縮小をさらに進めるべく、比重が大きい地方税における法人課税（住民税、事業税及び地方法人特別税）を廃止し、これらを法人税（国税）に統合／一本化する（地方の財源は国税からの交付金にて調整）これに伴い、連結納税制度・外国税額控除制度等に係る国税と地方税の取扱いの差異を完全に解消することを要望する。
- ・ 法人税の所得計算及び申告作業簡素化の為、地方税における法人課税（住民税・事業税及び地方法人特別税）を廃止し、これらを法人税（国税）に統合一本化することを要望する。
- ・ 地方税は地方行政サービスの対価として支払われるものであり、受益と負担のあり方の適正化の観点から、地方法人二税の適正な課税のあり方についても検討すべきである。
- ・ 地方税の税目（特に外形標準課税の項目）は多岐にわたっており、税額に比して算定の事務負担が膨大であるため、簡素化を要望する。特に事業所税は外形標準課税や固定資産税との二重課税にもなっていることから、廃止を要望する。

(2) 法定外税

1) 総務大臣による不同意要件の明確化

【理由】

- ・ 核燃料税などの法定外税について、地方自治体はその創設等を行う場合には、公平・中立などの原則に照らし十分な検討が行われることが重要であり、安易な法定外税の創設、見直しは問題。
法定外税に係る総務大臣の不同意要件について、課税の合理性、負担水準の適正性、国の重要な施策との適合性などの観点から、その判断基準を明確化することは、法定外税制度の透明性向上に資すると考えられる。

2) 超過課税・法定外税の廃止

【理由】

- ・ 超過課税の廃止により、全国一律の税率とすることを要望します。
- ・ 法人への負担偏重の是正、実効税率計算簡素化のため、標準税率に統一し、法定外税をやめることを要望する。

(3) 連結納税制度の導入

【理由】

- ・ 地方税においても企業ループ内の損益通算が可能となる連結納税を適用すべきである。損益通算の効果拡大は延いては業界再編・事業再構築の円滑な促進につながり、日本再興戦略で示された事業再編を推進する企業に対する税制を講ずる方針にも合致している。
地方法人課税は都道府県、市町村ごとに申告・納税を要するため、特に全国展開している企業にとっては事務負担も大きいことから、企業の事務負担軽減にもつながる。
- ・ 連結納税制度を導入している企業の決算実務・納税実務の煩雑さの軽減をはかるべく、地方税（法人事業税・法人住民税）への連結納税制度の導入を要望する。
- ・ 連結納税制度の節税効果（特にグループ内の所得・欠損の通算）を阻害しており、納税者の事務負担を増やしているため、法人住民税、法人事業税についても連結納税制度を創設すべき。
- ・ 連結納税は、法人税についてのみ適用できる制度であり、事業税や住民税には適用がない。よって、連結納税を導入しても、事業税や住民税は従来どおり単体申告をする必要がある。このため決算・申告における税額計算が非効率となっているのに加え、税効果会計も税目ごとに計算する必要が生じ非常に煩雑である。
- ・ 法人税法上、連結納税制度を導入している企業の決算実務・納税実務の煩雑さを軽減すべく、法人事業税・法人住民税にも連結納税制度を導入することを要望します。
- ・ 事務手数の削減、納税コストの削減、地方偏在是正の実現、連結ベースでの数値管理のため、地方税を地方法人税に一本化し、地方税にも連結納税を導入することを要望する。
- ・ 国税と地方税で制度に差異があることにより連結納税が複雑化しており導入の阻害要因の一つになっているとおもわれるため、連結納税を地方税においても導入していただきたい。
- ・ 現在、連結納税制度は国税に限定されており、法人住民税・法人事業税は単体申告を行う必要があるため、申告手続きが非常に複雑なものとなっている。地方税についても連結納税制度の対象とすることで、連結納税を採用する企業の事務負担を軽減し、制度全体の簡素化を図ることが望ましい。

(4) その他

1) 地方税における外国税額控除

【理由】

- ・ 外国税額控除の控除余裕額及び控除限度超過額の繰越制度の創設を要望する。地方税から地方法人税に移行されており、一般的に納税者の税負担は変わらないと言われているものの、地方法人税法における外国税額控除の控除余裕額及び控除限度超過額の繰越制度は存在しておらず、実質的に税負担が増えている為是正すべきと考える。
- ・ 地方法人税の控除余裕枠の繰越制度の導入を要望する。法人地方税の控除余裕枠の繰越制度が未導入である理由が不明確。地方法人税は復興特別法人税のように時限措置ではないため、控除余裕枠の繰越制度は導入されるべき。
- ・ 法人住民税法人税割（以下「法人税割」）の課税標準を計算する場合において、法人税額の計算上適用した租税特別措置法の税額控除規定があるときは、その税額控除額を足し戻した額を法人税割の課税標準とすることとされている。（法人が中小企業者等である場合には、特例あり。）
一方で、法人税割における外国税額控除限度額は、「法人税の外国税額控除限度額×法人税割の税率」と規定されており、この計算で用いる「法人税の外国税額控除限度額」は、租税特別措置法の税額控除規定適用後の法人税額をベースに計算することとされている。
このような計算構造となっている結果、租税特別措置法の税額控除規定の適用により、法人税及び法人税割の合計納付額が、これを適用しない場合と比して増加してしまうケース（税額控除規定の適用により法人税の納付額は減少するものの、法人税割における外国税額控除限度額が租税特別措置法の税額控除額に対応する分だけ減少してしまい、法人税割の納付額が法人税の納付額の減少分以上に増加してしまうケース）が生じることがある。

各種政策等の観点から創設した租税特別措置法の適用の妨げにならぬよう、地方税法における外国税額控除限度額の計算方法の適切な見直しが必要と考える。

2) 法人市町村民税と法人県民税との合算申告制度の創設

【理由】

- ・ 申告拠点を多数有する企業は、市町村民税の申告のみならず、確定申告や、修正申告・更正の請求等において多大なる事務負担を費やしているのが現状です。東京都においては、23区（特別区）の法人区民税見合いを東京都民税に合算して納税する仕組みも現実であり、市町村合併が進行した現在においては同様の仕組みを他の道府県にも創設するよう要望します。

3) 税額控除の順序

【理由】

- ・ 地方法人税法において、地方法人税の課税標準は「各課税事業年度の課税標準法人税額とする」と記載されている。しかしながら、実際に申告書作成の段階では法人税額から租特法による特別控除を控除してから税率を乗じる必要があり、この点は法文からは不明確。他税目を課税標準とする税を導入する場合は、法文に税額控除の順序を詳細に記載すべき。

地方法人税の課税標準が、特別控除後の法人税額である点が法文からは不明確。このため、主に決算時の税金計算の過誤リスクが高い。企業活動において決算は極めて重要な要素であり、納税者に決算過誤リスクを負わせかねない税制は適切ではない。

Ⅱ 住民税・事業税

(1) 申告納付先の一元化

【理由】

- ・ 都道府県・市町村ごとに届出等を出さないといけないので実務上煩雑であるため、支店等が多い企業の事務負担が大きい。一元化による改善を求める。
- ・ 事務負担軽減、課税の公平性を確保のため、整理統合を要望する。
例えば、総務省所管の事務センターに一括申告納付する体制の構築をお願いしたい。
- ・ 事務負担の軽減の観点から、法人事業税・住民税も地方消費税と同様、国（税務署）に一括して納付できるよう改善を要望したい。
- ・ 本店所在地等への一括納付制度の導入等、納付事務の効率化を推進してもらいたい。
- ・ 納税事務簡素化のため、法人番号制の活用等による、本店所在地または主たる事業所等の自治体への一括申告・納付制度の創設を要望します。
- ・ 徴税・納税コストの削減及び課税標準の重複を排除のため、固定資産税と事業所税（資産割）を合わせて、地方税を抜本的に見直し、分割基準をやめて申告・納付を一元化することを要望する。
- ・ 企業の事務負担軽減となるため、地方税については、主たる事務所の所在する県・市に一括申告・納付を要望する。また、地方消費税については暫定措置（平成6年改正税法）である、国への申告・納付・還付制度を恒久化を要望する。
- ・ 事業税・住民税は事業所の所在する全都道府県・市町村との申告書類の提出・控え入手・納付還付手続きがあり、事務処理が煩雑となっているため、申告・納税事務の一元化を要望する。
- ・ 地方税の統一納付期間の設置、または本店所在地の地方公共団体への一括申告・納付により、手続きを簡素化すること。
- ・ 事業所を有する各々の自治体へ申告納付する現行方式は、企業に過度の事務負担を強いているため、事務効率化による生産性向上の観点から、本社所在地の都道府県への一括申告納付する方式への変更を要望する。
- ・ 各都道府県、市町村に個別に申告することは、事務手続き上の負担となっていることから、申告納税窓口を一本化してほしい。
- ・ 法人事業税・住民税の申告納付が分割基準の対象となる場合、事務所や事業所が所在する道府県及び市町村ごとに行うのではなく、主たる事務所あるいは本店が所在する道府県及び市町村に一本化することを要望する。
複数の道府県や市町村に事務所や事業所を有する法人が、分割基準により算定した法人事業税・住民税の申告納付を道府県及び市町村ごとに行うための事務負担がきわめて高いことに加えて、申告納税漏れリスクもあるため。
- ・ 事務負担の軽減の観点から、法人事業税・住民税も地方消費税と同様、国（税務署）に一括して納付できるよう改善を要望する。

(2) 外形標準課税の算定方法・記載様式の簡素化

【理由】

- ・ 企業の事務負担軽減となるため、外形標準課税の申告書記載要件の簡素化（簡素化の観点から記載事項から除くべき事項）を下記の通り要望する。
別表5の3の2（労働者派遣に関する明細書）における、「派遣元・先会社の住所」、「派遣労働者数」、「労働時間数」
別表5の4（純支払利子に関する明細書）における、「借入先・貸付先の住所」
別表5の5（純支払賃借料に関する明細書）における、「貸主・借主の氏名」、「貸主・借主の住所」
- ・ 付加価値割の算定方法が煩雑であるため、事業の外形を現していない単年度損益を課税標準から除外するなどの算定方法の簡素化及び申告事務に多大な工数を要する申告記載事項の簡略化を要望します。

- ・ 第6号様式にある報酬給与額に関する明細書や労働者派遣等に関する明細書について、申告記載様式が従来の所得割に加え、付加価値割等に関する各明細書が追加されたが、その記載内容が詳細すぎるため、企業にとってはかなりの事務負担増となる。企業の申告事務負担の軽減を図るためにも記載様式の簡素化をしていただきたい。
- ・ 納付事務効率化の為、フォームの統一並びに電子申告化を推進してもらいたい。

(3) 外形標準課税における課税標準の見直し

1) 保険業に係る法人事業税の現行課税方式の維持

【理由】

- ・ 平成15年度税制改正により、資本金1億円超の法人を対象として、一般事業会社における法人事業税に付加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、平成16年度から適用されています。生命保険業については、既に昭和29年から収入金額による外形標準課税が行われており、地方の安定的な税収確保に貢献してきました。しかしながら、与党の平成29年度税制改正大綱の検討事項において、「現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、これらの法人の地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。また、これらの業に係る中小法人については、近年における事業環境や競争状況の変化を踏まえつつ、課税のあり方について検討を行う。」とされています。一般事業会社における外形標準課税は、「地方分権を支える基幹税の安定化」という視点や「増税を目的としたものではない」という考え方に基づいて導入されていますが、生命保険業の現行の課税方式は、まさに税収の安定化に寄与していると考えられます。よって、生命保険業の法人事業税については、現行の課税方式を維持することを要望します。
- ・ 法人事業税は、地方公共団体の提供する種々のサービスに対する応益課税の性格を有することを明確化し、また安定的に地方税源を確保すること等を目的として、平成15年度税制改正により、従来の所得課税方式が見直されました。具体的には資本金1億円超の法人を対象として、一般事業会社における法人事業税に付加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、平成27年度、28年度改正において、外形標準課税の段階的な拡充が行われております。そのような中、既に収入金額課税となっている電気供給業、ガス供給業、生命保険業および損害保険業の4業種の課税方式については、引き続き検討することとされています。

損害保険業は保険事故の発生により各年度の収益環境が大きく変化するという特性があるため、所得課税を組み入れて税額が大きく変動する仕組みとするよりも、現行課税方式を維持する方が税収の安定化を目指した外形標準課税導入の趣旨に沿うものと考えます。また、応益課税という事業税の基本的な性格に鑑みれば、100%外形標準課税である収入金額課税方式が適当と考えます。

2) 電気供給業・ガス供給業に係る法人事業税の現行課税方式の見直し

【理由】

- ・ 電気供給業については平成28年4月から、ガス供給業については平成29年4月から、小売全面自由化が実施され、規制料金や総括原価方式などの事業税制度創設時に前提としていた課税環境が大きく変化している。その他の事業と同様の経営環境となっていく中、特定事業のみに異なる課税標準が適用されることは、租税負担の公平原則に照らして問題であり、その他の事業と同一の取扱いに改めることを要望する。
- ・ 法人事業税については、資本金1億円超の大企業においては所得（利益）や付加価値額、資本金等に対して課税されているが、電気事業を始めとする3業種では収入金額（売上）のみに対して課税されており、税制における公平性が保たれていない状況。

電気事業など特定の事業のみがその他の事業と異なる課税標準が適用されることは、租税負担の公平原則に照らして問題であることに加え、結果として電力供給のコストを押し上げ、電気の使用者に重い負担を強いることとなるため、こうした不公平な取り扱いは解消すべき。

平成29年度与党税制改正大綱においても検討課題とされており、平成28年4月から小売の全面自由化が実施され、規制料金によるお客さまからの税コスト回収が担保されなくなるなど、電気事業を巡る環境は事業税制度創設時とは大きく変化していることから、早急に課税標準の見直しが必要。

- ・ 電力小売りの全面自由化などの経営環境の変化を考慮すれば、電気事業など特定の事業のみがその他の事業と異なる課税標準が適用されることは、租税負担の公平原則に照らして問題であり、その他の事業と同様の扱いに改められるべきであるため、電気事業の法人事業税について、現行の収入金額を課税標準とする枠組みの見直しを要望する。
- ・ 課税の公平性・担税力の観点から、ガス・電力事業の課税方式について、収入金課税方式から他業種と同様の課税方式とするよう要望したい。
- ・ 収入金課税について所得課税に一本化してほしい。
所得課税事業と収入金課税事業を併営する場合に、区分計算を実施する事務作業量が負担となっているため。また固定買取制度の導入により電気供給への新規参入する者との課税の公平性を確保するため。
- ・ ガス供給業は、法人事業税の課税標準として収入金額が適用されていることから、「その他の事業」と比べて取扱いが著しく不公平になっている。
ガス供給業に対する法人事業税の不公平を是正するため、現行の収入金額を課税標準とする課税方式を「その他の事業」と同一の扱いとするよう要望する。

3) 分社化に伴うグループ会社間取引に係る事業税（収入金課税）上の取扱いの見直し

【理由】

- ・ 電力システム改革に伴う法的分離（分社化）により、従前は内部取引であった取引が外部取引化することとなる。この結果、分社化後に外部取引として扱われることとなる受委託契約等について、それぞれの事業会社が収入金に対して課税されることにより、従来発生しなかった課税取引が生ずることから、当該取引について課税標準からの控除など軽減措置を要望。

4) 外形標準課税制度の更なる課税強化の抑制

【理由】

- ・ 法人税実効税率の引き下げが行われたものの、外形標準課税の拡大により税負担軽減の効果を企業は享受できていない。特に、従業員を多く抱えている法人においては、賃金上昇に伴い付加価値割の負担が増える傾向にある。この為、更なる外形標準課税の拡大がなされないようにしてもらいたい。
- ・ これまで行われた法人税実効税率引き下げでは、財源確保を目的に、法人事業税の外形標準課税（付加価値割）を拡充したため、労働集約産業である百貨店では大幅な増税となった。
そもそも、景気回復を国民に実感させるためには、雇用の安定と実質賃金の上昇が不可欠であり、これを妨げる支払給与額や従業員数等に課税する①法人事業税の付加価値割（「報酬給与額」への課税）、②事業所税の従業者割（「従業者給与総額」への課税）、③法人市町村民税の均等割（「従業者数」への課税）は、廃止していただきたい。

5) その他・課税標準の見直し

【理由】

- ・ 外形標準の付加価値割の構成要素から役員関連を除く報酬給与を除外していただきたい。報酬給与の収益や利益に対する割合は業種によって大きく異なっており、業種間における課税の公正性を欠くことになっていると考える。
- ・ 資本金の額を好きなように決められるため、資本金の額と会社規模が比例してない場合がある中で、資本金に対して税金をかけるというのは、資本割の趣旨から考えてもあまり意味がないように思う。そのため、資本割の撤廃を要望する。
- ・ 外形標準課税の資本割の課税標準を会計上の「資本金+資本準備金」を上限とすること。グループ内の適格組織再編の結果、法人税上の資本金等の額が増えてしまい、税制適格を選択したにも関わらず非適格再編をした場合と比べ、資本割の負担が大幅に増えるケースがみられ、著しく不公平な税負担となっている。

- ・ 外形標準課税のうち、資本割の課税標準が「資本金等の額、資本金と資本準備金の合計額のいずれか大きい金額」に見直されたことにより、自己株式を取得した法人は、自己株式の消却有無を問わず、課税標準が増加するが、自己株式を消却した法人に関しては、課税標準を従前の「資本金等の額」とするよう、追加の見直しを行うことを要望する。

(4) 法人住民税額の計算

1) 法人住民税（法人税割）における試験研究費の税額控除額の考慮

【理由】

- ・ 法人税で計算した試験研究費税額控除の金額は、法人住民税の課税所得計算上、減算項目となっていない。国と地方の平仄を合わせるべく、法人住民税の課税所得計算上においても、減算項目とするよう要望する。

2) 繰越欠損金の控除制限の廃止、及び控除期間の延長

【理由】

- ・ ①住民税の法人税割は全額控除可能であり、事業税の所得割は控除制限が有るという状況は、地方税の制度設計として合理性が無く、申告者の事務負担も大きいこと
 - ・ ②控除期間に制限が有ることはゴーイングコンサーンの前提に反すること
- 上記2点の理由から、控除制限廃止・控除期間延長を要望する。

(5) 個人住民税

上場株式等の配当等に係る住民税の課税方式

【理由】

- ・ 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る住民税の課税方式について、所得税の確定申告書での指定を可能とすることを要望。

平成29年度税制改正により、上場株式等の配当所得及び源泉徴収選択口座における上場株式等の譲渡所得について、国税と住民税で異なる課税方式を選択できることが明確化されたが、国税と住民税で異なる課税方式を選択するためには、国税に係る確定申告書と地方税に係る申告書の両方を提出する必要があると考えられることから、納税者の利便性向上のため、国税の確定申告書のみで住民税は異なる課税方式の選択を可能とすることを要望するものです。

Ⅲ 事業所税

(1) 事業所税の廃止等

【理由】

- ・ 固定資産税や外形標準課税と課税標準が重複しているため、廃止すべき。
- ・ 事業所税は、固定資産税及び事業税の外形標準課税と類似の課税標準であり、二重課税であるため、廃止されたい。
- ・ 固定資産税及び都市計画税との多重課税解消のため、廃止すべき。
- ・ 事業所税は、事業所床面積を課税標準とする資産割と、従業者給与総額を課税標準とする従業者割からなりますが、これらは固定資産税と事業税の付加価値割と課税標準が類似しており、地方税の整理・統合の中で廃止することを要望します。
- ・ 事業所税（資産割）は固定資産税と重複、事業所税（従業者割）は外形標準課税の報酬給与額と重複し、二重課税となっているため、廃止を要望する。

廃止できない場合でも、免税点判定における「みなし共同事業」要件基準を早急に見直すべきである。納税側での実務負担（捕捉が困難）から鑑みるに、ここだけ連結の考え方を持ち込むのはおかしい。

(2) 課税標準の見直し

【理由】

- ・ また、事業所税については申告を要しますが、共有部分を専用部分の面積に応じて按分する必要があることや、自治体により課税判断が異なる等により、大きな事務負担となっているため、例えば、課税標準となる事業所床面積を専用部分のみとする等、事業所税の課税事務簡素化を要望します。

IV 固定資産税

(1) 償却資産に対する固定資産税の廃止

【理由】

- ・ 「生産性革命」や地域経済の活性化に向けた設備投資促進の流れに逆行する制度であり、国際的にもアメリカ・カナダの一部の州にしか存在しない稀な税制であることから、制度の廃止（最低限、新規取得の機械・装置について廃止）、特に無電柱化関連設備については早急な減免措置を要望する。
- ・ 諸外国では類似の税制が無いこと、又、特定の設備型産業に負担が偏重する傾向があるため、土地、建物を除く償却資産に関しては、固定資産税の課税対象から除外すべき。
- ・ 国際的にもみても償却資産に対する課税は特異であり、国際競争力の観点、また設備投資促進の観点より償却資産税の廃止を要望します。平成19年度に導入された新減価償却制度と償却資産税の評価額計算が統一されておらず、納税実務が煩雑となっており、廃止が実現されない場合であっても、最低限、法人税法と地方税の償却計算方法の統一を図ること及び残存価格5%を廃止することを要望します。
- ・ 国際的イコールフットイングを確保することで、企業の国際競争力向上、国内への投資促進を図るため、また、諸外国には無い稀な課税制度であり、他の投資優遇税制等の効果を減殺してしまうことから廃止を要望する。
- ・ 国際的に稀な償却資産税を廃止、もしくは大幅に縮小し、国際競争力強化のためイコールフットイングの実現をすべき。
- ・ 償却資産税は製造業に負担が重く、また当該資産で稼得した所得に法人税が課せられることから二重課税となっていると考えられる。また、国際的にもあまり例を見ない税制であり、廃止を要望する。
- ・ 多岐にわたる地方税を統合・簡素化し、納税事務負担を軽減するとともに、国際的にも稀な償却資産税等を廃止すること。
- ・ 国際的に極めて例外的な税制であり、国内設備投資促進、企業の国際競争力強化の観点から撤廃、少なくとも今後の新規設備投資に関しては適用外とすることを要望する。
- ・ 減価償却資産に対する法人（所得）税と固定資産税との二重課税を排除することを要望。固定資産税における償却資産税は、諸外国でも例外的であるため、廃止することを要望する。また、廃止されない場合も、法人税法と同一に完全償却を認めるべきである。
- ・ 償却資産を課税客体とする税制は国際的に極めて例外的であり、わが国製造業にとって国際的なコスト競争力を損なう大きな要因となっている。中小企業を対象に、期間限定で、一部資産を対象とした軽減措置が導入されたが、不十分と言わざるを得ない。

設備課税と所得課税との二重課税、設備型産業への税負担の偏重、地方の行政サービス等の受益と負担のバランス等、多くの課題を内包していることから、償却資産に対する固定資産税は廃止を含め、抜本的に見直すべきである。

少なくとも、新規取得した償却資産から、それに係る固定資産税を廃止すべきであると考えますが、地方の税財政を取り巻く諸事情から、それも困難な場合は、国税における減価償却制度の取り扱いに合わせ、評価額の最低限度額5%について即時廃止すべきである。
- ・ 本制度は国際的にも例外的な制度であると共に、投資に対する負担も大きいことから本制度を廃止してもらいたい。
- ・ 機械装置、工具、器具備品等の償却資産に係る固定資産税を廃止することを要望する。

耐用年数の短い動産は、原材料、水道光熱費等の経費と同様、製品・部品を製造するために費消される投入原価要素であり、固定資産税の課税対象にはなじまないことから、課税対象から除外すべきである。
- ・ 企業の国内における設備投資意欲を低下させ、雇用の増加を阻害する要因ともなり得るため、償却資産に対する固定資産税は、諸外国でも例外的であり廃止もしくは簡素化することを要望する。

廃止されない場合、圧縮記帳の取扱い、残存価額、償却方法など法人税と相違する部分を統一することにより事務負担の簡素化を進めて欲しい。
- ・ 店舗内のエレベーターやエスカレーター、建物と一体となった電気設備や可動間仕切、絨毯、保冷・冷蔵

設備、陳列什器等は、事業用償却資産として土地・建物とは別に課税されているが、欧米主要先進国では、営業収益を生む事業用償却資産を課税している国は少ない。事業用償却資産は、バリアフリー化や商品の鮮度（安全性）を確保し、消費者の利便性を向上させるものである。

また、事業用資産の更新（設備投資）は、生産性向上につながる。よって、事業用償却資産への課税は廃止されたい。

(2) 償却資産税の評価額算定方法と法人税法上の減価償却制度の統一

【理由】

- ・ 固定資産税の課税事務においては、家屋と償却資産の区分が明確でないことに加え、法人税法上の取扱い（減価償却資産の定義や償却計算の方法）と異なっていることから、課税標準の計算等における事務負担が大きい状況にあり、例えば、固定資産税における家屋・償却資産の区分を法人税法上の区分に合わせる等、固定資産税の課税事務簡素化を要望します。
- ・ 償却資産に対する固定資産税の廃止が実現しない場合、平成19年度改正税法で見直された減価償却制度（5%残存価格の撤廃、減価償却率の見直し）に合わせるべきである。法人税法上の減価償却と計算方法が異なり、事務処理が煩雑になる。
- ・ 固定資産に対する償却費の計算方法が会計、法人税、償却資産税で異なっている。業務負担を考慮して少なくとも法人税と償却資産税の計算方法を統一してもらいたい。
- ・ 新定率法および旧定率法等、複数の計算方法を採用している企業の現状は効率的であるとは言えないと考える。また、算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となる制度の廃止も含めて検討することで、企業の投資活動活性化にもつながる。
償却資産にかかる固定資産税における償却計算を法人税と同一にすることで、企業の申告作業の効率化に繋げていただきたい。
- ・ 固定資産税の課税対象につき、家屋・償却資産の区分、償却方法等を法人税法上の区分と同一にして、固定資産税の課税方法を簡素化することを要望する。
固定資産税の課税実務においては、家屋と償却資産の区分が不明確であり、法人税法上の取扱いと相違しているため、課税標準の計算等における事務負担が大きい。
- ・ 百貨店（店舗）は、定期的に大規模なリニューアル工事を行うことで商業集積としての魅力を維持しており、店舗等建物に係る固定資産税の経過年数が65年とされているのは長すぎるため、法人税耐用年数と同じ39年とされたい。

(3) 固定資産税の負担の軽減

1) 固定資産税の引下げ等

【理由】

- ・ 固定資産税については、土地の収益性との比較において過大な負担となっていることから、税率や評価額について適正な水準まで引き下げよう要望します。
- ・ 土地保有に係る税負担は過重であり、企業の国際競争力を阻害し、我が国の立地競争力低下をも招いている。一方、地方自治体が条例により負担水準を60%まで引下げることができる条例減額制度は、減収財源が担保されていないこと等からほとんど機能していない。
土地評価替えの平成30年度改正において、企業の競争力を確保し、国内立地を促進するため、税負担の軽減や適正化を図るべきとの観点から、条例減額制度での対応でなく地方税法による全国一律の措置として負担水準の上限を60%へ速やかに引下げべきである。
- ・ 経過年数（65年）の終了後の残存価格（20%）は、法人税の償却限度額（備忘価格）と比較して、極端に負担が大き過ぎる。残存価格も国税の備忘価格並に引き下げられたい。

2) 固定資産税の評価方法の明確化・見直し

【理由】

- ・ 賦課課税方式である固定資産税について、評価の誤りによる課税額の誤謬は納税者自身で点検する必要がありますが、現状、自治体では評価プロセスを公表しておらず、課税額の点検が困難となっていることから、例えば、評点数計算書等の評価プロセスがわかる資料の公開等、固定資産税の評価プロセスの透明性向上を要望します。また、納期の設定や納税通知のスケジュール設定は自治体に委ねられ、課税事務が多種多様となっており、交付を受ける課税明細書についても記載内容、様式が統一されていないため、データ整備や事務の効率化が図りづらくなっていることから、自治体によって異なる課税事務の標準化を要望します。

3) 土地に係る固定資産税等についての負担調整措置

【理由】

- ・ 土地に係る固定資産税等について、現行の負担調整措置を維持した上で、市町村等の判断により、一定の税負担の引き下げを可能とする措置（条例減額制度）を延長することを要望。

本負担調整措置は、商業地等の課税標準額の上限を設定し、負担水準の高い土地の課税標準額を引き下げるものであるが、本措置が継続されなかった場合、地価が上昇基調を強めている三大都市圏の商業地においては、平成30年度評価替えによる課税標準の上昇が見込まれる。固定資産税、都市計画税の負担増は、投資マインドに水をさす要因ともなり、デフレからの着実な脱却を目指す政府方針にも影響を与えるものである。

4) 働き方改革に係る固定資産税減免措置

【理由】

- ・ 多様な働き方の実現のために、テレワーク導入にあたる設備投資や企業内託児所の創設を促進する必要があることから、企業の投資について法人税税額控除や固定資産税減免措置を要望する。

5) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例（減免）

【理由】

- ・ 公害防止に対する社会的要請は、地球環境問題への関心の高まりもあって、ますます厳しくなっており、電気事業においても、公害防止のための投資を継続的に行い、設備の整備に努めるなど、環境保全を図るための徹底した公害防止策を推進している。

しかし、公害防止関係の支出は、企業の収益に直接貢献することのない負担であり、今後一層の環境保全を推進する観点から、現行制度の適用期限の延長が必要。

- ・ 公害防止関係の支出は、企業の収益に直接貢献することのない負担であり、今後一層の環境保全を推進する観点から必要な制度であるため、同制度の延長を要望する。

6) 営業店舗に係る商業地等の固定資産税を軽減

【理由】

- ・ 百貨店は、来店客の利便性の高い大きな駅等の隣接地や中心市街地に出店しており、地域を代表する百貨店は、地域経済・中心市街地活性化のために役立ってきた。

街のインフラとしての百貨店の公共性も高いことを評価し、営業店舗に係る商業地等の固定資産税を軽減されたい。

V 不動産取得税

(1) 不動産取得税

1) 不動産取得税の廃止等

【理由】

- ・ 建物取得時、消費税との多重課税解消のため、廃止すべき。
- ・ 不動産取引に係る流通段階のコストは、不動産取得税および登録免許税が課せられていることにより、他の金融資産等と比べて割高なものとなっています。不動産市場活性化のため、不動産取得税の廃止および登録免許税の適正水準への引き下げによる、負担軽減措置の拡充を要望します。
- ・ 会社型投資信託やSPC等に係る不動産取得税および登録免許税について、既に一定の税制上の措置が講じられています。しかしながら、会社型投資信託やSPC等は、本来、導管体であり担税力を持っていないことや、今後、不動産投資信託をはじめとした不動産流動化市場が発展していくためには更なる税制上の措置が不可欠と考えられることを考慮し、会社型投資信託やSPC等を利用した不動産流動化に係る不動産取得税の廃止を要望します。また、所有権の移転登記に係る登録免許税については、特例措置の恒久化を要望します。

2) 不動産取得税の税率の軽減措置並びに課税標準の軽減措置

【理由】

- ・ 不動産取得の際に設けられている住宅及び土地に関する不動産取得税の税率の軽減措置（本則4%→3%）並びに不動産取得税における土地の課税標準の軽減措置（固定資産税評価額の1/2）を延長することを要望。
平成29年地価公示において、全国全用途平均が2年連続で上昇している。商業地の地価平均も2年連続の上昇となり、上昇基調が強まっている。住宅地においても三大都市圏でほぼ前年並みの小幅な上昇を示している。デフレからの脱却をさらに強固にするため、これまで以上に不動産取引の促進・活発化を継続して実現していくことを意図し、現行措置延長による支援を求める。

3) 投資法人等に措置されている不動産取得税の軽減措置を延長

【理由】

- ・ 不動産取得税については、地方税法の附則において税率を4%から3%に軽減する特例措置が講じられているところ、当該特例措置が平成30年3月末をもって日切れとなるため、投資法人等に係る不動産市場における取引コストを低減する観点から、期限の延長を要望するものです。

その他の部

I 環境・エネルギー税制

(1) 地球温暖化対策のための税の見直し

【理由】

- 地球温暖化対策のための税については、当該税制の必要性、妥当性等を再度検証するとともに、その導入による経済・雇用等への影響を提示し、国民の理解と納得を得るプロセスが不可欠である。

現在、ほとんどの原子力発電が停止状態にある中、火力発電を最大限に活用せざるを得ず、政府が閣議決定した日本再興戦略においても電力・エネルギー政策の克服とコスト低減を指向し、高効率火力（石炭・LNG）の導入等の施策を掲げており、エネルギー政策として石炭、LNG、石油等の化石燃料の使用増加を進めなければならない状況下での、化石燃料への課税強化は政策としての統一性を欠いている。現に火力代替に伴う燃料コストの増加や再生可能エネルギーの全量買い取り制度等による電気料金の上昇が全国的な問題となっており、震災復興、経済回復の足かせとなることから、地球温暖化対策のための税は廃止すべきである。

また、本税制の用途拡大や新税の創設には断固として反対する。

(2) 軽油引取税の減免

【理由】

- 軽油は、汽力発電の助燃の用途に適しており、他の石油製品による代替が難しいことから、今後も引き続き軽油を使用することが必要であり、現行制度を維持することによって、電力供給コストの抑制につながるため、制度の延長を要望する。
- 軽油引取税については、平成21年度より一般財源化されたことで課税根拠を失っており、電気事業者が使用する石炭・LNG・重油・軽油などの燃料のうち、軽油のみに過重な税金を課すことには、政策的な合理性はない。

軽油は、汽力発電の助燃の用途に適しており、他の石油製品による代替が難しいことから、今後も引き続き軽油を使用することが必要。仮に、軽油引取税の減免の特例措置が廃止された場合には、軽油のみに過重な税金が課され、ひいては電力供給コストの上昇にもつながることが見込まれるため、現行制度の延長が必要。

- 本税は地方税の目的税（道路特定財源）として新設され、その後、平成21年度税制改正において一般税に変更された経緯があるが、公道走行を伴わない鉱山坑内での使用等、政策的配慮から特定の用途については課税を免除されて来た。本特例措置が廃止された場合、事業者による価格転嫁は難しく、鉱山経営の悪化から安定供給が損なわれる懸念もあり、維持・存続をお願いしたい。

Ⅱ 納税環境の整備

(1) 納税者権利憲章の法制化等

【理由】

- ・ 平成23年税制改正案に織り込まれていた納税者権利憲章を法制化すること、特に以下項目を要望する。
 - 1 納税者の権利利益の明確化及び法制化
 - 2 国税庁に求められる役割・行動、国税庁の使命と税務職員の行動規範についての策定と法制化
国税通則法を改正し、納税者の権利利益や国税庁に求められる役割・行動、及び国税庁の使命と税務職員の行動規範について法制化することにより税務執行の透明化を促進していただきたい。
- ・ 透明性のある国税調査を担保するために、罰則付の「税務職員の行動規範」を新設し、具体的な行動事例を明示化してコンプライアンスの向上を図る。
- ・ 国税調査時の撮影・録音可を明示化し、民間が、ドライブレコーダーと同じように証拠書類として活用できるべく、制度化が必要である。

(2) 法人税の納付

【理由】

- ・ 法人税の積立納付制度（海外の予定納付に近い）の導入を要望する。内容は下記の通り。
 - ①法人税を余分に納めることができる制度
 - ②確定申告後に、調査等で過小納付が発覚した場合、追加税額を積立金額から充当し、積立金額の範囲内であれば付帯税を賦課しない
 - ③逆に、過大納付となった場合は、過大納付額を積立額に加算できる
 - ④但し、積立額には利息等は発生しない。（利率ゼロ）
 - ⑤積立金の払戻請求が出来るのは会社清算/倒産時等に限定（滞納税金等の精算後）
調査更正が発生した場合の付帯税発生リスクを排除できる。
マイナス金利で、銀行では手元の余分な現金が不要な状況。
また、国債購入でマイナス利回りとなるよりもデメリット小さい。
法人番号制度が導入され、当局側で納税者の納税状況が把握しやすくなった。
国庫にとっては、税収の先取りが可能となる。
税務当局にとって延滞税計算や還付事務・滞納徴収事務等の関連事務が軽減される。
等の理由から要望を行うものである。

(3) 税務調査における負担軽減

【理由】

- ・ 実務上、区分した場合と区分しない場合とで、移転価格調査と法人税一般調査との調査展開（着手時期及び終了時期等）の違いが明確でなく、具体的な負担軽減の有無が不明なため、国税通則法第7章の2（国税の調査）関係通達の制定について（法令解釈通達）3-1(4)イにいう負担軽減とは、こういった場面で、どのような負担が軽減されるのかについて具体的に明らかにされたい。

(4) 更正の請求期間の延長

【理由】

- ・ 更正の請求をすることができる期間を9年以内（現行5年以内）とすること。また、後発的理由による請求期間の特例については、1年以内（現行2ヶ月以内）とすることを要望する。
納税者の権利確保の観点から、更正等の期間と整合させるべきである。

(5) 申告期限の延長

【理由】

- ・ アメリカのように申告期限の6ヶ月延長を認める等、グローバルスタンダードに合わせた申告期限の設定を要望する。

(6) 充当・還付加算金の順序の明確化

【理由】

- ・ 複数要因による還付が発生した場合、還付加算金額の検証が困難であり、還付加算金の起算日を明確にするため、充当の順序を明確化願いたい。

(7) 代表者等の自署押印

【理由】

- ・ 代表者の自署を記名に変更することを要望する。
電子申告が普及する中、自署を求めるのは時代錯誤であり、大法人の場合、社内手続き等の関係で、代表者の自署に時間がかかるため、期限内申告提出の支障になる場合が多い。
- ・ 電子申告義務化の方針が示される中、必要性が乏しいと考えられる経理責任者の自署押印を廃止し、企業の電子署名手続を簡素化することを要望する。

(8) 納税証明書（未納の税額がないこと）

【理由】

- ・ 官公庁件名の入札時の必要書類として「納税証明書（未納の税額がないこと）」が必要であるが、更正通知日から納付日までの間は「未納あり」としてその証明書が入手できず、件名受注推進に大きな障害となっている。
更正通知日から納期限までは「未納なし」として取り扱い、その証明書の入手が行えるよう改正をいただきたい。

(9) グループ内の申告書作成業務の効率化（税理士法の緩和）

【理由】

- ・ 連結子法人が連結親法人の連結確定申告書を作成することは、他人の求めに応じて税務書類の作成を行うこととなり、税理士法第52条に違反する懸念がある。一方、最適な連結経営に資するため、財務部門の機能の一部を親法人から切り離すケースもあるため、少なくとも連結納税グループについては、第52条の要件を緩和すること。
- ・ 国税庁において、大企業の税務に関するコーポレートガバナンスの充実、コンプライアンスの向上を推進されているが、税理士法の制限により、グループ内企業間での税務指導等に限界があるため。大企業グループにおいて、グループ内企業間での税理士業務を行えるようにしていただきたい。

(10) 各種税制の簡素化及び手続きの合理化

【理由】

- ・ 日本企業にとって、ホワイトカラーの生産性向上は政府もご認識されている重要課題である一方、BEPS行動計画による移転価格文書化を始めとして企業にとっては税務申告等に関する事務負担が増えている。企

業の事務負担軽減の為に、地方税、CFC税制、受取配当金益金不算入に係る区分計算等の複雑なルール及び手続きの簡素化・合理化を望む。

(11) 電子申告・納税システム

1) e-Tax等の更なる推進

【理由】

- ・ eLTAX（地方税ポータルシステム）においては、ファイル添付機能がすでに備わっているため、e-Taxの完全な電子化を要望し、添付資料についてはすべてPDFで提出できるようにしていただきたい。
e-Taxによる電子申告を行っても、添付書類（BS、PL、科目内訳書、会社概況報告書等）を別途税務署に手持ちする必要があるため、添付資料まで含めた完全な電子化をお願いしたい。
- ・ 電子申告義務化の方針が示される中、e-Tax、eLTAXの機能改善。自治体ごとに異なる届出書の様式統一、重複して提出される届出書（例：連結納税適用の場合の個別帰属額の届出書）の電子申告データ共有による重複提出排除、特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出書と申告書のシステムの同一化、国税庁HPに掲示されている申告書等のWord、Excel版掲示等を実施することにより、行政の効率化のみでなく、企業の事務効率向上及び工数削減により働き方改革に寄与する制度とするよう要望します。
- ・ 企業の事務負担軽減となるため、e-Taxにて、国税庁の項目要件を満たす各企業の任意作成資料についても受け付け、国税局及び税務署の業務において一層のペーパーレス化を進めるべき。
- ・ eLTAX（地方税ポータルシステム）においては、ファイル添付機能がすでに備わっているため、e-Taxの完全な電子化を要望する。国税庁の仕様準拠で作成されていないもの（例えば、WordやExcelなどで作成している明細書、PDF形式以外のイメージデータ）等の添付書類についても電子データで送信可能にしていきたい。
数日にまたがるメンテ等によりインストーラーがダウンロードできないうえ復旧の予定も記載がない場合があるため、e-Taxのシステムメンテナンスの頻度減少を要望する。

2) ICTを活用した年末調整手続きの簡素化・合理化

【理由】

- ・ わが国ではICTを活用し、社会全体の負担削減や利便性向上を図る規制改革を推進しています。納税制度のプロセス全体についても、規制改革を進めることで更なる合理化が期待される所です。生命保険料控除の適用を受ける際に確定申告書等に添付または提示することが必要とされている控除証明書については、平成28年度税制改正により、平成30年分以後の所得税（個人住民税については平成31年度以降の年度分）について、保険会社から電子メール等により交付された控除証明書等に記載すべき事項が記録された電子データを一定の方法により印刷した書面を添付等することが可能となりますが、事業者内における事務負担軽減の観点から、電子化の推進等により、生命保険料控除制度に係る年末調整手続きの簡素化・合理化が図られることを要望します。

3) 電子申告普及に向けた取組み

【理由】

- ・ 電子申告普及に向け、必要な申告書類の精査（内容が重複する帳票の削減等）、電子署名手続き簡素化（会社単位の電子署名を可とする等）を要望する。
- ・ 本年3月29日に公表された規制改革推進会議「行政手続部会取りまとめ」によると、今後3年間（平成31年度まで）で、国税と地方税の電信申告（e-TaxとeLTAX）利用率100%を目標とし、添付書類も含め電子化の徹底（義務化）を図る旨が記載された。

しかし、e-Taxを利用している事業者でも、別表の一部をPDF又は文書提出している状況にあり、地方税に至っては自治体毎に書式が異なるためにeLTAXが使えない状況にある。e-Tax未利用事業者の導入コストは少なくはない。

電子申告の普及は、単に行政手続簡素化だけが目的ではなく、事業者の行政手続コストも削減して生産性

向上を図ることが重要であり、電子申告が義務化されることで、手続に要する作業時間や間接的な金銭コスト（申告方式の変更に対応するための投資コスト）が増加しては本末転倒である。

電子申告を義務化する前に、国税と地方税の納税システムを統一するか、少なくとも、現在は自治体毎に異なるシステムを統一することと、納税手続き自体を簡素化して、提出資料を減らす等の納税環境を整備されたい。

4) 電子帳簿保存法（スキャナ保存制度）

【理由】

- ・ 電子帳簿保存法につき、改正が行われ要件が緩和された。企業にとって利便性向上のため、更なる要件緩和を要望する。

